



藤岡市

文化財保存活用地域計画

群馬県藤岡市
令和7年7月



例 言

1. 本計画は、群馬県藤岡市の文化資源の保存・活用に関する総合的な法定計画である。
2. 本計画は、令和 3 年度から計画作成の準備を開始し、令和 5 年度・令和 6 年度に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受け、作成した。
3. 本計画の作成にあたり、藤岡市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、計画案の検討を行った。
4. 作成過程においては、文化庁及び藤岡市文化財保護審議会の指導・助言を受けた。
5. 本計画の編集は、藤岡市教育委員会文化財保護課が行った。また、編集と図表作成の一部を北海道地図株式会社に委託した。
6. 本計画における年代表記は、元号（西暦）とした。
7. 藤岡市文化財保存活用地域計画で使用した図・写真のほとんどは、藤岡市教育委員会が所蔵している。出典がある場合は、キャプション横に記載した。

目 次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 地域計画の位置付け	3
4. 作成体制と作成の経緯	4
5. 本計画における文化資源の定義	5
第 1 章 藤岡市の概要	8
1. 藤岡市の概要	8
(1) 藤岡市の位置	8
(2) 市域の変遷	9
(3) 土地利用	11
(4) 気候	11
(5) 地質・地形	11
(6) 河川	13
(7) 動植物	14
2. 社会的状況	14
(1) 総人口	14
(2) 人口動態・転入・転出	15
(3) 交通	16
(4) 産業	17
(5) 主な観光資源	19
(6) 文化施設	21
3. 歴史的概要	22
(1) 先史時代（旧石器・縄文・弥生時代）	22
(2) 古代（古墳・飛鳥・奈良・平安）	23
(3) 中世（鎌倉・室町・安土桃山）	27
(4) 近世（江戸）	29
(5) 近代（明治・大正・昭和戦前）	31
(6) 現代（昭和戦後・平成・令和）	33
第 2 章 藤岡市の文化資源	36
1. 指定等文化財	36
(1) 有形文化財	38
(2) 民俗文化財	38
(3) 記念物	38
2. 未指定文化財	39
(1) 有形文化財	40
(2) 無形文化財	41
(3) 民俗文化財	42
(4) 記念物	42
(5) 文化的景観	44
(6) その他	44
3. 世界文化遺産	45
4. ぐんま絹遺産	46

第3章 藤岡市の歴史文化の特性	48
第4章 文化資源に関するこれまでの把握調査	54
1. これまでの把握調査	54
(1) 総合的な把握調査	54
(2) 類型別の把握調査	54
2. 把握調査の現状と課題	56
第5章 文化資源の保存・活用に関する将来像と方向性	60
第6章 文化資源の保存・活用に関する現状と課題	62
1. 現状	62
(1) 自治体及び市民団体の活動の現状	62
(2) 防災・防犯についての現状	64
2. 課題	67
(1) 調査・研究 - 藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす -	67
(2) 保存 - 藤岡の文化資源を保存し、守る -	67
(3) 活用 - 藤岡の文化資源を活かし、発信する -	68
(4) 継承 - 藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる -	68
3. 方針	69
(1) 調査・研究 - 藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす -	69
(2) 保存 - 藤岡の文化資源を保存し、守る -	69
(3) 活用 - 藤岡の文化資源を活かし、発信する -	70
(4) 継承 - 藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる -	71
第7章 文化資源の保存・活用に関する取り組み	72
1. 保存・活用に関する取り組み	72
第8章 関連文化財群	82
1. 関連文化財群設定の考え方	82
2. 各関連文化財群のストーリー・課題・方針・取り組み	83
第9章 文化資源の保存・活用の推進体制	96
1. 計画の推進体制	96
(1) 行政（文）・・・文化財保護課	96
(2) 行政（関）・・・関係各課、群馬県、他市町村、学校など	96
(3) 専門・・・大学、文化財保護審議会、有識者 など	99
(4) 団体・・・民間団体、各種団体、地域づくり協議会、企業 など	99
(5) 市民・・・住民、文化資源の所有者・管理者 など	100
2. 緊急時の推進体制	100
3. 計画の推進と進捗管理	101

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

序章

1. 計画作成の背景と目的

地域に残る文化資源の多くは、これまで文化資源の保存団体や、民俗行事を保存・継承している保存会、また、市民の有志による活動によって維持・管理されてきました。藤岡市教育委員会では、これらの市民活動への支援や指定文化財の維持・管理及び調査・啓発などを行ってきました。しかし、開発に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査が業務の大部分を占める状況が長く続き、文化資源の活用や市民活動への支援が十分ではありませんでした。

令和になり埋蔵文化財の緊急発掘調査が落ち着きを見せ始める一方、地域に残る伝統芸能などの無形の民俗文化財は、高齢化や後継者不足による保存活動などの縮小・消滅が目立ってきています。

例えば、藤岡市のある地区は集落の人口減少と高齢化により、これまで参加・継承してきた地域のお祭りへの不参加を決めました。お祭りは今も継続していますが、今後の維持に困難が予想されます。また、山間部の集落では、人口減少が著しく、地域で大切に守ってきた未指定の文化資源の行く末について不安の声が上がっています。

このように埋蔵文化財や有形文化財の消滅といった、これまで対処してきた問題とは異なる危機が顕在化してきています。しかし、これまで藤岡市ではこのような問題に対して、将来に向けて文化資源の保存・継承などを行っていくための長期的な計画や指針はありませんでした。

平成 30（2018）年度の文化財保護法の改正により、市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成が可能となりました。文化財保存活用地域計画は、法律や条例で保護されてきた文化財と、価値づけが明らかでなかった未指定文化財を含めて、地域独自の歴史や文化に沿って、まちづくりなどに活かし、地域総がかりで継承に取り組むことを趣旨としています。これは、藤岡市の文化資源の保存・活用と継承を行っていく上で欠けていた要素です。

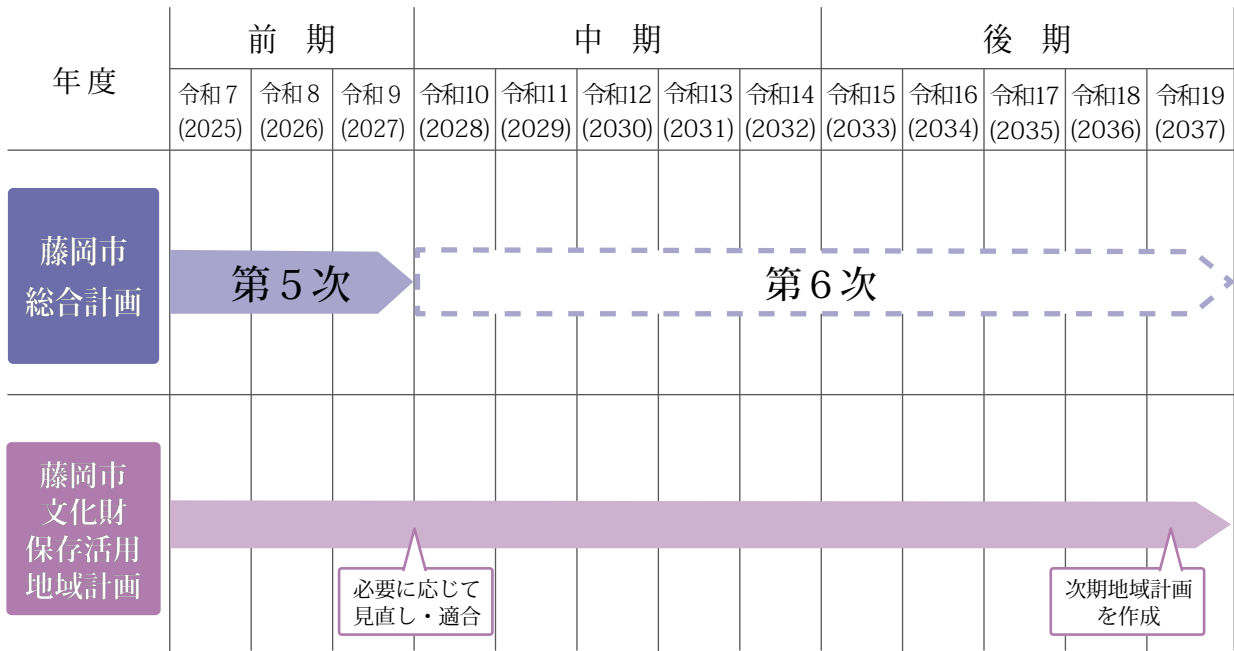
このような背景を踏まえ、藤岡市内の歴史文化の特性を形作る多様な文化資源について、その価値を高め、適切に保存し、活用を図り、次代へ継承していくために文化財保護法第 183 条の 3（文化財保存活用地域計画の認定）に基づき、「藤岡市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）を作成しました。

2. 計画期間

地域計画の実施期間は、令和 7（2025）年から第 6 次藤岡市総合計画の終期である令和 19（2037）年度までの 13 年間とします（第 1 図）。作成後は、計画の進捗を常に管理し、必要に応じた見直しを行い、結果を次の地域計画に反映させます。その際には、市総合計画などの上位計画の見直しや変更に合わせて、適合を図ります。

また、認定された地域計画について、「計画期間の変更」、「市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合には、文化庁長官の変更の認定を受けます。

上記以外の軽微な変更を行った場合は、群馬県及び文化庁に情報提供します。

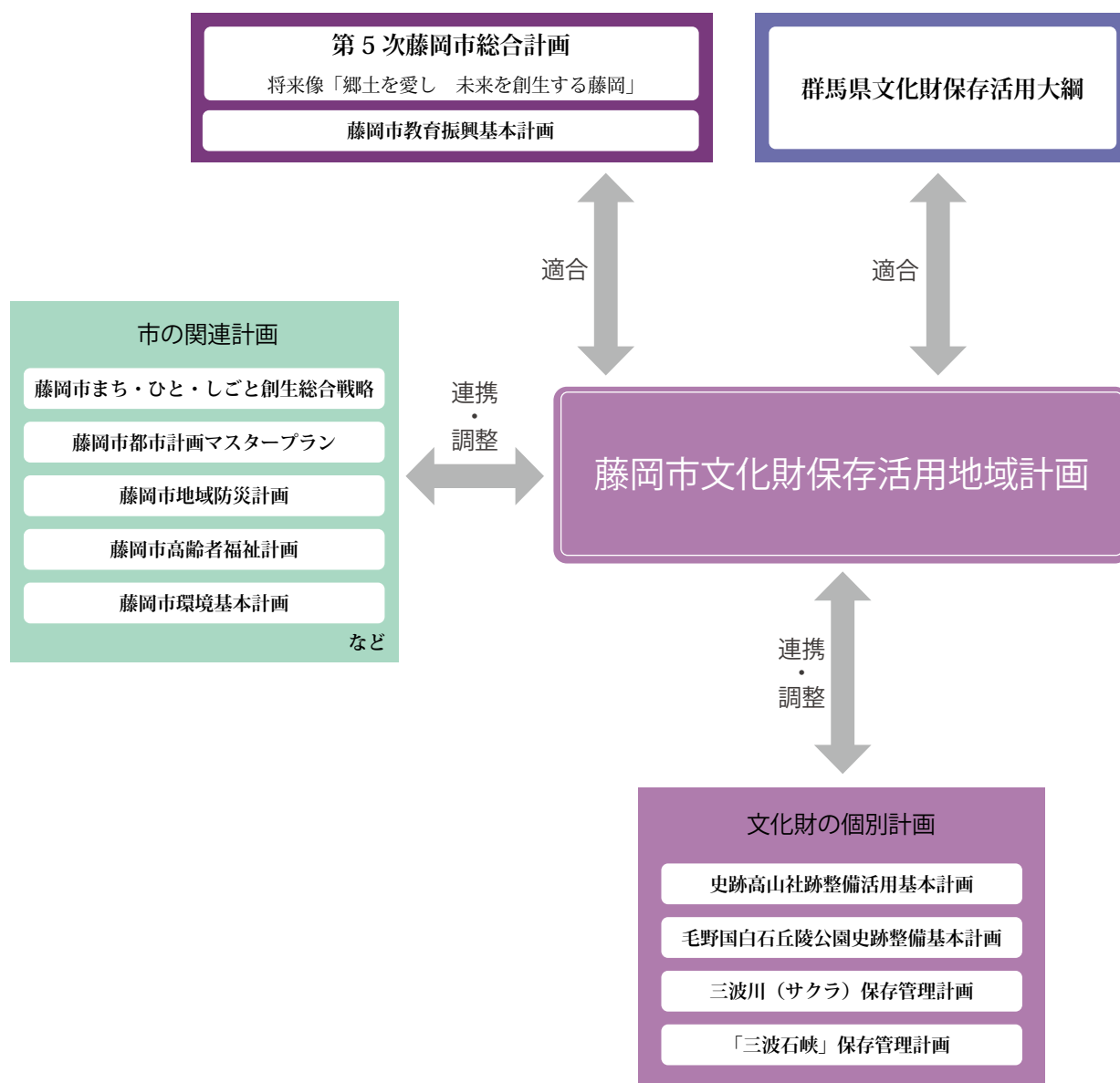


第 1 図 計画期間

3. 地域計画の位置付け

地域計画は、藤岡市の上位計画である「第5次藤岡市総合計画」・「藤岡市教育振興基本計画」と適合し、藤岡市で策定した関連計画と連携・調整を図りながら作成しました。

また、「群馬県文化財保存活用大綱」と適合させます。



第2図 藤岡市文化財保存活用地域計画の位置づけ

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

4. 作成体制と作成の経緯

地域計画は、関係団体、学識経験者及び行政関係者で構成する「藤岡市文化財保存活用地域計画協議会」で検討しました（第1表）。

令和5(2023)年8月25日に第1回協議会を開催し、令和6(2024)年12月から令和7(2025)年1月上旬にはパブリックコメントを実施して、市民から「藤岡市文化財保存活用地域計画」（案）についての意見を募集しました。また、文化財保護審議会での意見聴取を経て、文化庁へ認定の申請を行いました。

第1表 藤岡市文化財保存活用地域計画協議会の構成（令和6（2024）年4月1日時点）

委 員			
氏 名	所属等	区 分	備 考
築瀬 大輔	群馬県立女子大学 教授	日本中世史、博物館学	委員長
前原 豊	元前橋市教育委員会、考古学者	考古学	副委員長
小林 敏夫	高山社顕彰会会長・藤岡市文化財保護審議会委員長	郷土史・考古学	
宮澤 哲史	藤岡市郷土芸能保存会会長		
植松 啓祐	群馬県地域創生部 文化財保護課 課長	県	令和5年度まで
石橋 幸子	群馬県地域創生部 文化財保護課 課長	県	令和6年度から
井上 昌美	群馬県地域創生部 文化振興課 歴史文化遺産室 室長	県	令和5年度まで
白田 操	群馬県地域創生部 文化振興課 歴史文化遺産室 室長	県	令和6年度から
吉崎 仁	藤岡市校長会 会長（藤岡市立東中学校）	市	令和5年度まで
宮澤 克巳	藤岡市校長会 会長（藤岡市立第一小学校）	市	令和6年度から

オブザーバー			
氏 名	所属等	区 分	備 考
井埜 好也	藤岡市企画部 企画課 課長		令和5年度まで
松原 也寸志	藤岡市企画部 企画課 課長		令和6年度から
黒柳 幸男	藤岡市企画部 地域づくり課 課長		令和5年度まで
岡野 昌仁	藤岡市企画部 地域づくり課 課長		令和6年度から
渡邊 学	藤岡市経済部 商工観光課 課長		令和5年度まで
梅原 拓	藤岡市経済部 商業観光課 課長		令和6年度から
堀越 丞	藤岡市都市建設部 都市計画課 課長		令和5年度まで
原 直樹	藤岡市都市建設部 都市計画課 課長		令和6年度から
角田 真也	高崎市教育委員会 文化財保護課 課長		
川口 亮	群馬県地域創生部 文化財保護課		

第 2 表 藤岡市文化財保護審議会の構成

委員

氏 名	所属等	備 考
小林 敏夫	郷土史家、高山社顕彰会 会長	委員長
金澤 好一	樹木医、群馬県文化財保護審議委員	
依田 治雄	郷土史家	
古澤 勝幸	やんば天明泥流ミュージアム 館長	副委員長
姉崎 智子	群馬県立自然史博物館	
春山 秀幸	群馬県立世界遺産センター	
飯森 康広	(公財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団	

※所属等は着任時のもの

第 3 表 作成の経緯

年 度	月 日	内 容
令和3年度	4～3月	地域計画に関する課内ワークショップ
令和4年度	4～3月	地域計画に関する課内ワークショップ
	11月15日	群馬県地域創生部文化財保護課との協議
令和5年度	5月18日	文化庁との協議（現地）
	8月25日	令和5年度 第1回 文化財保存活用地域計画協議会
	1月26日	文化庁との協議（オンライン）
	1月31日	令和5年度 第2回 文化財保存活用地域計画協議会
	3月21日	藤岡市文化財保護審議会
令和6年度	6月11日	文化庁との協議（オンライン）
	7月5日	令和6年度 第1回 文化財保存活用地域計画協議会
	7月25日	文化庁との協議（現地）
	8月28日	文化庁との協議（オンライン）
	9月12日	令和6年度 第1回 藤岡市文化財保護審議会
	9月20日	令和6年度 第2回 文化財保存活用地域計画協議会
	10月3日	文化庁との協議（オンライン）
	12月2日～1月10日	パブリックコメントでの意見募集
	1月22日	教育委員会定例会への報告
	2月6日	令和6年度 第3回 文化財保存活用地域計画協議会
	2月12日	令和6年度 第2回藤岡市文化財保護審議会
	2月21日	文化庁担当調査官による現地視察

5. 本計画における文化資源の定義

文化財保護法で「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定義し、この中で歴史上・芸術上・学術上等の観点から保護の措置が図られているものを「指定等文化財」と呼びます。また、埋蔵文化財、文化財の保存技術も保護の対象としています。一方、6つの文化財類型に該当するものの、指定等の措置が図られていない未指定文化財も含まれます。さらに伝説や伝承といった必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき文化的所産も存在します。

本計画では、指定等文化財や未指定文化財だけでなく、上記のような藤岡市に現代まで受け継がれた、地域にとって重要な次世代に継承されるべき地域の資源を含めて「文化資源」と定義します。



第3図 本計画で定義する文化資源

参考：「文化資源学会設立趣意書」（平成14（2002）年6月12日採択）文化資源学会ウェブサイト

私たちは、これまでの豊かな文化資源を有効に活用し、新たな文化資源を創成して未来へ引き継ぐ責任があります。文化資源とは、ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これを私たちは文化資料体と呼びます。文化資料体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼など、有形無形のものが含まれます。

しかし、多くの資料は死蔵され、消費され、活用されないまま忘れられています。埋もれた膨大な資料の蓄積を、現在および将来の社会で活用できるように再生・加工させ、新たな文化を育む土壌として資料を資源化し活用可能にすることが必要です。

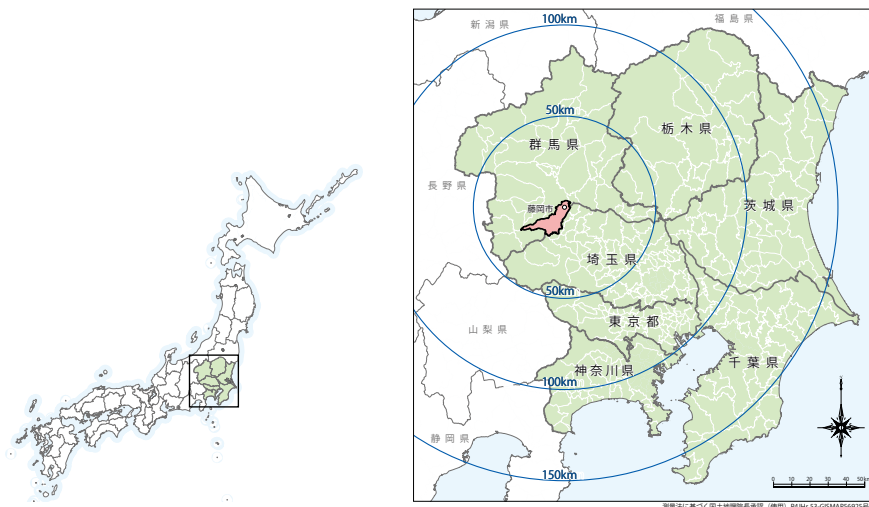
序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

第1章 藤岡市の概要

1. 藤岡市の概要

(1) 藤岡市の位置

藤岡市は、群馬県の南西部に位置しています。藤岡市の東は神流川を挟んで埼玉県児玉郡上里町・神川町に接し、西は高崎市吉井町、甘楽郡甘楽町、甘楽郡下仁田町、南は多野郡神流町、埼玉県秩父市、北は高崎市新町、佐波郡玉村町に接しており、古くから群馬県の玄関口の役割を担ってきました。市域は東西 31.267km、南北 19.511km、面積は 180.29km²で県内 15 番目の規模です。



第4図 藤岡市の位置



第5図 群馬県の地域区分

第 4 表 群馬県の地域区分

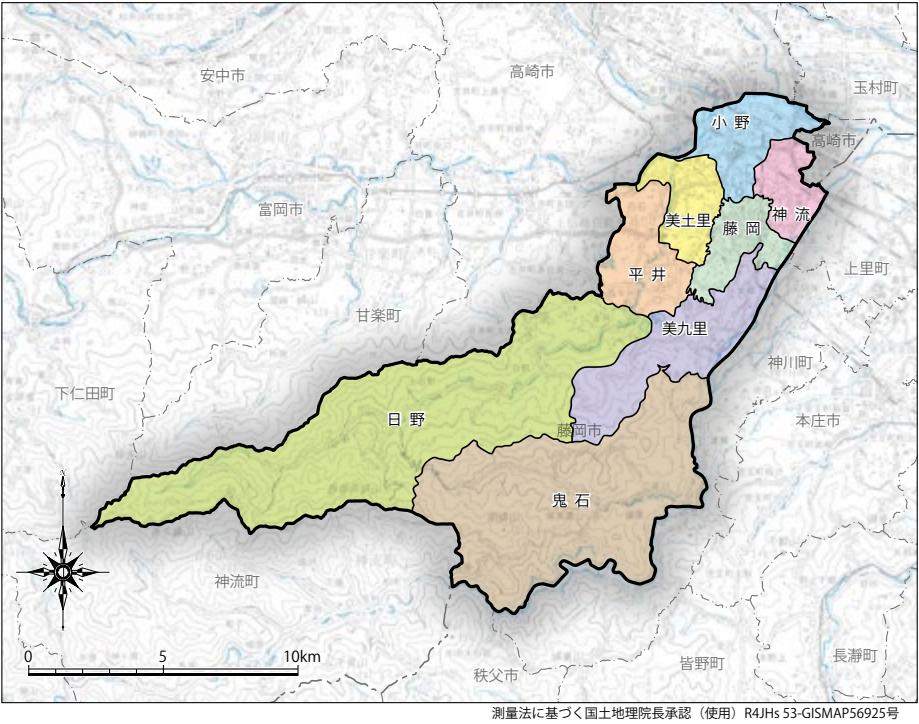
	4 区分	5 区分	市郡町村
群馬県	中毛	中部	前橋市
			伊勢崎市
			佐波郡（玉村町）
			渋川市
			北群馬郡（榛東村、吉岡町）
	西毛	西部	高崎市
			安中市
			藤岡市
			多野郡（上野村、神流町）
			富岡市
			甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）
	北毛	利根	沼田市
		利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）	
	東毛	吾妻	吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）
		東部	桐生市
			みどり市
			太田市
			館林市
			邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）

(2) 市域の変遷

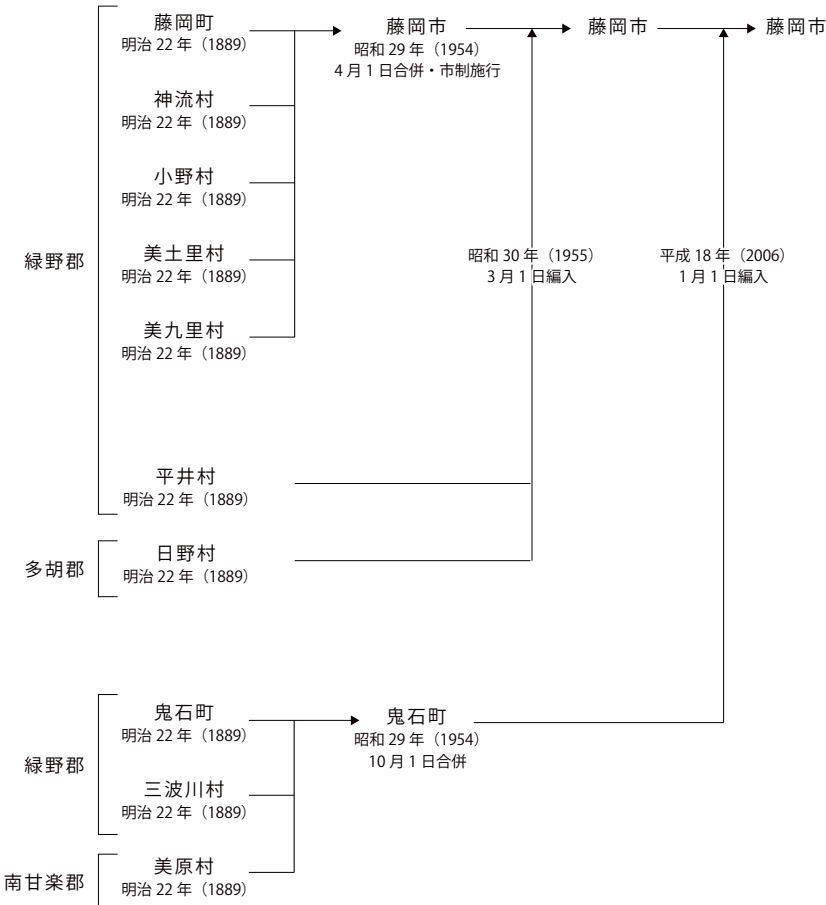
明治 22（1889）年の町村制施行と同時に、現在の藤岡市域を含む県の南西部に緑野郡（藤岡町、神流村、新町、小野村、美土里村、平井村、美九里村、鬼石町、三波川村）、多胡郡（吉井町、多胡村、入野村、日野村）、南甘楽郡（美原村、神川村、中里村、上野村）が置かれました。明治 29（1896）年 3 月に、郡の廃置、郡界の変更によって多胡郡と緑野郡が統合され、さらに昭和 28（1953）年 9 月に町村合併促進法が施行し、合併の機運が高まりました。昭和 29（1954）年 3 月、群馬県知事に合併の届出がなされ、昭和 29（1954）年 4 月 1 日に藤岡市が誕生しました。昭和 30（1955）年 3 月 1 日には平井村、日野村を編入合併しています。

平成 11（1999）年以降、人口減少と少子高齢化による社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政財産基盤の確立を目的として、平成の大合併が進み、藤岡市においても平成 18（2006）年 1 月に多野郡鬼石町を編入合併し、現在の藤岡市となりました（第 7 図）。

市域は合併前の旧町村である小野・神流・藤岡・美土里・美九里・平井・日野・鬼石の 8 地区に区分され、現在も親しみを持って使われています（第 6 図）。「地域計画」では、文化資源の説明等にこれらの名称を使用します。



第6図 藤岡市の地域区分



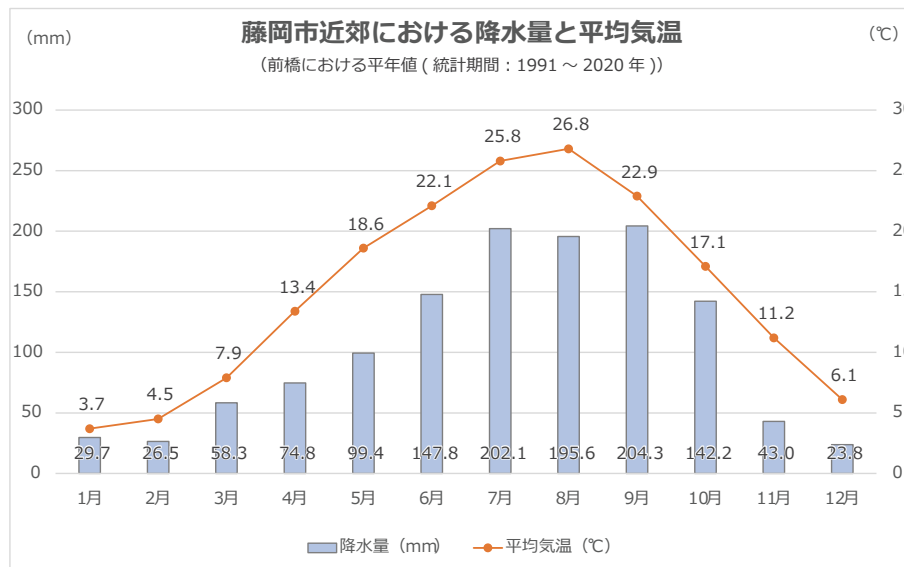
第7図 藤岡市の形成過程

(3) 土地利用

藤岡市の北東部は関東平野に接し、南部は秩父連山に連なっており、市域の6割を山間部が占めます。令和4（2022）年現在、市域は山林が33%、宅地が9%、畑が9%、田が5%を占めています。田畑は緩やかな減少傾向にありますが、宅地や雑種地が増加傾向にあり、関東平野に接する標高80～100mの平坦地に市街地が発達しています。

(4) 気候

過去10年間の年間平均気温は15.2度、平均降水量は2.8mm/日で、7月から9月の降雨量が比較的多く、12月から2月が少ない典型的な内陸性の気候です。冬季は北西の季節風（空っ風）が強く、乾燥しており、降雪は年1回程度と極めて少ないです。



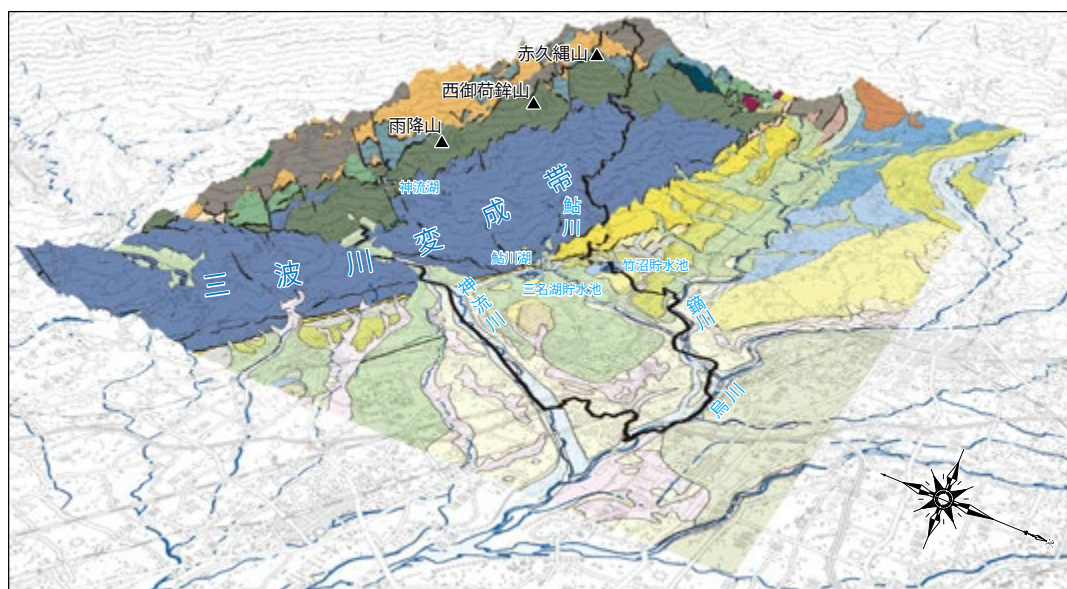
第8図 藤岡市の気候

(5) 地質・地形

藤岡市は東西に長く伸びる地形で、^{からす}烏川・^{かぶら}鏑川・^{あい}鮎川・^{かん}神流川といった複数の河川に囲まれており、市の北端はこれらの河川の合流地です。古代の^{こうづけのくにみどのぐん}上野国緑野郡は、ほぼ現在の藤岡市にあたります。「緑野」の由来は、西の鮎川・鏑川が北の烏川に合流し、さらに東の神流川が合わさる場所であり、水が集まる平野という意で、「^{みどの}水処野」と呼ばれ、その後、「緑野」の字が当てられたと伝えられています。

南西部の多野山地奥深くは鮎川が深いV字谷を刻み、蛇行を繰り返しながら流れ下っています。平井地区に達すると地形は一変し、地形が開けます。藤岡市の現在の中心地が存在する

藤岡台地は、鮎川と神流川が砂礫を運んで形成した扇状地です。河川周辺に広がる沖積地である藤岡低地は、最も低い箇所では標高 60m 程度で、水田が作られています。南部には関東山地に連なる丘陵・山間部があり、御荷鉾山（1,287m）、赤久縄山（1,523m）といった山岳を有し、変化に富んだ地形が見られます。

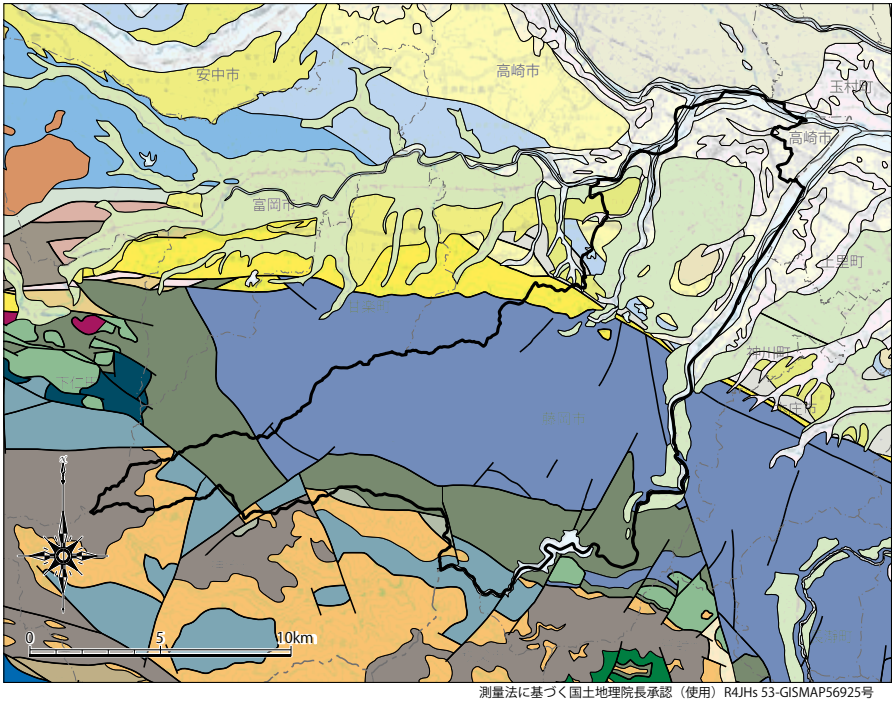


測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R4JHs 53-GISMAP56925号

第9図 藤岡市の地形（第10図の凡例と共通）

藤岡市の地質はこれらの地形と対応し、平野と山間部では大きく異なります。山間部の大部分はジュラ紀の地層が広がり、三波川変成帯の三波川変成岩類が多くを占めます。丘陵地は前～後期中新世の凝灰岩や牛伏砂岩を含む海成層で構成されます。平野部には藤岡粘土が大量に堆積し、先史時代から現代まで窯業等に使われました。

神流川流域は「三波川結晶片岩」の模式地として知られ、藤岡市鬼石に流れる三波川の名称をとって、小藤文次郎博士により命名されました。「三波川結晶片岩」は縄文時代の石棒から現代の庭石に至るまで様々な用途に利用されています。三波川変成帯からは、結晶片岩のほか、緑泥片岩、滑石、蛇紋岩といった石材も採取でき、様々な製品の素材として利用されました。



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R4JHs 53-GISMAP56925号



第 10 図 藤岡市の地質

(6) 河川

藤岡市は、市域の 6 割が山間部であり、緑が豊富で水資源に恵まれています。

藤岡市は鮎川・烏川・神流川などの河川に囲まれ、隣接市町村との境となっています。とくに鮎川は藤岡市の中心部を流れ、農業用水としても重要であり、鮎川湖（牛秣貯水池）の灌漑に利用されています。神流川も農業用水、飲料水として重要ですが、流量が安定せず、しばしば干ばつ等で水田が枯渇し、群馬県と埼玉県の両県の農民による水争いが後を絶ちませんでした。昭和 5（1930）年に両県の分水率が決定され、昭和 35（1960）年に牛田・根岸・神流堰を通る幹線水路が完成し、取水が一定になりました。さらに、昭和 43（1968）年、神流川

序
章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

上流に下久保ダムが完成し、安定した用水の供給が可能となっています。令和3（2021）年5月27日には、ハッ場^{やんぼ}ダム建設計画に参加したことにより、神流川からの安定水利権を獲得しました。

(7) 動植物

群馬県は暖帯、温帯から亜高山帯に至る様々な植生がみられ、全国的にも自然度の高い地域を多く有しています。その中において藤岡市の植生自然度はあまり高いとはいえず、平坦部は宅地や工場、耕作地として開発されています。御荷鉾^{みかぼ}山を中心とした山間部においても、その大部分が植林地であり、古くから開けた藤岡市では原生林やそれに近い自然植生である手つかずの自然は非常に乏しいです。藤岡市は古墳時代から大規模な窯業を行っており、古代から燃料確保のため、多くの林が伐採され、原生林が利用されたことも影響しています。

市街地を流れる小川には、群馬県で唯一ヤリタナゴが生息しており、関係性が深いマツカサガイとホトケドジョウとともに市指定天然記念物に指定されています。

2. 社会的状況

(1) 総人口

藤岡市の人口は令和7（2025）年3月1日現在 61,386 人であり、県内で8番目に人口が多い市です。藤岡市が誕生した昭和29（1954）年4月1日の人口は、34,002 人でしたが、翌年に平井村と日野村を編入合併し 44,544 人となりました。その後、10 年間は人口は減少傾向でしたが、昭和40（1965）年頃から増加に転じ、昭和50（1975）年には 49,159 人となりました。特に昭和49（1974）年からの5年間は、1 年間に 1,000 人以上増加し、最も高い伸び率でした。平成元（1989）年には 60,000 人を超え、その後 15 年間増加傾向が続き、鬼石町と合併し現市域となった平成18（2006）年には 70,632 人でピークを迎えますが、それ以降は減少の一途をたどっています。令和32（2050）年には、藤岡市の総人口は 42,395 人となる見込みです。

また年少・生産年齢（15 歳未満・15 ～ 64 歳）人口は減少を続け、老年（65 歳以上）人口は増加傾向にあります。

世帯数は平成17（2005）年で 23,590 世帯、令和2（2020）年で 23,342 世帯、令和5（2023）年には 27,834 世帯と継続的に増加しているなか、1 世帯あたりの人口は昭和30（1955）年の 5.4 人から継続的に減少し、平成30（2018）年には 2.42 人、令和4（2022）年には 2.29 人となっています。

第5表 藤岡市の年齢別人口の推移

	昭和63年		平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年		平成30年		令和5年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
15歳未満	12,568	21.2%	11,170	18.0%	10,287	16.1%	9,577	15.0%	9,765	13.9%	8,809	12.9%	7,584	11.5%	6,350	10.1%
15～64歳	39,976	67.5%	42,700	68.7%	43,365	68.1%	42,711	66.8%	44,874	64.0%	42,438	61.9%	38,513	58.4%	35,578	56.8%
65歳以上	6,678	11.3%	8,258	13.3%	10,053	15.8%	11,604	18.2%	15,481	22.1%	17,259	25.2%	19,887	30.1%	20,718	33.1%
合計	59,222	100.0%	62,128	100.0%	63,705	100.0%	63,892	100.0%	70,120	100.0%	68,506	100.0%	65,984	100.0%	62,646	100.0%

注) 各年4月1日現在

第6表 藤岡市の地区別人口の推移

	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
藤岡	20,036	20,103	20,630	20,891	21,079	20,990	20,541	17,189
神流	8,143	8,802	9,110	9,172	9,088	9,143	8,829	9,120
小野	9,131	10,376	11,011	11,003	11,308	11,338	11,433	12,929
美土里	8,217	8,762	9,076	9,243	9,053	8,864	8,627	8,558
美九里	6,349	6,744	6,643	6,618	6,385	6,084	5,597	4,991
平井	4,510	4,721	4,798	4,738	4,525	4,297	4,135	3,960
日野	2,836	2,620	2,437	2,227	1,971	1,743	1,476	1,262
鬼石	---	---	---	---	6,711	6,047	5,346	4,637
合計	59,222	62,128	63,705	63,892	70,120	68,506	65,984	62,646

注) 各年4月1日現在

注) 平成25年以降は外国人を含む

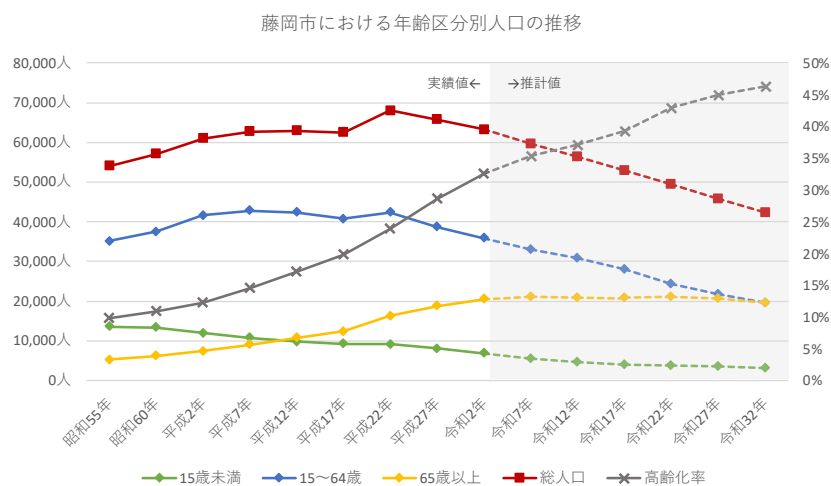
(2) 人口動態・転入・転出

出生数は平成30(2018)年が339人、令和3(2021)年が275人で、減少を続けています。死亡数は平成30(2018)年で773人、令和3(2021)年で857人と増加を続けています。

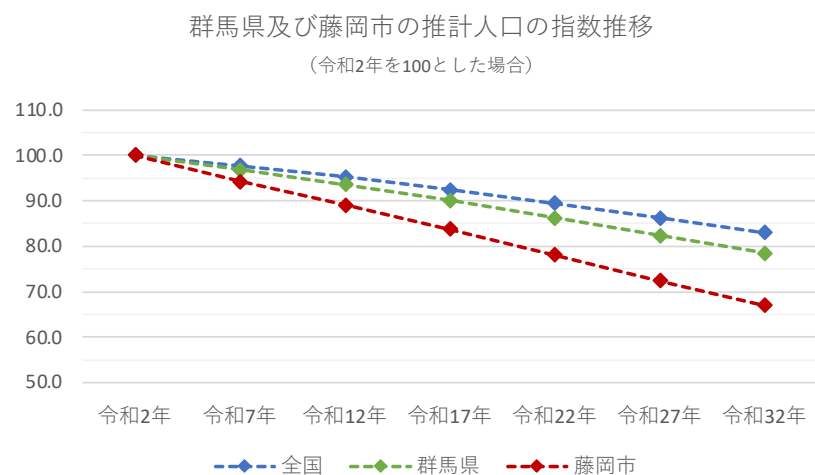
転入数は平成30(2018)年が1,865人、令和3(2021)年が1,610人で、年々減少しています。転出数は平成30(2018)年が1,803人、平成31(2019)年が2,126人、令和3(2021)年が1,808人で、緩やかな増加傾向にあり、県内他市町村及び他県への転出が年々増加しています。婚姻件数も減少傾向にあります。

地区別の人口推移は、八高線北藤岡駅を有する小野地区では駅周辺の区画整理に伴い人口が増加し、神流地区ではほぼ横ばいの状態ですが、他の地区では人口及び世帯数は減少しています。

人口は平成20(2008)年頃をピークに減少に転じており、今後の推移は、令和2(2020)年度の推定人口指数を100とした場合、令和32(2050)年度には70を下回ることが予測され、全国及び群馬県全体より人口減少が進展すると予測されています(第12図)。さらに、令和32(2050)年の年齢別人口は、15歳未満が3,099人、15～64歳が19,672人、65歳以上が19,624人となると推定されており、人口減少だけでなく、65歳以上が全体の64.3%で半数以上を占める高齢化が予想されます(第11図)。



第 11 図 藤岡市の年齢別人口の増減



第 12 図 推計人口の指数推移

(3) 交通

藤岡市には JR 八高線の北藤岡駅・群馬藤岡駅があり、通勤・通学に利用されていますが、本数が少なく、利便性が十分ではありません。市内を循環するバスも運行されていますが、電車との接続といった利便性の向上が課題となっています。

藤岡市における主要な交通手段は自動車です。交通路は市街地に収束し、つながっています。神流川沿いの十石街道が古くから発達し、長野県南佐久郡から十石峠を越え、多野郡上野村、神流町、藤岡市を経て高崎市新町で中山道（国道 17 号）に合流しています。かつて繭・生糸・絹は、この道路によって藤岡市へと集められました。藤岡市の旧町村の分布を見ると、十石街

道や下仁田街道といった街道沿いや河川沿いに集落を形成していたことが読み取れます。旧藤岡町は、十石街道と下仁田街道が交差する位置に作られました。

また鮎川に沿って上日野・藤岡線が貫通し、高崎市吉井町からは下仁田街道（国道254号）が通り、藤岡市街地を通過して埼玉県へ続いています。市内の中心部には、関越自動車道、上信越自動車道が交差する「藤岡ジャンクション」と「藤岡インターチェンジ」があり、北関東の高速交通網の結節点として、交通の要衝となっています。東京圏から藤岡ジャンクションまで約1時間の距離に位置する、北関東屈指の広域交通の利便性を誇ります。

(4) 産業

江戸時代の農村部では米、麦、雑穀、イモ類の生産のほか、換金性の高い絹製品、^{さんしゅ}蚕種の生産が行われ、農家の生計を支えていました。

明治時代末期まで農業の中心は養蚕業でした。養蚕業は、江戸時代後期から続く生糸需要拡大の影響を受けて、改良と普及運動が盛んに行われ、明治から大正期にかけて生糸の生産量は急増しました。養蚕業は、世界経済・情勢と密接に結びつく特徴があり、昭和初期の経済恐慌や第二次世界大戦に対応するための食糧増産政策は養蚕業に大打撃を与えました。

戦後、養蚕業の復興が図られましたが、次第に米麦生産と適地適作によるハウレンソウ・トマト・ネギなどの近郊野菜の栽培が主体となっていきました。近年では、イチゴ・みかん・梨といった果樹栽培も盛んです。

藤岡市での生産活動に関して、江戸時代の資料に瓦生産が登場します。明和7（1770）年の藤岡町明細帳に「瓦師 一人御座候」の記載があり、一行寺の過去帳にも正徳5（1715）年、明和5（1768）年に没した瓦職人が記されています。瓦産業は明治期の一般民家への瓦葺きの普及とともに、急速に規模を拡大しました。昭和50年代前半に瓦の生産はピークを迎えますが、使用していた達磨窯が公害対策や排煙規制の対象となり、姿を消していきます。その後、瓦作りの近代化が図られましたが、人口構成や住宅需要の変化から退潮傾向となっています。

三波川変成帯から取れる三波川結晶片岩は、「^{さんばせき}三波石」の名前で観賞用の石として著名で、緑色で白いしま模様が入る美しい姿が人気を呼びました。かつては、神流川流域の転石が搬出されていましたが、下久保ダム完成後は、山腹の岩盤を砕き、研磨機で磨いて商品化されています。古墳の横穴式石室等にも三波石はふんだんに使用されており、藤岡を代表する石材と言えます。

三波川変成帯には多様な鉱石が含まれ、利用されてきました。日野地区では、明治時代中頃から滑石の採掘が行われるようになり、製紙・混和材・薬品・繊維工業等の材料として東京方面に出荷されました。鬼石地区北部では、ニッケル・クロム鉱石が産出され、多野鉱山や八塩

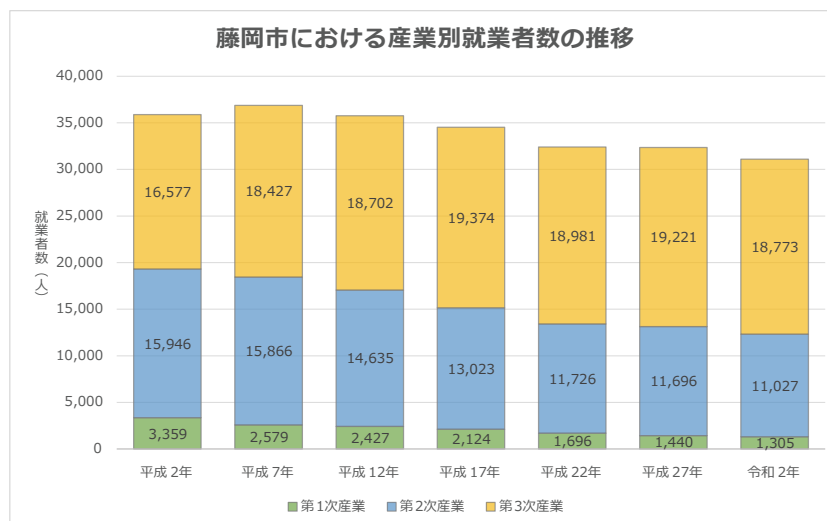
鉱山で、戦時中の昭和 18（1943）年頃に盛んに採掘されました。

このほかに平井・美九里地区には、礎石・井桁・肥溜めなどに使われた凝灰岩の採掘場が複数残されています。牛伏砂岩の採掘場は見つかっていませんが、古墳時代は横穴式石室、中世は石垣・石塔、近世から近代は礎石・墓標・神社の鳥居などの材料として盛んに利用されました。また鬼石地区三波川では時期は不明ですが、工具痕がある結晶片岩の岩壁があり、結晶片岩の採掘も行われていたことがわかります。

藤岡市では先史時代から近現代まで様々な鉱石を採掘し利用していましたが、現在ではほとんどが廃坑となっています。

森林が広がる日野・鬼石地区では、林業が盛んであり、過去には材木や薪炭を多く産出していました。日野地区で作られた炭は「ひのがた」といわれ、地域の特産物として重宝されていました。

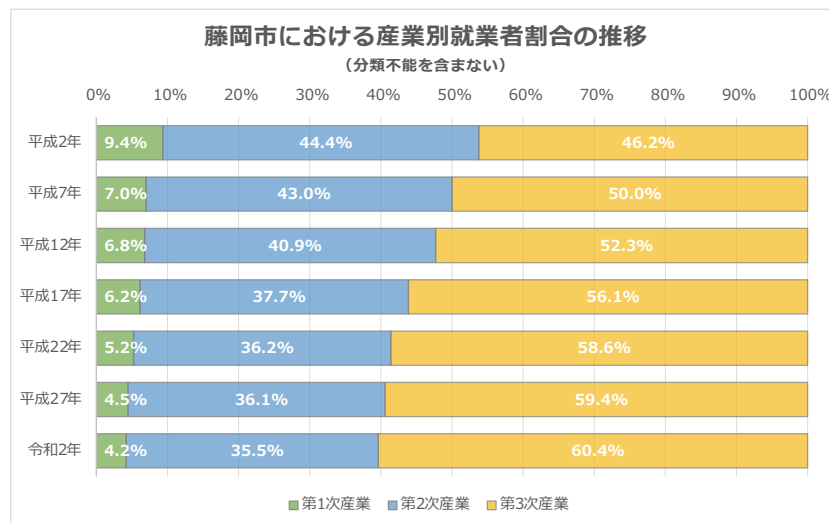
昭和 40（1965）年代以降、藤岡市で規模の大きな工場が相次いで建設され、同時に工場に勤務する従業員数が急速に増加し、第 2 次産業と第 3 次産業が藤岡市の産業を牽引しました。近年の社会状況の中で第 2 次・第 3 次両産業とも従事者は減少傾向にあり、割合では第 3 次産業が増加しています。



第 13 図 藤岡市の産業別就業者数の推移

藤岡市の工業は、輸送機器をはじめ、金属製品・電気機器・プラスチック等の製造業が中心となっています。平成 22（2010）年に藤岡北部工業団地、平成 24（2012）年に三本木工業団地が完成し、進出企業も医薬品・医療品製造・輸送機器関連等多種におよびます。事業所数は平成 27（2015）年に約 240 を数えましたが、令和元（2019）年には約 190 に減少しています。令和 2（2020）年は 210 箇所を超え、横ばい傾向にあります。

藤岡市は、地震や水害などの自然災害が比較的少なく、地盤が固いという特徴と交通の利便性から、工場や物流拠点など産業施設に適した立地条件を持つため、工業団地の造成と企業誘致が進んでいます。



第14図 藤岡市の産業別就業者割合の推移

(5) 主な観光資源

○ふじの咲く丘

藤岡市では、市の花である「藤」をテーマにした「ふじの里」づくりに取り組んできました。その拠点としての「ふじの咲く丘」は、約2.3haの敷地に、全国初の藤の資料館である「ふじふれあい館」・藤棚広場・藤見本園・イベント広場などを設けています。4月下旬から5月中旬に「藤岡ふじまつり」を開催し、期間中は藤のライトアップ・イルミネーションをはじめ、物産市・お茶席・藤の販売会等のイベントがあり、県内外から大勢の観光客が訪れます。

○桜山公園

桜山公園は、鬼石地区にある47haの広大な公園です。園内には7,000本の冬桜と3,000本のソメイヨシノが植えられており、11～12月及び4月の年2回見頃を迎え、観光客を楽しませています。12月1日には「桜山まつり」を開催するほか、子ども向けのアトラクション型イベントを常時行っています。また桜山山頂の17,739.24㎡は、国指定名勝及び天然記念物「三波川（サクラ）」として指定されています。



桜山公園の冬桜

○世界文化遺産 高山社跡

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である世界文化遺産の高山社跡の業績や歴史を広く知ってもらうため、現地には解説員が常駐し来館者が高山社跡を見学しながら解説を聞けるようになっています。またガイダンス施設である高山社情報館が隣接し、展示や繭クラフト等の体験コーナーがあります。高山社跡周辺は、「藤岡市景観計画」における「高山社跡重点景観計画区域」で、遺産周囲の一定の範囲を緩衝地帯（バッファゾーン）として設定し、保護・維持に努めています。

○古墳群

群馬県には数多くの古墳が分布し、その特性を活かした事業が群馬県によって近年展開されています。主に古墳時代に焦点をあて、埴輪に関する一般向けのイベントが企画されています。平成30（2018）年に県内出土埴輪の人気投票を行った「群馬 HANI - 1（はにわん）グランプリ」では、藤岡市の「笑う埴輪」が1位を獲得して話題となりました。古墳をはじめとした文化財に関する認知度が向上し、以前より古墳を見学に訪れる観光客は増加しています。さらに白石稲荷山古墳・七輿山古墳に咲く桜は、春の観光名所となっています。

○その他

その他にも山内上杉氏の居城であった平井城跡、三波川結晶片岩の断崖や岩が河床に広がる美しい溪谷である国指定名勝及び天然記念物三波石峡や蛇喰溪谷、市内に残る絹市の名残など、多様な歴史文化遺産や自然に恵まれた豊かな観光資源が存在します。



笑う埴輪



七輿山古墳



白石稲荷山古墳

(6) 文化施設

○藤岡市埋蔵文化財収蔵庫（藤岡歴史館）

藤岡市で出土した遺物などを収蔵する「藤岡市埋蔵文化財収蔵庫」（藤岡歴史館）は平成16（2004）年に開館した、展示室を併設する博物館類似施設です。埋蔵文化財を中心に藤岡市の歴史を紹介した常設展を公開するほか、年に2～3回の企画展も開催しています。

○高山社情報館

世界文化遺産 高山社跡に併設する高山社跡交流センターの中核施設です。養蚕文化に関する展示があり、繭を使った様々な体験も提供しています。

○土と火の里公園

日野地区にある自然に囲まれた工芸体験施設です。鮎川のほとりに染色工房・陶芸工房・ガラス工房があり、各工房では専門家の指導を受けながらモノづくりを体験することができます。

○体験学習館 MAG（道の駅上州おにし）

国指定史跡 讓原石器時代住居跡に併設された道の駅です。館内には、地域の歴史に関する展示スペースがあり、銘石 三波石などを見学することができます。



藤岡市埋蔵文化財収蔵庫（藤岡歴史館）



藤岡歴史館 常設展示室



史跡高山社跡



高山社情報館



土と火の里公園



体験学習館 MAG

3. 歴史的概要

(1) 先史時代（旧石器・縄文・弥生時代）

藤岡市では、旧石器時代（藤岡北山 B 遺跡など）からの遺跡が確認されています。旧石器時代は獲物を求めて遊動的な狩猟採集生活を送っていた時代です。縄文時代に定住が始まり、竪穴住居や縄文土器が作られました。藤岡市では三波川変成帯から供給される結晶片岩などの石材が大量に採取でき、生活の道具作りに使用されていました。縄文時代後期には、結晶片岩を使った弧状列石^{こじょうれつせき}や配石墓^{はいせきぼ}といった、大規模な構造物が谷地 C 遺跡^{やち}や中栗須滝川 II 遺跡^{なかくりすたきがわ}で造られました。また、山間部の坂原遺跡では、結晶片岩の一種である緑色片岩を使い、石棒や石剣といった祭祀に使う道具を製作していました。作られた石棒・石剣は関東甲信越地方に持ち運ばれていたことがわかっており、他の地域と繋がる藤岡市のモノづくりの始まりといえます。

藤岡市に弥生時代の遺跡は少ないですが、沖 II 遺跡^{おき}では大規模な再葬墓群が見つかっており、弥生時代人の葬送の習俗をよく伝えています。



谷地 C 遺跡 配石墓群



中栗須滝川 II 遺跡 弧状列石



坂原遺跡 石棒・石剣未成品



沖II遺跡 再葬墓

(2) 古代（古墳・飛鳥・奈良・平安）

○古墳の築造

藤岡市は、大小 1,500 基を超える古墳が存在する、群馬県内の古墳集中地の 1 つです。白石稲荷山古墳や七興山古墳といった巨大な前方後円墳は、有力な豪族の墓として造られました。また藤岡市の古墳の特徴として、河川で豊富に採取できる結晶片岩を古墳造りにふんだんに用いていることが挙げられます。またそれらの石材を使った伊勢塚古墳に代表される模様積石室という独特の石室形式を生み出しました。地域に存在する天然資源を巧みに組み合わせ、古墳を造っていたことがわかっています。

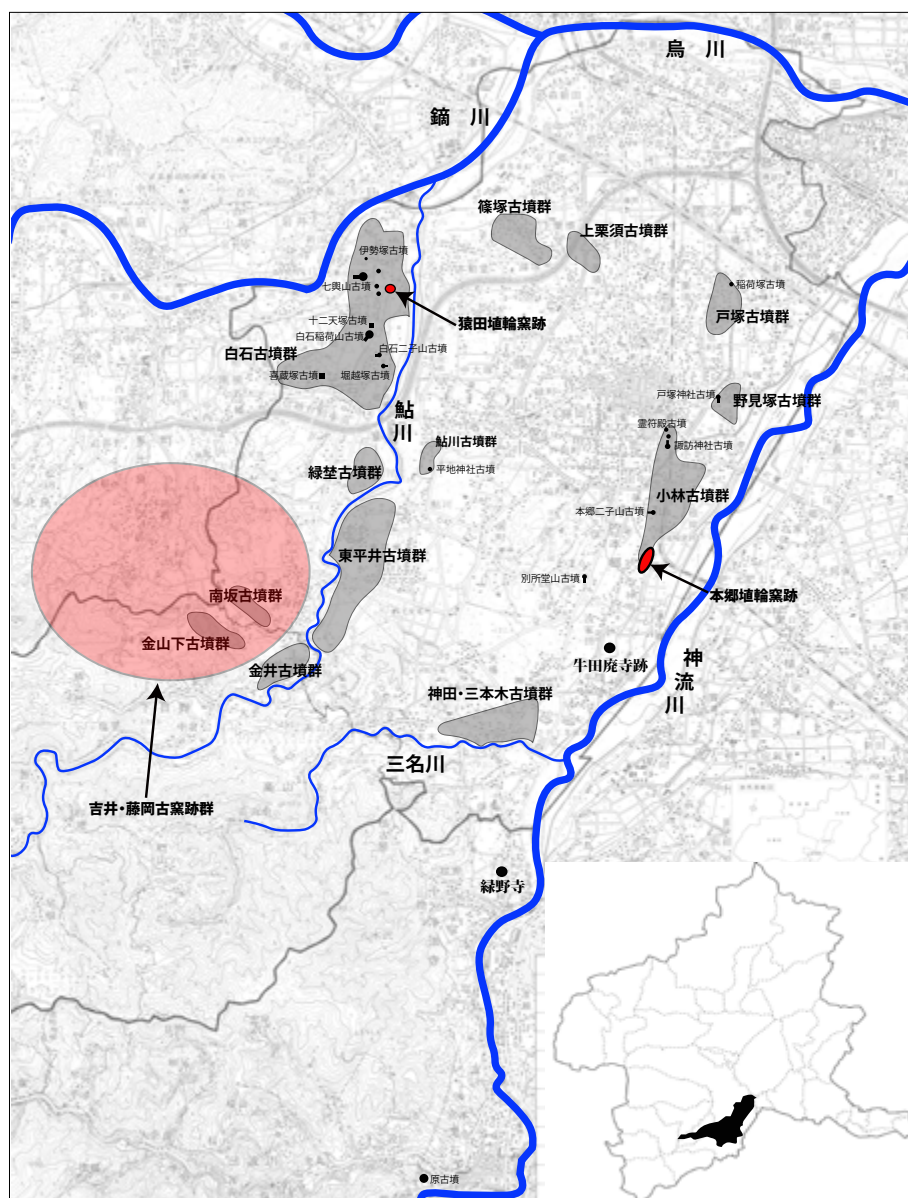
古墳時代の豪族の墓として造られた古墳ですが、須恵器の骨蔵器や焼骨が見つかることがあり、奈良時代まで追葬が行われた古墳もあります。



伊勢塚古墳 模様積石室



小林古墳群



第15図 藤岡市の古墳群と窯跡の分布

○古墳時代のモノづくり

大量に採取できる藤岡粘土と森林から得られる燃料、また河川に囲まれた立地を活かして、市内には本郷埴輪窯跡と猿田Ⅱ遺跡という2箇所の埴輪窯跡が確認されています。作られた埴輪は「藤岡産埴輪」として、市内の古墳だけでなく周辺地域の古墳にも供給されました。また三波川変成帯から採取できる滑石や蛇紋岩といった軟質石材を使った、石製模造品の工房跡も確認されており、さまざまな製品を作り、集落や古墳へ供給しました。豊かな天然資源を使った組織的な大量生産体制が、古墳時代に始まりました。



本郷埴輪窯跡



十二天塚古墳 石製模造品



藤岡で作られた埴輪

○須恵器・瓦・鉄の生産

古墳時代が終わると埴輪は生産されなくなりましたが、窯業は山間部へと場所を移し、製品を変えて、引き続き行われました。藤岡市日野地区の山間部には、この時期の大規模な窯跡群が見つかっています。

これらの窯跡は、藤岡市だけでなく、高崎市吉井地区にまで広がることから、吉井・藤岡古窯址群^{こようしぐん}と呼ばれ、古代における群馬県を代表する窯業地域です。発掘調査が行われた日野地区の窯は、須恵器^{すえき}と瓦の両方を焼いていました。ここで焼かれた瓦は、高崎市・前橋市上野国分寺^{こうずけこくぶんじ}や藤岡市牛田廃寺^{うしたはいじ}に供給され使用されており、当時の大工業地帯であったといえます。このほかに藤岡市では、稲荷屋敷遺跡などで8～11世紀の製鉄炉が発見されており、須恵器や瓦だけでなく鉄の生産も盛んでした。市内には「鉦沢」^{たたらざわ}・「金山」^{かなやま}・「金井」^{かない}といった製鉄に関連する地名が残っています。



須恵器大甕



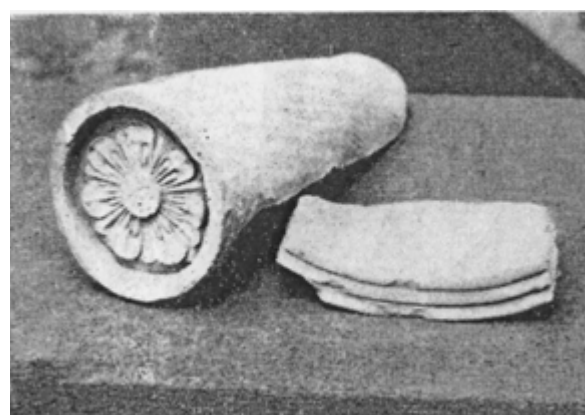
下日野金井窯址群

○寺院の建立

奈良時代には、古墳に代わる新たな権力の象徴として寺院が建立されました。藤岡市で確認されている古代の寺院は、牛田廃寺と水窪遺跡、^{みずくぼ}緑野寺の3箇所です。牛田廃寺は発掘調査を行い、瓦が出土しました。緑野寺は、^{みどのでら}鑑真の高弟であった道忠が創建し、現在でも^{がんじん}浄土院浄法寺として法灯を守って存続しており、正式な文献に記載される中では群馬県で最も古い寺院です。弘仁9（818）年に最澄が訪れた際には9万人の人々が集まったといわれ、東国における仏教布教の拠点として周辺地域と活発な交流が行われていました。



牛田廃寺跡の屋根瓦



水窪遺跡出土の瓦（『藤岡町史』より引用）



浄土院浄法寺 山門の額

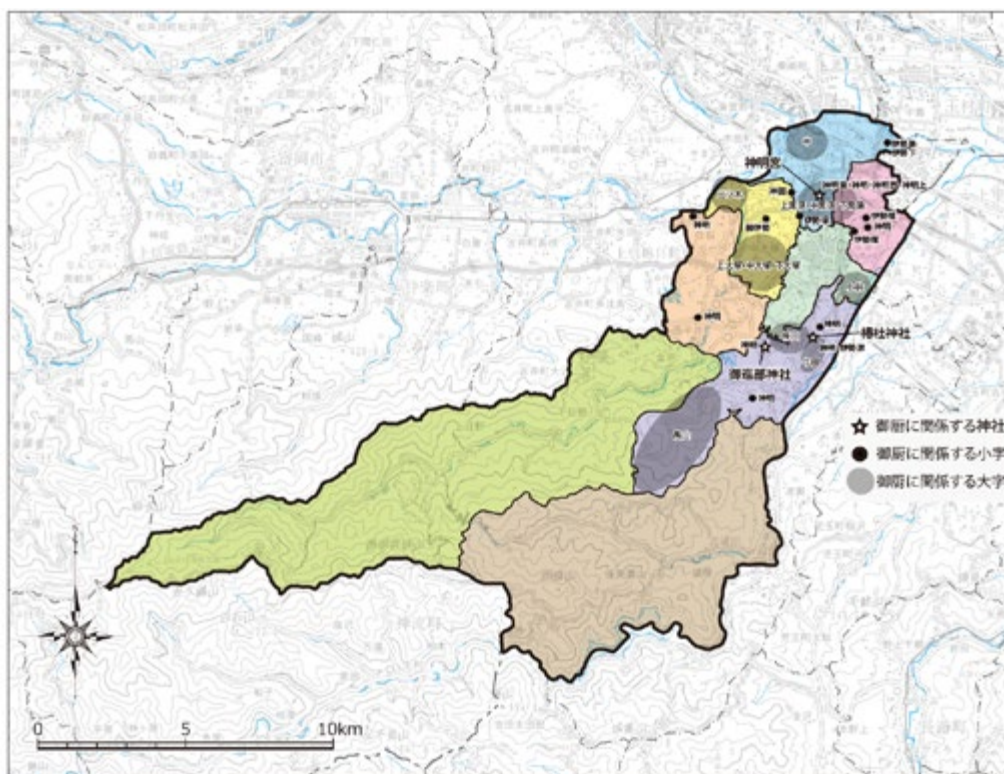


神明宮

(3) 中世（鎌倉・室町・安土桃山）

○高山御厨たかやまのみくりやの成立

中世になると地元有力者が土地を開発し、それを貴族や寺社に寄進する荘園が発達しました。藤岡市には、荘園の一種である高山御厨ないくう げくうが成立しました。高山御厨は伊勢神宮の内宮・外宮の2宮に属しており、県内では最大規模の御厨でした。伊勢神宮には毎年白布などを納めていました。藤岡市には現在でも伊勢神宮と同じ祭神を祀る神明宮しんめいぐうと椿杜神社つばきもりがあり、高山御厨と関連する地名も残っています（第16図）。



第16図 藤岡市内に残る高山御厨の痕跡

○平井城と城下の発展

15世紀には関東管領であった山内上杉氏により、平井城と金山城が築造されました。周囲には、平井城の支城としての多くの城館が作られました。平井城下には町家が立ち並び、市がたち、諸国との往来もあって栄えました。

金山城は、基盤岩である牛伏砂岩を切り出して、石垣を構築しました。山内上杉氏は採取した牛伏砂岩を石造物の材料として各地に流通させたと言われています。



第17図 平井城下復元図（藤岡歴史館企画展「鎌倉街道とふじおか」リーフレットより引用）

○芦田氏と藤岡城下の成り立ち

天正18（1590）年に芦田康貞は、家康の関東入部に伴い藤岡領3万石を与えられ、藤岡に入部しました。翌年には藤岡城の築城を開始し、周辺には多くの寺社が置かれ、城下を形成していきました。現在の藤岡地区に残るクランク状の道筋や、間口が狭く奥に長い短冊状の地割は城下の名残です。芦田町、鷹匠町、岩村田町（現在の宮本町）、竹田町などの地名はこの時に由来します。康貞は慶長5（1600）年に改易となり、藤岡城は廃城となりました。



藤岡城の城域

(4) 近世（江戸）

○江戸時代の藤岡

その後の藤岡領は、慶長6（1601）年から元和4（1618）年は代官君島十左衛門が、その後、元和8（1622）年～寛延2（1749）年までは、前橋藩の酒井氏によって治められました。前橋藩主となった松平氏により宝暦2（1752）年～明和5（1768）年まで支配を受けました。松平氏が川越に移ると大名領としての藤岡領は終焉を迎え、以後は旗本領と天領が混在しました。

藤岡は十石街道・下仁田街道の宿としての機能を備えていきました。両街道はともに中山道^{なかせんどう}の脇往還であり、付近には河川の合流点や河岸、中山道の宿（新町宿・高崎宿）があったことから交通の要地でもあったのです。

○絹市

江戸時代、藤岡市でも商工業が成立し、発展しました。中でも絹市の繁栄が特筆されます。天明元（1781）年の記録では、藤岡地区の絹市は月12回開催され（※）、上州の絹市では桐生と並んで最多回数でした。生糸取引高では上州全体の25%に当たる50,000^{びき}疋が取引され、上州で最大規模の絹市でした。緑野郡だけでなく、甘楽郡や埼玉北部などから様々な種類の絹が集まりました。

また、江戸や大阪の呉服問屋たちは藤岡地区に買い付けの拠点（絹宿）を設けており、呉服商は、この地を中継として群馬・埼玉各地で売買を行いました。藤岡地区は各地の絹の集荷地であると同時に各地の絹市での買い付け拠点でもありました。絹市は当地での絹取引の繁栄と養蚕の伸展を物語ります。当時の様子は、菊川英山によって「上毛藤岡名勝寿語録」^{すごろく}に描かれています。

藤岡地区が絹の集積地・取引地として発展する一方で、鬼石地区周辺は江戸時代を通じて神流川^{たにぐちしゅうらく}の谷口集落としての性格を明確化させていきます。幕末期万延元（1860）年の記録では、鬼石地区でも月に12回の絹市が開かれたほか、月に6回の定期市が開かれ、生活必需物資や特産物が売買されました。周辺の集落にとって物資の流入・売買の拠点として機能したようです。

※天明元（1781）年頃『上州武州市場卸領主様并郡附』秩父市立図書館 蔵



第18図 旧街道と村々の発展



上毛藤岡名勝寿語録（菊川英山作）

○和算の大家 関孝和^{せきたかかず}

江戸時代における日常の生産活動や消費生活の活発化は、四則計算や測量術といった実用数学の普及をもたらしました。そして、これらを背景に教養としての数学や研究数学である和算も発展しました。

なかでも上毛かるたに「和算の大家 関孝和」と詠まれ、没後「算聖」と称されたのが藤岡市ゆかりの和算家関孝和です。代数式の表わし方とその計算法や行列式の発見をはじめ、幾つもの数学上の重要な業績を残しました。関の後継者はやがて「関流」を名乗る和算の最大流派をなし、和算の更なる発展と普及に大きな役割を果たしました。

○中村堰の改良

江戸時代には、農業用水についてもさまざまな努力がなされていました。特に16世紀に完成した中村堰は、小野・美土里・神流地区と高崎市の水田へ安定的に水を供給し続けている重要な用水です。安政4（1857）年に泉通寺住職孝順の発案によって埋樋（サイホン式）導水路が導入され、鐺川の用水を鮎川河床のサイホンに通水しています。この結果、補修改修工事の軽減や米生産の安定化が実現し、当時の農家経営に多大な効果をもたらしました。現在も中村堰は改良され使用され続けています。

○隠れキリシタン

鬼石地区には「切支丹類族死失存命帳」があり、隠れキリシタンの伝承が残されています。万治3（1656）年に幕府の探索により7人のキリシタンが摘発されていますが、比較的狭小なこの地域に多くの信者が集住した時期があったようです。その要因としては、対岸の埼玉県渡瀬村が武蔵切支丹の中心地であることや、鬼石地区の山に囲まれた地形が、潜伏拠点として適していたと考えられます。



満福寺 十字窓石宮

鬼石地区の満福寺には南蛮絵である「紙本著色泰西王侯図二幅」、「紙本著色達磨図」が伝えられています。

また、鬼石地区には、地元の石材である凝灰質砂岩を使い、家形の石宮の窓を十字状に彫り込んだ切支丹墓が残されています。

(5) 近代（明治・大正・昭和戦前）

○高山社と清温育^{せいおんいく}

高山社は高山長五郎により養蚕の改良と指導普及を目的として組織されました。高山長五郎は藤岡市高山の地で、当時としては画期的な養蚕法である「清温育」を確立し、良質な繭の安定供給を可能としました。長五郎の成果を知り、養蚕法の教えを乞う人が集まったことから、明治3（1870）年に「養蚕改良高山組」を組織、養蚕の研究と養蚕法の指導を実施しました。その後、明治17（1884）年には養蚕教育機関である「養蚕改良高山社」を設立、全国各地から集まる生徒に安価な授業料で分け隔てなく指導を行いました。高山社は本社と伝習所^{ぶんきょうじょう}（分教場）があり、本社では高山社の管理・運営事務とともに、清温育を養蚕農家に指導する養蚕教師の授業員を全国各地に派遣しました。伝習所では、18歳以上を対象に清温育の指導をしていました。



高山社蚕業学校



高山社蚕業学校授業風景

高山社第2代社長である町田菊次郎は、明治20（1887）年に本社を藤岡地区に移し、明治34（1901）年に「私立甲種高山社蚕業学校」を設立し、養蚕法「清温育」を数多くの人々に伝え、日本の絹産業の発展を担いました。



養蚕道具各種



高山社蚕業学校 蚕児選択授業風景

○瓦産業の発展

藤岡市は古代から利用されていた藤岡粘土と奥深い山間部から得られる豊富な燃料に恵まれ、冬季には空っ風が吹く晴天の日が多いため瓦作りに適していました。江戸時代の中頃に藤岡を支配していた松平朝矩が瓦作りを奨励し、再び窯業が盛んとなります。明治時代中頃から一般住宅に瓦が使われはじめ、需要が高まりました。瓦業者は、明治20（1887）年には6軒でしたが昭和31（1956）年には63軒と大幅に増加し、「藤岡瓦」として藤岡市を代表する産業となりました。焼成に達磨窯を使ったため、藤岡の空が黒煙で覆われるほどであったと言われています。

瓦産業が発展すると、太子講が行われるようになりました。建設関係の職人が信仰した聖徳太子を祀るもので、明治29（1896）年、西蓮寺に太子堂と太子像が安置されました。



藤岡瓦の製作風景（昭和30年頃）

○農業用水と水田の拡張

昭和初期までの藤岡市は、水田耕作の用水確保に苦慮しており、用水が存在する地域でも水争いが絶えませんでした。このような状況を改善するため、昭和8(1933)年には三名川貯水池、昭和32(1957)年には牛秣貯水池、昭和44(1969)年に竹沼貯水池が拡張され、水田が大いに広がりました。

○近代藤岡ゆかりの人々とのづくり

藤岡の風土で生まれ育った人々の活躍は、人間力を再認識すると共に郷土の誇りでもあります。堀越二郎は、明治36(1903)年に美土里地区に生まれ、東京帝国大学航空学科を首席で卒業し、三菱内燃機名古屋航空機製作所（後の三菱重工業）に入社しました。試行錯誤の上、九六式艦上戦闘機、零式艦上戦闘機など当時の世界の航空機を凌駕する航空機を開発しました。これらの航空機は設計だけでなく、精度の高い部品や様々な素材から構成されており、この製作過程、研究で培われたものづくりの思考や技術と人材は、戦後日本の新幹線や自動車製造などへ技術移転され、現代日本のものづくりに貢献しました。

また、田島達策は、安政5(1858)年に美九里地区で生まれ、大学卒業後、新町駅前に運送店を開業し、その後、三鱗石炭会社を創設しました。電力会社の経営にも携わり日本のエネルギーを支えました。

(6) 現代（昭和戦後・平成・令和）

○公共施設の充実

昭和29(1954)年に合併により藤岡市が誕生しました。昭和30年代の高度経済成長に伴って文化・スポーツ活動が盛んになり、各地区の公民館を改築し、藤岡市民ホール・みかぼみらい館が新設されました。庚申山総合公園には市民体育館・テニスコート、三本木地区には市民

球場・陸上競技場といった施設が作られ、さらに、ららん藤岡・ふじの咲く丘・土と火の里・藤岡歴史館といった観光・文化施設が充実しました。

○交通の発展

昭和 55（1980）年に関越自動車道、平成 5（1993）年には上信越自動車道が開通し、広域的な利便性が格段に向上しました。藤岡市はその分岐点で、交通の要衝として注目されています。また、国道 17 号・国道 254 号・国道 462 号・主要地方道前橋長瀬線といった幹線道路の整備により、移動の利便性が向上しています。令和 5（2023）年には都市計画道路北部環状線が一部開通しました。

このような交通の利便性は、工場や物流拠点など産業施設に適した立地条件を持つため、工業団地事業が進んでいます。

序章
第 1 章
第 2 章
第 3 章
第 4 章
第 5 章
第 6 章
第 7 章
第 8 章
第 9 章

第 2 章 藤岡市の文化資源

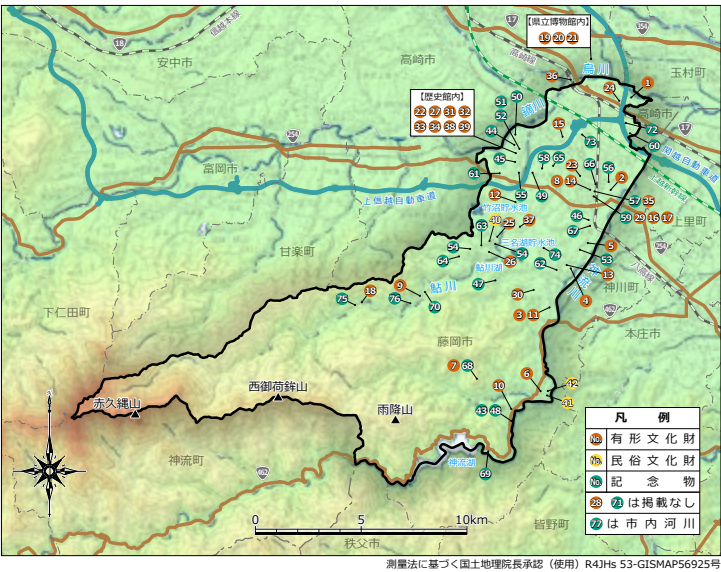
1. 指定等文化財

本市の指定等文化財は、国指定が 10 件、群馬県指定が 11 件、藤岡市指定が 55 件、国登録文化財が 1 件です（令和 6（2024）年 9 月時点）。

種類・分類をみると、有形文化財が 39 件と多く、その中でも石碑や石塔、板碑といった石造物が多いことが特徴です。なお、藤岡市では保存技術の選定はありません。また国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、無形の民俗文化財はありません。

第 7 表 藤岡市の指定等文化財（令和 6（2024）年 9 月時点）

類 型		国指定等	県指定	市指定	国登録	合 計
有形文化財	建造物	0	0	17	1	18
	美術					
	絵画	1	1	2	0	4
	彫刻	0	0	4	0	4
	工芸品	0	1	4	0	5
	書跡・典籍	0	0	0	0	0
	古文書	0	0	0	0	0
	考古資料	1	1	1	0	3
	歴史資料	0	0	5	0	5
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	0	3	0	3
記念物	遺跡	5	7	13	0	25
	名勝地	2	0	1	0	3
	動物・植物・地質鉱物	1	1	5	0	7
文化的景観		0	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	0
合 計		10	11	55	1	77



第 19 図 藤岡市の指定等文化財の位置

第8表 藤岡市の指定等文化財一覧表（令和6（2024）年9月時点）

指定区分	NO.	名 称	時 代	所 在 地	指定年月日
国登録	1	川端家住宅	江戸時代	立石新田字中耕地	平成13年4月24日
市指定	2	大塔寺天満宮	江戸時代	小林字中里	昭和47年4月10日
	3	浄法寺相輪櫓	平安～江戸時代	浄法寺字内手	昭和59年4月1日
	4	医光寺板碑	鎌倉時代	牛田字南郷	昭和43年4月23日
	5	葵八幡の板碑	鎌倉時代	本郷字道中郷	平成2年4月1日
	6	福持寺文永の板碑	鎌倉時代	鬼石字山下	昭和59年4月1日
	7	桜山文和の板碑	鎌倉時代	三波川字月吉	昭和59年4月1日
	8	増信寺応永の塔	鎌倉時代	藤岡	昭和43年4月23日
	9	聖大宮前の板碑及び宝篋印塔	鎌倉時代	下日野字駒留	平成13年4月25日
	10	譲原文明の板碑	室町時代	譲原字橋下	昭和59年4月1日
	11	道忠禅師供養塔	室町時代	浄法寺字内手	昭和60年11月1日
	12	千部供養塔	江戸時代	緑壁字下郷	昭和46年4月16日
	13	天保ききんの碑	江戸時代	牛田字西郷	昭和46年4月16日
	14	一丁目道標	江戸時代	藤岡	昭和47年4月10日
	15	道標付笠石四角塔	江戸時代	篠塚字伊勢塚	昭和60年4月1日
	16	高山長五郎功德碑附正門・寄附者名板	明治時代	藤岡字東裏	平成26年6月25日
	17	町田菊次郎頌徳碑	明治時代	藤岡字東裏	平成26年6月25日
	18	芭蕉塚の碑	明治時代	上日野字鹿島	昭和43年4月23日
国指定	19	紙本著色泰西王侯図二幅	桃山時代	群馬県立歴史博物館	昭和49年6月8日
県指定	20	紙本著色達磨図	桃山時代	群馬県立歴史博物館	昭和49年9月6日
市指定	21	菊川英山の絵	江戸時代	群馬県立歴史博物館	昭和45年4月15日
	22	富士浅間神社祭礼絵巻	江戸時代	藤岡歴史館	昭和62年4月1日
市指定	23	動堂観世音	平安末～鎌倉時代	藤岡甲	昭和43年4月23日
	24	立石寺佛像等	室町～江戸時代	立石字萩谷戸	昭和50年11月29日
県指定	25	涅槃釈迦像	室町～江戸時代	西平井字下宿	昭和60年4月1日
	26	金井千体仏	江戸時代	金井字西浦	平成3年4月1日
市指定	27	鉄造業師如来立像	鎌倉時代	藤岡歴史館	平成12年3月21日
市指定	28	伝山上杉顯定公愛用の基盤	中世	下日野字中倉	平成6年8月1日
	29	諏訪神社(諏訪様)男御神輿・(八坂様)女御神輿	江戸時代	藤岡字東裏	平成30年9月26日
	30	天陽寺の梵鐘	江戸時代	保美字平塚	平成18年3月1日
	31	富士浅間神社具足4種	江戸時代	藤岡歴史館	平成21年5月25日
国指定	32	平井一号墳出土品	古墳時代	藤岡歴史館	平成9年6月30日
県指定	33	沖川遺跡出土遺物一括	弥生時代	藤岡歴史館	平成14年3月26日
市指定	34	埴輪鞠	古墳時代	藤岡歴史館	昭和45年4月15日
市指定	35	日蓮直筆「方便品十六字」	中世	藤岡字藤岡	平成9年6月1日
	36	依田信蕃書状並び知行宛行状	江戸時代	森新田字寺東	昭和43年4月23日
	37	秋葉神社算額	江戸時代	東平井字中宿	昭和46年4月16日
	38	瓦職鑑札及び御用札	江戸時代	文化財保護課民俗収蔵庫	平成15年10月27日
	39	岩田家製瓦用具一式	近代	文化財保護課民俗収蔵庫	平成15年10月27日
市指定	40	三嶋様の夜祭り	現代	西平井	平成14年5月20日
	41	鬼石三杉太鼓	現代	鬼石字原	平成6年7月1日
	42	鬼石祭囃子	現代	鬼石字往来西	平成13年1月24日
	43	譲原石器時代住居跡	縄文時代	譲原字屋敷	昭和23年12月18日
国指定	44	七興山古墳	古墳時代	上落合字七興	昭和2年6月14日 平成8年9月26日
	45	白石稻荷山古墳	古墳時代	白石字稻荷原	平成5年11月30日 平成21年7月23日
	46	本郷埴輪窯跡	古墳時代	本郷字塚原	昭和19年11月13日
県指定	47	高山社跡	近現代	高山字竹之本	平成21年7月23日
	48	譲原石器時代聚落跡	縄文時代	譲原字屋敷	昭和25年6月16日
	49	中大塚縄文時代敷石遺構	縄文時代	中大塚字鎌倉	昭和49年9月6日
	50	伊勢塚古墳	古墳時代	上落合字岡	昭和48年8月21日
	51	皇子塚古墳	古墳時代	三ツ木字東原	平成4年5月15日
	52	平井地区一号古墳	古墳時代	三ツ木字東原	平成5年4月20日
	53	牛田廃寺跡	古代	牛田	令和2年10月20日
	54	平井城・金山城跡	中世	1.平井城跡:西平井字新曲輪 2.金山城跡:下日野字金井平乙	平成11年4月30日
	55	堀越塚古墳	古墳時代	白石字滝	昭和45年4月15日
市指定	56	戸塚神社古墳	古墳時代	上戸塚字熊野	昭和45年4月15日
	57	霊符殿古墳	古墳時代	藤岡	昭和45年4月15日
	58	平地神社古墳	古墳時代	中大塚字宮西	昭和45年4月15日
	59	諏訪古墳	古墳時代	藤岡字東裏	昭和49年3月26日
	60	胴塚稲荷古墳	古墳時代	岡之郷字原	昭和60年4月1日
	61	喜蔵塚古墳	古墳時代	白石字中郷	昭和43年4月23日
	62	神田地区古墳群	古墳時代	神田	平成28年7月26日
	63	国分寺瓦窯跡	古代	金井字風呂ヶ谷	昭和43年4月23日
	64	鉦遺跡	古代	下日野字鉦沢	昭和49年3月26日
	65	中大塚城跡	中世	中大塚	令和2年11月18日
	66	菊川英山の墓	江戸時代	藤岡	昭和43年4月23日
	67	土師の辻	近現代	本郷字下郷	昭和46年4月16日
国指定	68	三波川(サクラ)	現代	三波川字月吉	昭和12年4月17日 平成22年2月22日
市指定	69	三波石峡	現代	譲原字栢ヶ舞	昭和32年7月3日
国指定	70	蛇喰溪谷	現代	下日野字駒留・黒石	昭和52年6月28日
県指定	71	ニホンカモシカ	現代	藤岡市	昭和9年5月1日
市指定	72	水宮神社の大けやき	現代	岡之郷字木船	昭和37年8月2日
	73	中栗須のサザンカ	現代	中栗須字神明西	昭和49年3月26日
	74	御巡部神社のサカキ	現代	矢場字森下	昭和51年7月15日
	75	辛科神社のカヤ	現代	上日野字田本	昭和51年7月15日
	76	地守神社の大杉	現代	下日野字駒留	昭和52年6月28日
	77	ヤリタナゴ・マツカサガイ及びホトケドジョウ	現代	市内河川	平成12年7月1日

(1) 有形文化財

有形文化財は、国・県・市指定あわせて、建造物（建築）3件、石造物15件、絵画4件、彫刻4件、工芸品5件、考古資料3件、歴史資料5件が指定等文化財です。

① 建造物

建造物は、「大塔寺天満宮^{だいとうじてんまんぐう}」、「浄法寺相輪塔^{じょうぼうじそうりんとう}」が市指定文化財です。国登録文化財は、旧中山道の集落である立石新田の豪農であった「川端家住宅」が登録されています。

石造物は、「葵八幡の板碑^{せんぷくようとう}」、「千部供養塔^{せんぶくようとう}」、「道忠禅師供養塔^{どうちゅうぜんじくようとう}」、「天保ききんの碑」など、それぞれの時代の出来事を反映した石造物が各地域に残されています。

② 美術工芸品

絵画は、鬼石地区で伝えられてきた「紙本著色泰西王侯図二幅」が国指定重要文化財に、「紙本著色達磨図」が県指定重要文化財です。また、藤岡で晩年を過ごし、美人画において江戸随一といわれた浮世絵師である菊川英山の「菊川英山の絵」（観桜舟遊図）、「富士浅間神社祭礼絵巻」が市指定重要文化財です。

彫刻は、鎌倉時代初頭に制作が推定され、本動堂^{もとゆるぎどう}の地名の由来ともなった「動堂観世音^{ゆるぎどうかんぜおん}」をはじめ、「立石寺佛像等」、「涅槃釈迦像」、「金井千体仏」が市指定重要文化財です。

工芸品は、高山の薬師堂に伝わる鎌倉時代の制作とされる「鉄造薬師如来立像」が県指定重要文化財です。その他「伝 山内上杉顯定公愛用の碁盤」、「天陽寺の梵鐘」、「富士浅間神社具足4種」、「諏訪神社（諏訪様）男御神輿・（八坂様）女御神輿」のように、時代ごとの藤岡の文化や繁栄を示す市指定重要文化財があります。

考古資料は、「平井一号墳出土品」が国指定重要文化財に、「沖Ⅱ遺跡出土遺物一括」が県指定重要文化財に、「埴輪^{ゆぎ}」が市指定重要文化財です。

歴史資料は、天文年間に書かれ当時の佐久地方の状況を示す3通の書状「依田信蕃書状並び知行宛行状」や、「秋葉神社算額」、「日蓮直筆『方便品十六字』」、「岩田家製瓦用具一式」、「瓦職鑑札及び御用札」が市指定重要文化財です。

(2) 民俗文化財

無形の民俗文化財は、市指定3件が指定等文化財です。関東管領山内上杉氏ゆかりの「三嶋^{みしま}様の夜祭り」、喧嘩太鼓とも称される「鬼石三杉太鼓」、江戸時代後期から始まった「鬼石祭囃子」が指定されています。

(3) 記念物

記念物は、国・県・市指定あわせて、遺跡25件、天然記念物では植物5件、動物2件、名

勝及び天然記念物 3 件が指定等文化財です。

①遺跡

国指定史跡は、縄文時代後晩期の遺跡「^{ゆずりはら}譲原石器時代住居跡」や、「七輿山古墳」「白石稻荷山古墳」などの白石古墳群の大型古墳、藤岡のモノづくり文化の代表ともいえる「本郷埴輪窯跡」、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産のひとつである「高山社跡」があります。

県指定史跡は、縄文時代の遺跡である「中大塚縄文時代敷石遺構」と「譲原石器時代聚落跡」や、白石古墳群の「^{おうじづか}伊勢塚古墳」「^{おうじづか}皇子塚古墳」「平井地区一号古墳」、奈良時代の寺院跡の「牛田廃寺跡」、中世の関東管領山内上杉氏の居城・山城であった「平井城・金山城跡」があります。

市指定史跡は「^{きぞうづか}喜蔵塚古墳」「^{おうじづか}諏訪古墳」「^{じんだ}胴塚稻荷古墳」「^{じんだ}神田地区古墳群」などの市内各地に現存する多彩な古墳や、モノづくりに関連した遺跡として「国分寺瓦窯跡」「^{たたら}鍛遺跡」が指定されています。中世城館である「中大塚城跡」や、江戸時代に活躍した浮世絵師の「菊川英山の墓」も市指定史跡です。

②名勝地

国指定名勝は、天然資源の緑色片岩（三波石）が自然の状態で現存する「三波石峡」、鬼石地区で冬に咲く冬桜と、冬桜の咲く桜山の一部が「三波川（サクラ）」として国指定名勝及び天然記念物です。

市指定名勝では、同じく緑色片岩で形成された「^{じゃぼみ}蛇喰溪谷」があります。

③動物・植物・地質鉱物

植物として「^{みずのみや}水宮神社の大けやき」が県指定天然記念物に、「^{なかくりす}中栗須のサザンカ」・「^{みくるべ}御巡部神社のサカキ」・「^{からしな}辛科神社のカヤ」・「^{じもり}地守神社の大杉」や、生態系に深い繋がりのある「ヤリタナゴ・マツカサガイ及びホトケドジョウ」の三者が市指定天然記念物です。また、ニホンカモシカは戦後の密猟等によって個体数が減少したことから、昭和 30（1955）年に国指定特別天然記念物となりました。

2. 未指定文化財

藤岡市には、文化資源のうち文化財として指定されているもの以外に、地域で継承されている未指定文化財や文化資源が数多く存在しています。第9表の指定等文化財以外の文化資源は、これまで刊行されている文献等を中心に集成を行いました。対象が多岐にわたり、数が非常に多いため、地域計画作成後も集成作業を継続する予定です。

藤岡市の未指定文化財は、令和 6（2024）年 6 月 1 日時点で 8,298 件です。

第9表 藤岡市の未指定文化財（令和6（2024）年6月1日時点）

類型		全域	藤岡 地区	神流 地区	小野 地区	美土里 地区	美九里 地区	平井 地区	日野 地区	鬼石 地区	合計
有形文化財	建造物	0	20	12	19	18	33	16	28	12	158
	石造物	0	58	48	16	34	79	57	33	9	334
	美術 工芸品	0	137	0	0	0	73	0	0	65	275
	彫刻	0	110	49	87	52	120	95	77	1	591
	工芸品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	書跡・典籍	39	0	81	0	0	0	0	0	0	120
	古文書	0	4	0	3	2	6	0	2	7	24
	考古資料	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	歴史資料	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3
	無形文化財	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	564	1,331	447	606	281	982	217	184	1,290	5,902
	無形の民俗文化財	1	6	1	4	1	66	4	1	3	87
記念物	遺跡	0	46	62	111	85	138	171	37	28	678
	名勝地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	2	0	1	0	0	2	0	2	2	9
文化的景観		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	伝承・伝説等	0	8	7	5	6	12	6	18	50	112
	合計	608	1,722	709	851	480	1,511	568	382	1,467	8,298

(1) 有形文化財

① 建造物

建造物は、高山社分教場が藤岡市各地に残っています。現在も残る分教場は、明治期の建造物が多く、高山社第2代社長町田菊次郎が建てた町田英子家分教場（美九里地区）をはじめ、塚越兵右衛門分教場（小野地区）、佐藤岱家分教場（美土里地区）、折茂分教場（美土里地区）などがあります。

藤岡市平井地区には、蚕種屋を営んだ豪農である春山基二家住宅が現存し、市内最大級の養蚕農家建築です。

寺社は、「国指定史跡 本郷埴輪窯跡」に近接して野見宿禰のみのすくねを祀る土師神社があります。また伊勢神宮と同じ祭神を祀り、中世に成立した高山御厨との関係が考えられる神明宮（小野地区）、椿杜神社（美九里地区）や、名称が御厨と似る御巡部神社（美九里地区）があります。浄土院浄法寺（鬼石地区）は、古代では「緑野寺」の名前で知られた古刹こさつです。16世紀の戦乱で焼失し、再建されたため古代に関する資料に乏しいですが、16世紀後期～17世紀初期に建造されたと考えられる山門などが現存しています。



折茂分教場集合写真

②石造物

三波川変成帯から産出する三波川結晶片岩や、新第三系の地層に含まれる牛伏砂岩・凝灰岩などを用いた石造物が市全域で数多く見られます。

③美術工芸品

○絵画

江戸時代末期、美人画において江戸随一といわれた浮世絵師である菊川英山は、晩年を藤岡で過ごし、多くの優れた作品を残して、当時絹市で栄えた藤岡町に江戸の香りのある文化をもたらしました。立石琴平神社の絵馬「鞍馬山図」や、諏訪神社の「頼朝放生会図」など市内に肉筆画が数多く現存しています。

女流画家の斎藤香玉^{さうとう かうぎょく}は緑埜村（平井地区）に生まれ、幼少より絵の才に恵まれたため江戸へ出て、蘭学者であり画家でもある渡辺崋山の弟子となり、美国神社拝殿（平井地区）の天井絵などを残しました。昭和に活躍した今井琴谷は、藤岡地区の山車の天井装飾に作品を残しました。

その他に引田浄山^{ひきたじょうざん}、保三山人^{ほみさんじん}などの画家の絵画が残されています。

○彫刻

彫刻は、寺院に数多くの仏像が存在します。令和5（2023）年度には浄土院浄法寺所蔵の「地藏菩薩像」が平安時代後期に作られたものであることが新たに判明しました。

○書跡・典籍

神流地区からは、江戸時代末期から明治時代にかけて書家として活躍した、成瀬蓮堂^{なるせれんどう}と高柳英庵^{たかやなぎえいあん}が出て、優れた作品を数多く残しました。

○古文書

古文書は、藤岡地区の名主である星野家の文書、幕末から明治初期の美土里地区の名主であった折茂家の文書、高山社に関連した「高山社関連資料」などがあります。

○考古資料

考古資料は藤岡市の所蔵ではありませんが、東京国立博物館に収蔵されている「白石稲荷山古墳出土品」、「白石二子山古墳出土品」、「別所堂山古墳出土の経筒」、東京大学博物館所蔵の「諏訪神社古墳出土品」などの優品が数多く存在します。

(2) 無形文化財

伝統的な鬼瓦製造や、昔ながらの達磨窯を使った瓦作りが現在も行われています。藤岡瓦は1,200年余りの歴史と伝統があり、邪気を払う鬼気迫る表情が特徴の鬼面瓦が有名です。鬼面瓦は江戸時代より5代にわたり受け継がれてきたもので、粘土づくり・図面引き・造形・仕上げ・

乾燥・焼成の全工程で卓越した熟練の技が要求されます。いぶし銀の重厚な光沢を持つ魔よけの表札が人気で、置物や贈り物としても好評を博しています。

(3) 民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、数多くの民俗資料が藤岡市に寄贈され、保存されています。特に盛んであった養蚕を背景として、蚕カゴ・掃立て羽根・養蚕火鉢・種紙・回転まぶし・クワキリ包丁といった養蚕道具が数多く存在します。



回転まぶし

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、お蚕餅（^{こもち}蚕神を祭って祝う。4月15・16日）や小正月にマユ玉飾りを使ったお祭りや、蚕神碑といった養蚕信仰など養蚕に関する数多くの民俗文化財が残されています。また藤岡市の神社では、「太々神楽」、「獅子舞」、「土師神社の花馬と流鏝馬」といった伝統芸能が受け継がれています。

(4) 記念物

①遺跡

藤岡市には、250箇所以上の埋蔵文化財包蔵地を確認しており、その多くが藤岡市の北に広がる平野部に分布しています。藤岡市で発掘調査を行った遺跡は615遺跡（令和5（2023）年度時点）あり、多様な遺跡を調査してきました。

藤岡市を特徴づける遺跡は古墳です。古墳は、群馬県の調査により1,511基（平成29（2017）年時点）が存在していたことが明らかとなっており、概ね18箇所の古墳群にまとまります。

またモノづくりを行った遺跡が数多くあります。石棒・石剣を製作していた坂原遺跡や石製模造品未成品が見つかった竹沼遺跡・本郷花ノ木遺跡、古墳時代の埴輪を焼成した本郷埴輪窯跡や猿田Ⅱ遺跡、須恵器・瓦を焼いた下日野金井窯址群があり、藤岡市を特色づける重要な遺跡です。

さらに発掘調査はこれまで行われていませんが、古代に創建された浄土院浄法寺（緑野寺）が存在し、東国の仏教を考える上で非常に重要です。

その他にも、丘陵・山間部の地形を利用した山城・城館を71箇所確認しています。

また平井地区には吉良上野介が産湯につかったという伝説が残る井戸や、日野地区には弘法大師伝説が残る「弘法の井戸」があり、大切に管理されています。

結晶片岩や凝灰岩の石切場が市内に残されています。時期を特定できる箇所はありませんが、これらの石材は古墳時代を中心に積極的に利用された石材で、古代に遡るものがあるかもしれません。



神田三本木古墳群 空撮



猿田Ⅱ遺跡の埴輪窯

②動物・植物・地質鉱物

動物は、藤岡市を走る上越新幹線の高架に大規模なヒナコウモリの出産哺育コロニーが作られていることがわかりました。また鮎川や三波川の上流には、イワナ・ヤマメ・カジカなどが生息しています。植物では、日野地区の群馬県立みかほ森林公園で太平洋型のブナ・シオジといった天然林がみられ、市内最高峰である赤久縄山（1,522.3m）では、ダケカンバ林が生育しています。



西平井 大神場石切場
おおかんぼ

藤岡市で採取できる藤岡粘土や結晶片岩、凝灰岩といった地質鉱物は、先史時代から現代まで様々な用途で盛んに利用されており、藤岡市を代表する天然資源といえます。

鬼石地区には、八塩温泉^{やしお}が湧出しており、温泉として利用されています。含食塩ラジウム炭酸泉の塩泉で、明治時代には生長霊泉という健康飲料として源泉が東京方面で販売され、戦時には工業用の塩作りが行われていました。

(5) 文化的景観

藤岡市は 1,500 基以上の古墳が存在する密集地帯です。古墳時代には古墳群（墓地）と集落は明確に分かれていましたが、古墳時代以降、古墳群内に集落が営まれるようになり、古墳を取り込んで生活域が作られていきます。

古墳の小高い墳丘は、村落の中では古い時代の偉い人の墓との認識もあり、祠や寺社が上に建てられ、地域の信仰の場として生活の中に溶け込んでいました。代表的なものでは、町の鎮守である諏訪神社が前方後円墳の上に建てられ、寺社と古墳が一体化しています。戸塚神社古墳では、古墳脇の神楽殿で太々神楽が行われ、郷土芸能を継承する場としても機能しています。また七輿山古墳といった巨大な前方後円墳は、燃料の薪などを採取する村の入会地として活用・管理されていました。

住宅地に取り込まれている古墳群は多く、そのような場所では庭や宅地の隣に古墳が存在しています。古墳は日常生活の一部となっており、墳丘上に屋敷神などを祀る社を建て、横穴式石室を室や倉庫としている例もあります。昭和時代中期までは、蚕の餌である桑が古墳の上にも植えられ、桑畑として利用されていました。

このように生活空間の一部として古墳（群）が地域の生業や生活に取り込まれ、「市内に点在する古墳群と集落景観」として、藤岡市の景観・風土を形成しています。

(6) その他

○地名・伝承

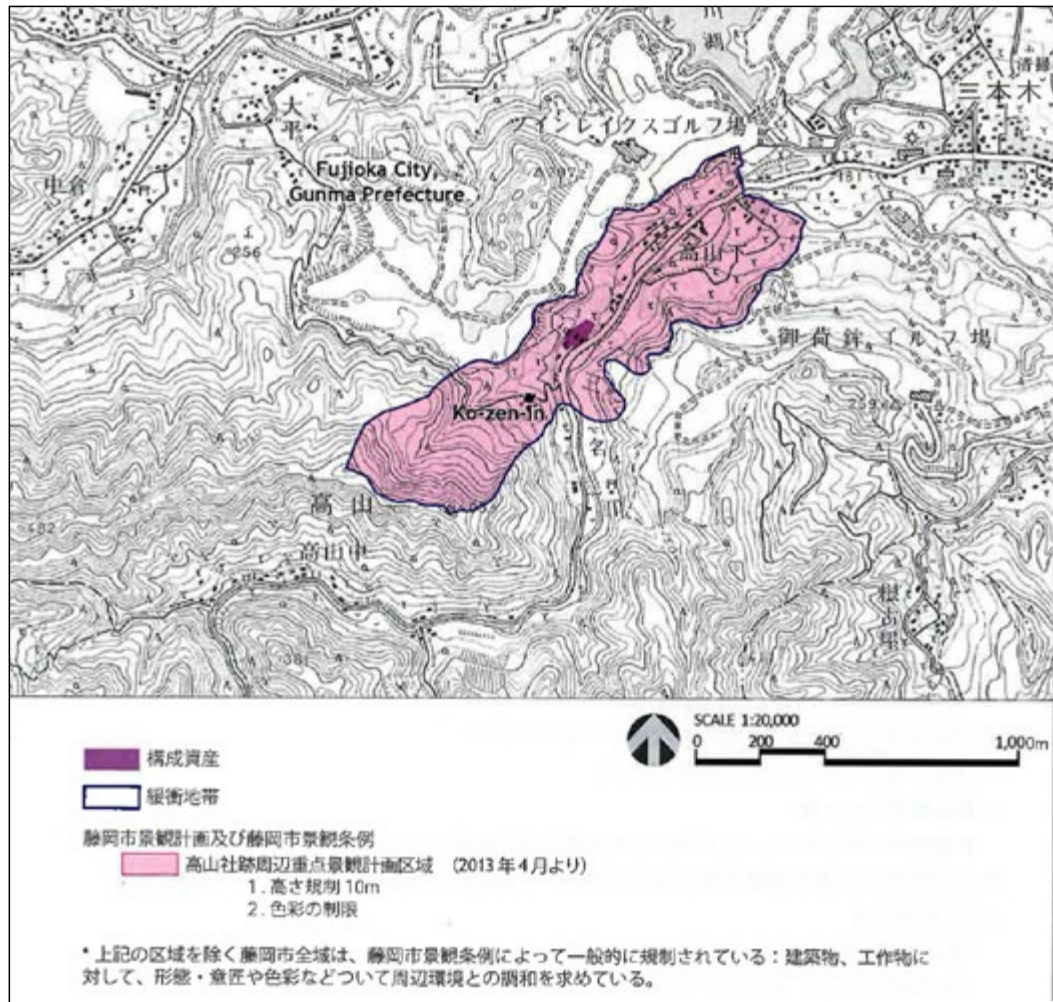
藤岡市に多数所在する古墳を表した「塚原」・「塚合」・「塚田」・「塚間」・「飛石」といった地名（小字）が残っており、古墳に関する伝承・伝説も数多く存在します。また中世に成立した「高山御厨」に由来する「栗須」・「神明」・「伊勢島」といった地名や、「天照大御神」・「豊受大御神」といった伊勢神宮の祭神を祀る神社、それにまつわる伝承が数多く残されています。

○三波石

藤岡市に特徴的な産業として、鬼石地区の庭石業があります。三波川変成帯からとれる三波川結晶片岩は三波石と呼ばれ、銘石として知られています。多くの三波石が露出した神流川上流域の光景は江戸時代から景勝地としても知られていました。昭和初期には本格的に三波石峡周辺で採石が行われて庭石業が営まれ、第二次世界大戦後、庭石業は急速な発展を遂げ、鬼石地区を代表する地場産業となりました。昭和 32（1957）年、国指定名勝・天然記念物に三波石峡周辺が指定され、指定範囲内での採石が禁止されました。その他の箇所の採石も、有限な資源の保護や治山治水の観点から規制されています。

3. 世界文化遺産

藤岡市美九里地区の史跡高山社跡は、平成 26（2014）年 6 月 25 日に世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つとして、世界遺産に登録されました。



第 20 図 世界文化遺産構成資産高山社跡緩衝地帯範囲

世界遺産とは、国際連合教育科学文化機関（略称：ユネスコ）が昭和 47（1972）年の総会で採択した、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている物件のことで、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の 3 種類があります（外務省ホームページ参考）。

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は世界遺産の条件である「顕著で普遍的な価値」を持った 4 つの産業遺産の集合体で、藤岡市の高山社跡もその一角を担っています。

4. ぐんま絹遺産

群馬県は古代から絹産業が盛んな地域であり、絹に関連した文化・文化財が数多く残っています。群馬県は、県内に残る養蚕・製糸・織物などの絹産業に関わる建造物や民俗芸能などを「ぐんま絹遺産」として登録し、保存・活用を図っています。

藤岡市のぐんま絹遺産は12件あり、有形文化財は建造物8件・工芸品1件・歴史資料2件、記念物は1件です（令和7（2025）年3月時点）。

○有形文化財

建造物は、史跡高山社跡（美九里地区）のほか、町田英子家分教場建物（美九里地区）、塚越兵衛門分教場建物（小野地区）が登録されています。

石造物は、諏訪神社境内の古墳上に建つ市指定重要文化財の高山長五郎功德碑（藤岡地区）と町田菊次郎頌徳碑（藤岡地区）や、諏訪神社常夜燈及び手水石（藤岡地区）、高山長五郎の墓（美九里地区）、福島元七顕彰碑（藤岡地区）が登録されています。

工芸品は、市指定重要文化財の諏訪神社（諏訪様）男御神輿・（八坂様）女御神輿が登録されています。

歴史資料は、上州新町驛紡績所版木（平井地区）と養蚕畫解 附褒状（平井地区）が登録されています。

○記念物

記念物は、明治12（1879）年に創立した改良座繰りによる組合製糸社である緑埜精糸社跡（美土里地区）が登録されています。

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

第3章 藤岡市の歴史文化の特性

歴史文化とは、「地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を相対的に把握した概念」(※)です。

藤岡市らしさをあらわす歴史文化の特性として、以下の3つが挙げられます。

※文化庁 地域文化創生本部 2022「地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画 - 歴史文化で魅力ある地域へ -」パンフレット

天然資源を利用したモノづくり

三波石の名で知られる三波川結晶片岩は、藤岡市を語る上で重要な天然資源の1つです。藤岡市は三波川変成帯が地表に露出している日本でも数少ない地域の1つであり、命名の模式地でもあります。現代では三波石は観賞用の庭石として販売されていますが、縄文時代に配石墓や弧状列石の構築材として使用され、祭祀に使われる石棒・石剣の素材としても使われました。古墳時代には古墳の築造に盛んに使用されます。中世では板碑の材料として利用され、近現代には「三波石」として観賞用の庭石に珍重されています。

三波川結晶片岩に含まれる滑石・蛇紋岩は、祭祀用の石製模造品作りに使われ、市内には多数の製作遺跡が発見されています。滑石の採掘は昭和30年代には藤岡市の有望な産業と位置付けられており、日野地区の鉱山では製紙や混和材などの原材料として採掘され、東京方面に運ばれていました。

山肌や河原には三波川結晶片岩の岩塊が広がり、その景観は三波石峡、蛇喰溪谷といった名勝にも指定されています。

藤岡市の平野部は、鮎川と神流川からの堆積物で形成された扇状地で、地下には上流から運ばれた大量の砂礫が包含されており、高度経済成長期から現代までコンクリート製造の良質な混和材として盛んに採取され、利用されています。

このほかに丘陵地帯に広がる新第三系の地層からは、砂岩や凝灰岩が採取でき、古代・中世に石造物の原材料として利用されました。特に関東管領 山内上杉氏は、金山城の基盤岩である牛伏砂岩を採取し、城の石垣として利用するだけでなく、石造物の材料としていました。近世から現代にいたるまで建物の礎石や階段・肥溜・井桁などの素材として身近に利用されていました。

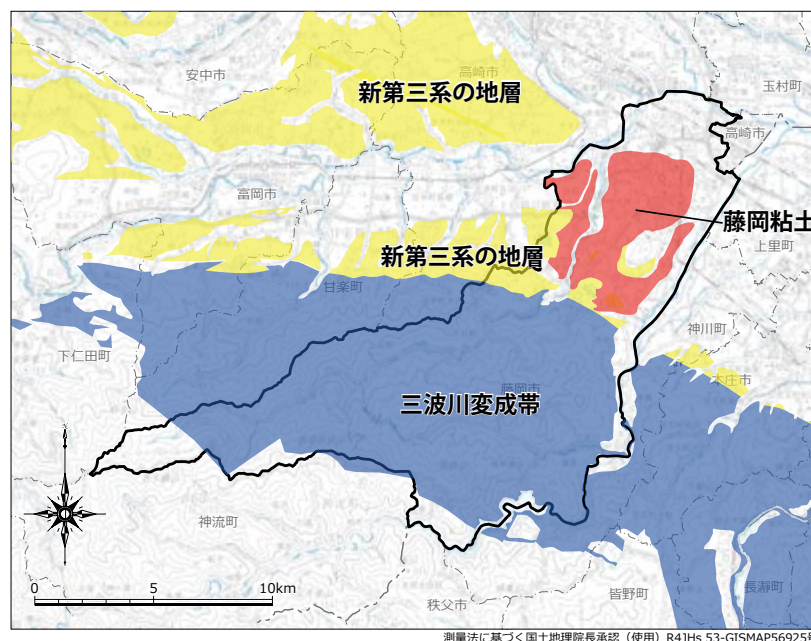


第 21 図 藤岡市の地形

現在の藤岡市街地が広がる藤岡台地・低地には、藤岡粘土と呼ばれる粘土層が広がります。藤岡粘土は、縄文時代から土器の素地として利用され、古墳時代には古墳を飾る埴輪の組織的かつ大規模な生産にも用いられました。奈良・平安時代には、山間部に位置する下日野金井窯址群で瓦や須恵器生産が行われるようになり、古代における大工業地帯が形成されます。江戸時代には、現代まで続く藤岡瓦の生産が始まり、地元の天然資源を活用した地場産業が形作られました。藤岡市では、現在でも瓦の焼成に使用する昔ながらの達磨窯が残っており、瓦作りの伝統を今に伝えています。

豊富な天然資源を背景としたモノの大量生産の歴史は、絹を作り伊勢神宮に貢納した中世の高山御厨や、江戸時代における養蚕絹織物地帯の中心地であった藤岡の絹市の繁栄にも通じます。

藤岡市には様々な天然資源が存在し、それらを使って時代にあったモノづくりを連綿と行ってきました。



第22図 藤岡市の地質

モノづくりを起点とする交流と繋がり

生産されたモノは、市内の使用にとどまらず、広範囲に流通し、交流のネットワークを築いてきました。

藤岡市の周りは河川に囲まれ、水利が優れた地域です。また、山間部と平野部を繋ぐ十石街道と下仁田街道が交わり、人々が行き交う交通の要衝ともなっています。このような地形は、藤岡市で作られたモノを運び、様々な地域との交流を結ぶのに大きな役割を果たしました。作られ、運ばれたモノは、人と人との繋がりを生み、新たな関係性を作り出しました。例えば、縄文時代には山間部で三波川結晶片岩を使用した石棒や石剣を製作し、製品は広域に供給され、山地と平野間で交流が行われています。

古墳時代には埴輪、古代には瓦や須恵器、中世には板碑や石塔、近世から近代にかけては墓標や神社の鳥居の原材料として三波川結晶片岩や牛伏砂岩が、様々な場所に持ち運ばれ、使われました。特に中世の関東管領 山内上杉氏が石塔の原材料として流通させた牛伏砂岩の分布範囲や数量は、山内上杉氏の盛衰と一致しており、市がたち諸国からの往来が多く栄えた平井城下の様相を間接的に伝えています。

近世には生糸の生産を背景に各地と活発に交流が行われ、上州で最大規模の絹市に発展しました。近世以降には瓦作りが再開して藤岡市を代表する産業となりました。藤岡瓦は活発に取引され、その伝統は現代まで続いています。

高山社では養蚕法を開発し教えるだけでなく、卒業生を従業員として各地に派遣することで様々な人や場所と繋がり、交流を行っています。

作られたモノは、藤岡市で使われるだけでなく、周辺地域へ流通することで多様な交流を生み出し、それぞれの時代を彩りました。

モノづくりが結んだ信仰

藤岡市で作られたモノは、各時代の信仰や祭祀の場で使われ、人々の精神的な拠り所を育む道具にもなっています。

三波川結晶片岩などが用いられた古墳は、豪族の墳墓として沢山の人々によって造られました。古墳は古墳時代が終わった後も特別な場所として繰り返し利用され、信仰の対象となっています。古墳の小高い墳丘には、墳頂に小さな堂や祠が建てられていることがあり、信仰の対象として今でも崇められています。戸塚神社古墳・諏訪古墳・平地神社古墳などでは、古墳を中心とする空間が伝統芸能を継承する場として機能するなど、人と人を結ぶ場所として親しまれてきたともいえます。また藤岡市に1,500基以上存在したといわれる古墳は、現代でも様々な場所に見ることができ、現代の風景と融合した景観を形作っています。藤岡に住む人々にとって古墳は身近な存在で、庭に古墳があり、横穴式石室を倉庫として利用している家もあります。

鬼石地区にある緑野寺（現：浄土院浄法寺）は、8世紀後半に創建され現在まで法灯^{ほうとう}を守る古刹です。鑑真の高弟である道忠によって建立され、弘仁8（817）年に日本天台宗の開祖最澄が訪れた際には、9万人が集まったと伝えられる当時の信仰の一大拠点です。緑野寺には、藤岡で焼かれた瓦が使用され、境内には地元の石材である凝灰岩を使った石塔が作られていました。中世に成立した高山御厨では、絹を作り伊勢神宮へ貢納していました。現在でも藤岡市には高山御厨に関わる神社や地名が数多く残っています。また近世から近代には、藤岡市とその周辺で神社の鳥居の材料として地元の石材である牛伏砂岩が使われました。氏子などの地域的な関係性の中で建立された鳥居は、当時の信仰の広がりをおしわしています。

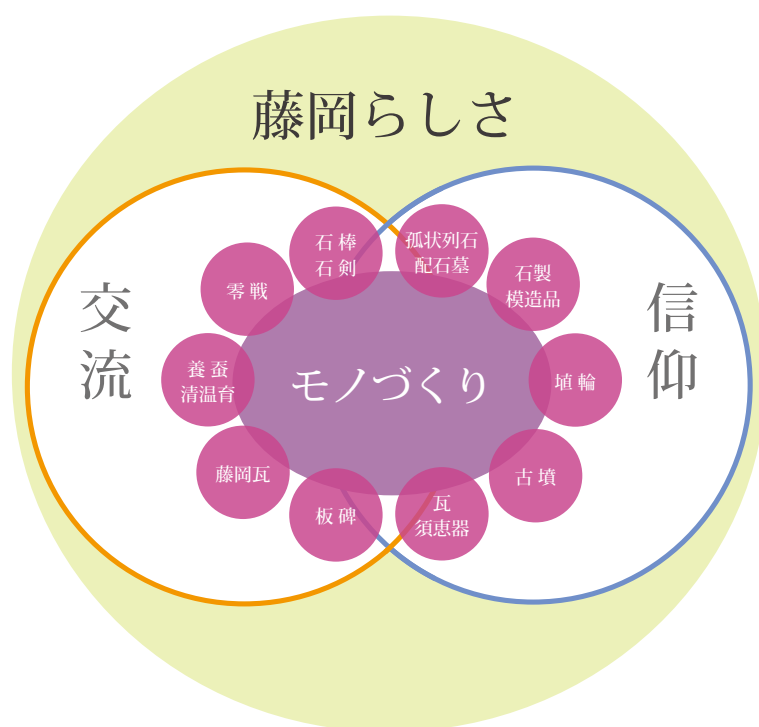
モノは信仰の場で使われ、人々の祈りを支える道具として、重要な役割を担っていました。信仰の証拠はモノだけでなく地名などにも残り、現代に伝えられています。

まとめ

先史時代から続く藤岡市のモノづくりとその利用の伝統は、数々の学術上の発見をした関孝和、中村堰を作った孝順、近代的な養蚕法「清温育」を開発し、高山社や分教場を通じて全国にその飼育方法を広め、他地域との交流を促進した高山長五郎、さらに零戦を開発し、日本の航空技術を世界水準に押し上げた堀越二郎といった様々な「モノ」を作り出し広めた、藤岡市ゆかりの先人たちの業績にも繋がります。

藤岡市には、多種多様な文化資源が存在します。これらの文化資源は様々な絡み合い「モノ

づくり」といったキーワードで有機的に繋がっています。このような歴史文化の特性は、現在まで続く藤岡らしさを形作っています。



第23図 藤岡市の歴史文化の特性 概念図

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

第4章 文化資源に関するこれまでの把握調査

1. これまでの把握調査

(1) 総合的な把握調査

藤岡市の文化資源に関する総合的な把握調査は、昭和 58（1983）～平成 12（2000）年に各分野を網羅した市史編纂事業として実施しましたが、鬼石町と合併する以前の事業であるため鬼石町は入っていません。鬼石町は、合併前の昭和 59（1984）年に『鬼石町誌』を刊行しています。その他に全体的なものとして『群馬県多野郡誌』（昭和 2（1927）年）、『多野藤岡地方誌』（昭和 51（1976）年）があります。その他、地域別の文献としては、『中島のあゆみ』（平成 3（1991）年）、『芦田町町誌』（平成 17（2005）年）、『矢場区史』（平成 10（1998）年）、『上落合ふるさと史 あゆみ』（平成 2（1990）年）、『仲町誌』（平成 5（1993）年）、『緑町誌』（平成 2（1990）年）、『藤岡市岡之郷・郷土誌』（平成 8（1996）年）があり、地域の有志によって編纂されています。

(2) 類型別の把握調査

○有形文化財調査

藤岡市の建造物は、『藤岡市の民家と社寺洋風建築』（昭和 55（1980）年）や『高山社と分教場』（平成 25（2013）年）に記載されています。群馬県では、『群馬県近世社寺建築緊急調査』（昭和 53（1978）年）、『群馬県近代和風建築総合調査』（平成 20（2008）～23（2011）年）、『群馬県近世寺社総合調査』（令和元（2019）～2（2020）年）を実施しました。また石造物などの調査も実施されており、『藤岡市史』でそれらの調査結果を記載していますが、合併前の調査のため鬼石地区の調査は行われていません。

美術工芸品は、藤岡市史編纂事業の一環として、『藤岡の仏像』が刊行されています。

民間では、群馬県文化財研究会によって『上州の重要民家を訪ねる（西毛編）』（平成 20（2008）年）が刊行されました。

○民俗文化財調査

藤岡市では、藤岡市史編纂事業において民俗調査が実施され、『藤岡市史』や『中学生が調べた藤岡市の民俗』に詳細がまとめられています。群馬県では県下を対象とした、『群馬県歴史の道調査』（昭和 53（1978）～昭和 57（1982）年）・『民俗芸能緊急調査』（平成 7（1995）・8（1996）年）・『諸職関係民俗文化財調査』（平成 3（1991）・4（1992）年）・『群馬県の粉食文化』（平成 26（2014）～28（2016）年）・『群馬県の祭り・行事』（平成 10（1998）～12（2000）年）といった総合調査が度々実施されており、報告書としてまとめられています。

○記念物調査

群馬県内での特筆すべき調査として、県下の古墳を調査した『上毛古墳総覧』（昭和13（1938）年）の刊行が挙げられます。平成に入ってから再び古墳の調査を群馬県が実施し（平成24（2012）～28（2016）年）、『群馬県古墳総覧』が刊行され、古墳が非常に多い群馬県の状態を表しています。また群馬県によって中世城館跡（昭和60（1985）～62（1987）年）の総合調査が実施されています。

地質や動植物の調査は藤岡市史編纂事業に伴って行われ、『藤岡市史 自然編』に成果がまとめられています。ただし、鬼石町と合併前の事業であるため鬼石地区の把握調査は不十分となっています。群馬県林務部では、昭和49（1974）年から植物・動物・地形・地質などについて調査を進め、『群馬県の貴重な自然』（平成2（1990）年）を刊行しました。

○埋蔵文化財調査

埋蔵文化財に関しては、昭和57（1982）～昭和63（1988）年にかけて分布調査が行われ、『藤岡市遺跡詳細分布調査』が発行され、これが以後の藤岡市の埋蔵文化財分布図の基礎となっています。その後、平成6（1994）年に『藤岡市遺跡分布図』が刊行され、鬼石町と合併後の平成21（2009）年には、鬼石地区を追加した『藤岡市遺跡分布図（2009版）』が刊行されました。群馬県でも、『群馬県遺跡地図』（昭和48（1973）年）が作成されています。群馬県内の埋蔵文化財包蔵地・遺跡は、県がインターネット上で公開している「マッピングぐんま」で常時閲覧が可能です。

毛野国白石丘陵公園の整備に向けた調査および大学連携の一環として、藤岡市教育委員会と群馬県立歴史博物館・早稲田大学が協力して白石古墳群にある七輿山古墳などの地中レーダー探査や三次元測量を行いました。発掘作業を伴わない先進的な埋蔵文化財調査です。

○高山社跡・養蚕関係

藤岡市史編纂事業により藤岡市の養蚕に関する習俗や伝説が『藤岡市史』にまとめられていますが、養蚕道具といった民具についての研究は立ち遅れています。藤岡市に存在する高山社分教場については、『高山社と分教場』（平成25（2013）年）で集成が行われました。群馬県蚕糸業協会が刊行した『群馬県蚕糸業史上・下巻』（昭和29（1954）・30（1955）年）は、群馬県の養蚕全般について詳細な記述が行われています。

また群馬県では『群馬県の養蚕習俗』（昭和47（1972）年）、世界遺産伝道師協会から『群馬県蚕神総合調査』（平成30（2018）年）が刊行され、把握が行われています。また藤岡市の民間団体である「高山社顕彰会」によって調査研究が行われています。特に関口寛の精力的な研究は、平成31（2019）年『高山社の養蚕改革』として、成果が公刊されました。

平成11（1999）年に高山家から群馬県立歴史博物館へ寄贈された資料については内容調査

を随時行い、平成 24（2012）年度には群馬県企画部世界遺産推進課・群馬県立歴史博物館・藤岡市で高山社生徒名簿・派遣地についてデータ化し、平成 27（2015）年に高山社社員名簿の撮影を行うなど詳細調査を進めています。

○その他

藤岡市にゆかりのある人物を紹介した『ふじおか人ものがたり』（平成 16（2004）年）や、市内に伝わる伝説を集成した『ふじおかふるさとの伝説』（昭和 61（1986）年）が発行されました。また鬼石地区の伝説・歴史を対象としたものでは『伝説郷土史 鬼石地区の巻』（昭和 29（1954）年）があります。

また地名については、『群馬県の地名 日本歴史地名大系第 10 巻』（昭和 62（1987）年）、『わたしたちの地名 ぐんま』（平成 17（2005）年）で把握されています。

2. 把握調査の現状と課題

藤岡市の文化資源の把握調査について、調査状況と課題は以下の通りです。

①有形文化財

●建造物

藤岡市や群馬県によって、国指定・国登録・社寺・高山社分教場などの建造物の把握調査が実施されていますが、鬼石地区の把握調査が不十分であり課題です。

●石造物

藤岡市史編纂事業によって、市内の石造物の把握調査が実施され、概ね把握されています。しかし、藤岡市史編纂事業は鬼石地区との合併前に行われたため、鬼石地区の把握調査が行われておらず、課題となっています。

●美術工芸品

彫刻と古文書は、藤岡市と群馬県によって把握調査が実施されていますが、絵画、工芸品、書跡・典籍、考古資料、歴史資料の把握調査は実施されておらず、課題となっています。特に考古資料は、県外の機関に古墳時代の優品が数多く収蔵されていますが、所在や内容について十分に把握されていません。

②無形文化財

無形文化財の意識的な把握調査は行われていません。把握調査の実施が課題です。

③民俗文化財

藤岡市史編纂事業や群馬県によって、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財の把握調査が実施されています。しかし、藤岡市史編纂事業が鬼石地区との合併前に行われたため、鬼石地区の有形の民俗文化財の把握調査が不十分で課題となっています。

④記念物

古墳や中世城館の把握調査は、群馬県によって把握調査が実施されています。地質や動植物の把握調査は、藤岡市史編纂事業で実施されましたが、鬼石地区との合併前の調査のため、鬼石地区の把握調査が課題です。

⑤文化的景観

文化的景観に関する把握調査は実施されていません。把握調査の実施が課題です。

⑥伝統的建造物群

藤岡市では該当する伝統的建造物群の把握調査は実施されていません。把握調査の実施が課題です。

⑦文化財の保存技術

文化財の保存技術に関する把握調査は行われていません。把握調査の実施が課題です。

⑧埋蔵文化財

藤岡市で埋蔵文化財の把握調査が実施され、遺跡包蔵地の把握は完了しています。開発などに伴う試掘確認調査を継続し、埋蔵文化財の把握を進めていく必要があります。

⑨その他

伝説・地名の把握調査は、市や個人によって実施されています。これらの把握調査で得られた成果が、他の文化資源とどのように関わるのか調査することが課題です。

第10表 文化資源の調査状況

分 類			藤岡地区	神流地区	小野地区	美土里地区	美九里地区	平井地区	日野地区	鬼石地区
有形文化財	建造物		○	○	○	○	○	○	○	△
	石造物		○	○	○	○	○	○	○	△
	美術工芸品	絵 画	△	×	×	×	△	×	×	△
		彫 刻	○	○	○	○	○	○	○	○
		工芸品	×	×	×	×	×	×	×	×
		書跡・典籍	×	△	×	×	×	×	×	×
		古文書	○	○	○	○	○	○	○	○
		考古資料	△	×	×	△	△	△	×	×
		歴史資料	×	×	×	×	×	×	×	×
	無形文化財			△	×	×	×	×	×	×
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	△	
記念物	遺 跡		○	○	○	○	○	○	○	○
	名勝地		×	×	×	×	×	×	○	○
	動物・植物・地質・鉱物		○	○	○	○	○	○	○	○
文化的景観			×	×	×	×	×	×	×	×
伝統的建造物群			×	×	×	×	×	×	×	×
文化財の保存技術			×	×	×	×	×	×	×	×
埋蔵文化財			○	○	○	○	○	○	○	○
その他			○	○	○	○	○	○	○	○

○:おおむね調査ができている、△:さらに調査が必要、×:未調査

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

第5章 文化資源の保存・活用に関する将来像と方向性

文化資源は、これまで地域の所有者や管理者が中心となって守られてきましたが、少子高齢化や生活スタイルの変化による担い手の減少によって、消滅・散逸といった危機に直面しています。さらに文化資源に対する捉え方や価値観の多様化によって、観光やまちづくりといった分野での活用も必要となっています。

私たちの身近に存在する文化資源は、現在の私たちの生活や考え方と密接に関係しています。こうした歴史文化を正しく知り、伝え、今に繋げることで郷土への愛や誇りを育み、文化資源の保存・活用・継承につながっていくと考えます。

「地域計画」の上位計画である「第5次藤岡市総合計画」は、目指す将来像として「郷土を愛し 未来を創生する藤岡」を掲げ、その中の「基本計画 重点プロジェクト」では「(1) 魅力の向上・地域資源の発見・磨き上げ」、「(2) 魅力の発信・市内外への効果的な情報発信」を挙げています。「藤岡市都市計画マスタープラン」では、「豊かな歴史・文化遺産を活かしたまちづくり」が地域の課題とされ、「地域資源として、歴史・文化財関係の史跡などをあげ、まちづくり構想に取り込む」という構想が示されています。また、「藤岡市教育振興基本計画」では、基本理念として「郷土の歴史と恵まれた自然を生かし、豊かな人間性と高い知性、たくましい意思力と創造的な個性を持った心身ともに健康で規律ある人間の育成を目指して教育を推進する」が掲げられました。

これらに基づき、本計画で目指すべき将来像を以下のように定めます。

将来像

**「郷土を愛し、未来に繋げていく藤岡」
- 文化資源を知り、守り、活かして、繋げる -**

この将来像を達成するための方向性は以下の4点です。

方向性

1. 調査・研究 - 藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす -

文化資源を未来に繋げていくために、その価値を正しく知り、地域の歴史の中に位置付け、現代の私たちと結びつけていきます。藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こすために調査・研究を行います。

2. 保存 - 藤岡の文化資源を保存し、守る -

文化資源を未来に繋げていくために、現在ある文化資源を適切に保存し、管理する体制を作ります。

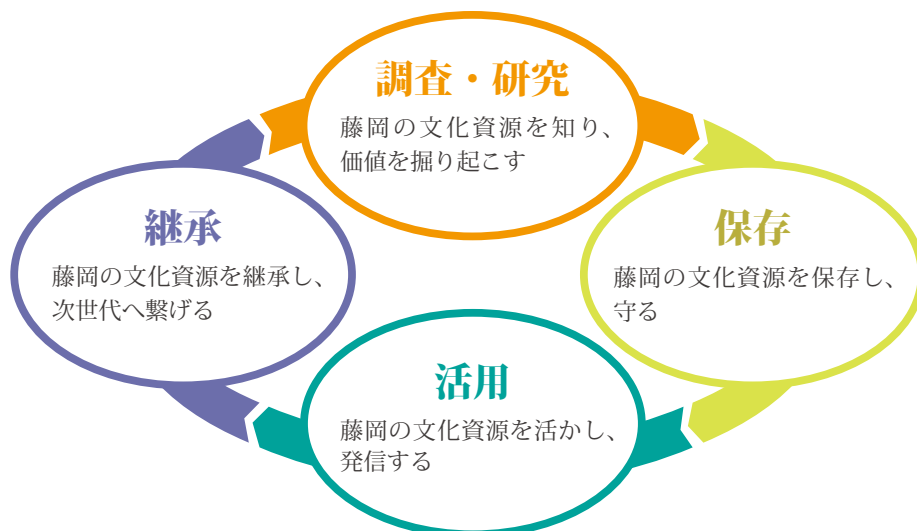
3. 活用 - 藤岡の文化資源を活かし、発信する -

文化資源を未来に繋げていくために、文化資源の現代社会での活かし方を考え、その価値を広く発信し共有していきます。

4. 継承 - 藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる -

文化資源を未来に繋げていくために、現代に生きる様々な立場や世代の市民、機関との協働を行います。さらに文化資源を通して藤岡への「愛」を醸成する仕組みを作ります。

これらの4つの方向性に基づいて、事業を推進することにより、文化資源の【調査・研究 - 保存 - 活用 - 継承】の永続的なサイクルを形作ることを目指します。



第24図 方向性の概念図

第6章 文化資源の保存・活用に関する現状と課題

1. 現状

(1) 自治体及び市民団体の活動の現状

藤岡市では、行政のほか民間団体などが、文化財の学習や保存・周知・活用といった活動を行っています。

藤岡市

●文化財保護課

- ①記録保存のための埋蔵文化財発掘調査の実施と現地説明会の開催
- ②大学などの研究機関との連携
- ③企画展の開催：市内を中心とするテーマで実施
- ④講演会や一般向け体験学習の開催
- ⑤寄贈の受け入れ
- ⑥デジタル博物館の運営
- ⑦史跡の整備
- ⑧高山社跡の解説と企画展やイベントの開催
- ⑨高山社跡での防災訓練の実施

●地域づくり課

- ①旧公民館を地域づくりセンターと改称、地域コーディネーター（職員）の配置による各地区の生涯学習や住民交流などを推進
- ②まちなか絹市歴史散歩マップや市街地の商店街を中心とした周遊ルートの作成

●商業観光課

- ①高山社跡交流センターの運営

●都市計画課

- ①「藤岡市景観計画」の策定と「世界文化遺産 高山社跡」周辺の重点景観計画区域の設定といった藤岡市の景観への取り組み

●都市施設課

- ①白石古墳群が所在する毛野国白石丘陵公園の整備事業の実施

●学校教育課、小中学校

- ①高山社学
- ②毛野国白石丘陵公園を活用しての校外学習
- ③地域の事業所等で職場見学・体験などの活動を行うキャリア教育（チャレンジウィーク）での文化財保護課の業務体験

④小学校4年生の社会科で、副読本を用いた郷土学習を実施



発掘調査の様子



発掘現場での現地説明会



チャレンジウィークの様子



堀越二郎ヒコキの会活動風景

群馬県

●群馬県地域創生部文化財保護課

群馬県文化財保護指導委員（文化財パトロール）を設置し、指定等文化財の巡視を月2回実施

市民団体

●高山社顕彰会

高山社跡の普及啓発に関する講演会や藤岡市に残る絹関連の事跡をめぐるまち歩き、会員向けの研修旅行、高山社学の解説、市内小学校を対象とした座繰り体験教室、「高山社とカイクをめぐる絵」コンクールを実施

●平井城址保存会

県指定史跡平井城跡と金山城跡に関する普及啓発や見学者の案内などを実施

●堀越二郎ヒコーキの会

零戦を開発した堀越二郎の顕彰や飛行機に関する活動を実施

●藤岡市郷土芸能保存会

市内で活動している獅子舞・太々神楽・祭囃子の各団体で構成され、地元での活動のほか、年1回郷土芸能鑑賞会を開催

●ヤリタナゴを守る会・ヤリタナゴ調査会・やりたなごの会・旧笹川を綺麗にする会

藤岡市内に生息するヤリタナゴを守るため、河川の清掃や普及・啓発のための活動を実施



神田獅子舞保存会



高山社学の解説風景

(2) 防災・防犯についての現状

地震・風水害・火山噴火・地滑りや火災といった災害の発生は、そこに住む人々はもちろんのこと、文化資源に対しても甚大な被害をもたらします。

藤岡市では、「災害対策基本法」に基づき策定した「藤岡市地域防災計画」が令和5（2023）年4月に改訂され、文化財に関する災害時の対応方法を取り上げています。

この計画は、藤岡市における災害の予防・応急対策・復旧について定め、市民の生命・身体及び財産を守ることを目的としています。その中には、文化財に関する予防や災害ごとの対策、災害時における文化財保護課職員の役割が定められました。

さらに「藤岡市国土強靱化地域計画」（令和3（2021）年策定）には、災害時における文化財への対処の方向性について記述されています。

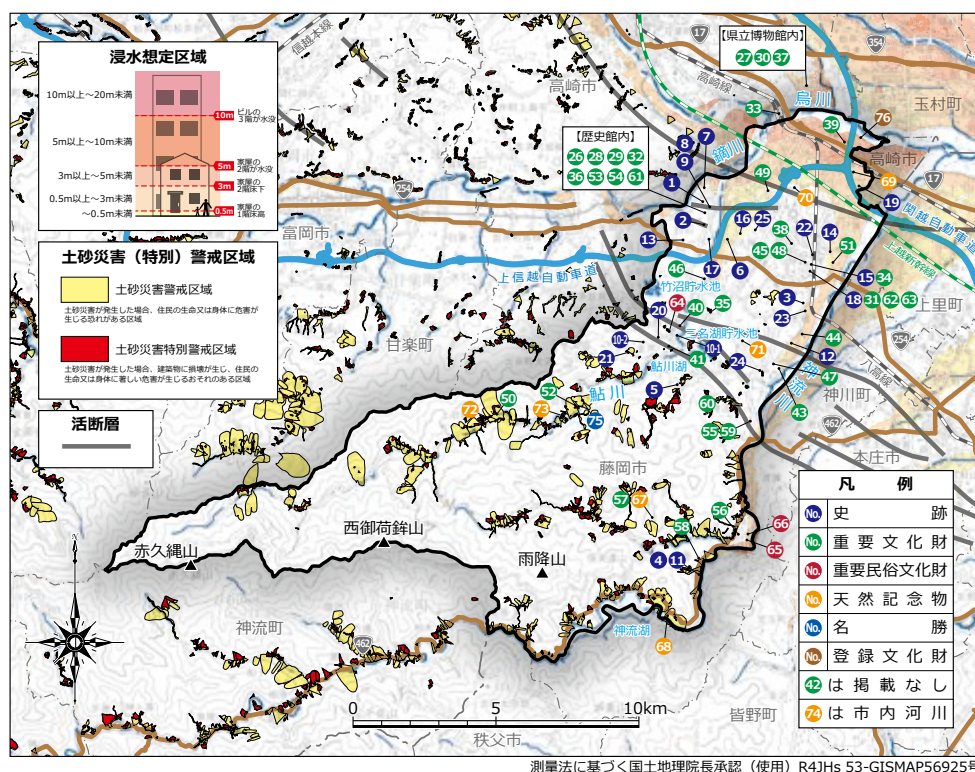
「群馬県文化財保存活用大綱」（令和2（2020）年策定）でも文化財の防災やその対応についての考え方と、災害に備えた体制の整備が、今後群馬県が重点的に取り組むテーマとして掲げられました。

この大綱を受けて、災害時における方針と具体的な取り組みを示した「群馬県文化財防災ガイドライン」（令和4（2022）年3月）が作成されました。このガイドラインは、これに基づ

いて行動することにより、災害対策への取り組みを進め、災害時の文化財への被害を最小限にとどめることを目的としています。

この中で今後行うべき取り組みとして、5項目が挙げられています。

- ①文化財リストの作成
- ②未指定文化財に対する災害対策の具体化
- ③「個別の防災計画」作成の推進
- ④文化財防災ネットワークの発足
- ⑤被災文化財の避難所の準備・必要な資材の備蓄と配布



※図中の番号の詳細は 37 頁第 8 表を参照

第 25 図 藤岡市のハザードマップと指定等文化財の位置

また防犯の現状は、全国的に重要文化財の仏像や絵画などの盗難や建物への汚損などの被害があり、文化庁から「文化財の防犯体制の徹底について」等の通知が全国の自治体へ配布されています。特に無住の寺社からの盗難は、所有者や管理者が盗難に気付かないこともあり、防犯について注意喚起を促し、盗難を未然に防ぐのに加え、未指定の文化資源をリスト化することで、盗難などにいち早く気付き対応できるように対策が必要です。

参考

藤岡市で想定される災害

地震

藤岡市に大きな影響を及ぼす活断層は、高崎市北部から藤岡市を通り、埼玉県北部に至る深谷断層帯です。また、深谷断層帯の南西には、並行するように平井 - 櫛挽断層帯が存在し、これらをあわせた全長 82km の断層帯を関東平野北西縁断層帯と呼びます。平成 21（2009）年の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、この断層帯全体が活動した場合、最大マグニチュード 8.1 の地震が発生すると予測されています。

風水害

藤岡市で発生する災害のうち最も頻度が多いのは、豪雨による風水害です。藤岡市は、周囲を鐺川・烏川・神流川に囲まれ、さらに鮎川が市域を貫流しており、北部ではこれらの河川が合流しています。神流川上流には首都圏の水がめである下久保ダムを有しています。このような特性から山間部では河川沿いの地域で土砂災害の恐れがあります。また平野部は周囲を河川に囲まれ、北部でそれらが合流することから広範囲な浸水被害が予想されます。

土石流・地滑り・崖崩れ

藤岡市南部は山間地帯となっており、土石流・地滑り・崖崩れといった危険性が高くなっています。土砂災害警戒区域は、土石流 警戒区域：172 箇所・特別警戒区域：137 箇所、急傾斜地の崩壊 警戒区域：326 箇所・特別警戒区域：321 箇所、地滑り 警戒区域：62 箇所・特別警戒区域：0 箇所となっており、合計で警戒区域：560 箇所・特別警戒区域：458 箇所が指定されています。これらの箇所では、台風などの降雨時や地震時に被害が予測されます。

火山噴火

浅間山は、藤岡市から北西に約 50km の距離にある活火山で、最近 100 年間で 50 回以上の噴火を繰り返しています。遺跡の発掘調査では、浅間山起源の時代が異なる火山灰が複数見つかっており、浅間山の噴火時には藤岡市でも被害が発生することが予想されます。

盗難等人的被害

藤岡市では、少子高齢化や過疎化などの要因により、人口及び世帯数は減少傾向にあります。それに伴って空き家の増加や寺社の無住化が進み、盗難や建物などの人為的な毀損・放火などの被害が予測されます。

2. 課題

(1) 調査・研究 - 藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす -

1 調査・研究の深化・拡充が必要

自分たちが住む土地の歴史を正しく知り、理解するためには文化資源の価値づけや研究が不可欠ですが、十分に行われていません。

2 調査・研究体制が不十分

文化資源を掘り起こし、価値づけを行うには専門的な知識や経験が必要ですが、専門性を高めるための人材育成の方針が定められていません。調査・研究には様々な分野の知識が必要になるため、分野ごとに専門的知識を持つ職員が必要です。

3 歴史文化の特性の深掘りが不十分

歴史文化の特性についての検討が十分ではありません。様々な視点での検討と価値の掘り起こしや、それに基づいたサブストーリーの構築が課題です。

4 未調査の文化資源の把握が行われていない

これまで把握調査が行われていない工芸品・無形文化財・文化的景観などや、把握調査から漏れた文化資源の調査が必要です。

(2) 保存 - 藤岡の文化資源を保存し、守る -

1 藤岡歴史館の体制が不十分

文化資源の収集、研究、保存・活用を継続的に行う拠点や体制が不十分です。また、収蔵場所の不足が課題です。

2 文化財の指定等が少ない

文化財の指定等が全体に少ないため、指定等を推進する必要があります。

3 文化資源の公開・活用が不十分

高齢化や世代交代、開発により、文化資源の保存・継承が危惧されており、3D・映像記録・音声記録・紙媒体などの記録の作成が課題です。

4 文化資源の公開場所が少ない

文化資源を公開する展示施設が藤岡歴史館しかなく、収蔵資料を十分に活かしきれていません。公開資料は全体のごく一部分であり、公開する場が少ないことが課題です。

5 文化資源の維持管理が必要

復元・修復した文化資源の老朽化が顕著です。また天然記念物（植物など）の老化などによる破損が起きています。

6 周辺景観の保存が必要

文化資源そのものだけでなく景観の維持管理が必要であり、関連部署などとの連携を推進する必要があります。

7 施設の維持管理

老朽化等に伴う文化資源を保護する施設の維持管理を行っていく必要があります。

(3) 活用 - 藤岡の文化資源を活かし、発信する -

1 文化資源の価値についての情報発信の不足

地域に存在する文化資源について十分知られておらず、その価値についての発信が不十分です。また、藤岡市の文化資源を発信するための手段が少ないです。

2 発掘調査成果が十分に公開されていない

市内では多くの発掘調査が行われていますが、現地調査の一般公開の機会が限られています。

3 文化資源の観光や学校教育・生涯学習などでの活用が十分ではない

藤岡市の文化資源に対して一般の興味関心が高まり、問い合わせが増えているにもかかわらず、藤岡市の文化資源を十分に活用できていません。

4 関係機関等との連携の不足

関係団体・機関・近隣自治体との連携が不足しています。

5 民俗文化財が活用されていない

藤岡市に寄贈された大量の有形の民俗文化財について十分な活用が図れていません。また無形の民俗文化財についても十分な活用が図れていません。

6 文化資源の公開・活用が不十分

文化資源を公開・活用するための記録が十分に行われていません。

(4) 継承 - 藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる -

1 地域・学校等との連携が不足

文化資源の保存・活用・継承のための、地域コミュニティや学校との連携が不十分です。

2 担い手育成の推進が必要

文化資源の維持管理や郷土芸能の担い手などが高齢化や人口減少で不足しており、継続が困難な事例が増加しています。

3 郷土愛の醸成が必要

文化資源をツールとして使い、藤岡市に対する郷土愛を育んでいくと共に、地域の文化について興味を持つことから始まる学習機運を醸成していく必要があります。

4 防災・防犯対策の充実が必要

藤岡市埋蔵文化財収蔵庫（藤岡歴史館）収蔵の資料については、防災・防犯対策が取られています。指定文化財に関しては、定期的な見回りや確認を行っていますが、未指定文化財については十分ではありません。未指定文化財についても指定文化財等と同様に、防災・防犯についての周知や見回り等が必要です。

文化財に関する防災・防犯対策や被災の際の対応方法が不足しています。

5 史跡高山社跡の活用や PR が不十分

史跡高山社跡の活用や PR が不足しており、来場者が減っています。

6 文化資源継承のための体制が不十分

文化資源の保存・継承に関する市内の体制や、文化財保護課で蓄積された知識・経験の継承方法が課題です。

3. 方針

(1) 調査・研究 - 藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす -

① 調査・研究の推進

藤岡市の歴史文化に関する調査・研究を総合的に進め、地域の歴史を明らかにします。

② 調査・研究体制を充実させる

文化資源の保存・活用に必要な専門的な知識・能力を得られる環境や機会を整備します。専門的な知識を身に付けた職員を育成・配置して、調査・研究体制を充実させます。

③ 歴史文化の特性の検討

藤岡市が持つ特性について多角的に検討し、サブストーリーを構築します。

④ 文化資源を把握する

把握調査されていない工芸品・歴史資料や、文化的景観や伝統的建造物群等、さらに文化財の保存技術といった文化資源の把握調査を推進します。

(2) 保存 - 藤岡の文化資源を保存し、守る -

① 藤岡歴史館の体制を充実させる

藤岡歴史館を文化資源の保存・活用の拠点と位置付け、役割と活動を明確にし、体制を充実させます。また、収蔵場所の不足が課題であるため、藤岡歴史館だけでなく合併で使用しなくなった公共施設等を積極的に使用して、収蔵場所の確保を目指します。

② 文化財指定等の推進

指定等すべき文化資源をリスト化し、指定等を推進します。

③ 文化資源の記録を実施

文化資源を後世に伝えるため、3D・映像記録・音声記録・紙媒体などの記録を作成します。

④ 新たな公開場所の確保

文化資源の新たな公開場所を確保し、市に収蔵され一般公開されていない民具や考古資料、藤岡市の文化などについて一般公開を行います。

⑤ 文化資源の維持管理の実施

文化資源の管理、修繕等を継続的にを行います。また天然記念物（植物など）の老化などによる破損が起きていることから、定期的な経過観察を行い、専門家の協力を仰いで樹勢回復や増殖を進めます。

⑥ 周辺景観の整備の推進

永続的に文化財を維持・継承するため、関連部署と連携しながら景観の維持管理を推進します。

⑦ 施設の維持管理を推進する

文化資源を保護する施設の維持管理を推進します。

(3) 活用 - 藤岡の文化資源を活かし、発信する -

① 文化資源の価値を発信する

調査・研究に基づいた文化資源の価値を発信するさまざまな手段を検討し、藤岡市の文化資源についてPRを行います。

② 発掘調査成果を公開する

発掘調査を公開する様々な方法を検討し、発掘調査に触れる機会を増やします。

③ 文化資源の観光や学校教育・生涯学習での活用を推進する

文化資源に関する周遊ルートの作成や他部局等との連携を実施し、学校教育・生涯学習への活用と観光客誘致等を行います。

④ 関係機関との連携の推進

関係団体・機関・近隣自治体と連携し、事業を実施します。

⑤ 民俗文化財の活用を推進する

民俗文化財の価値を発信し、展示方法・場所について検討を行います。

⑥ デジタルアーカイブの推進

文化資源を後世に伝え、広く公開するため、資料のデジタル化を推進する。

(4) 継承 - 藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる -**① 地域・学校等との連携を推進する**

地域コミュニティや学校と連携し、文化資源の保存・活用・継承を推進します。

② 保存団体への支援を推進する

保存団体などへの支援・協力を行い、文化資源の維持管理や郷土芸能の担い手育成などを支援します。

③ 郷土学習の推進

郷土の歴史について学習する機会を設けます。

④ 防災・防犯対策の充実

『藤岡市地域防災計画』に準拠した災害に関する方針を定め、文化資源の防災対策を推進します。『第5次藤岡市総合計画』における犯罪の起こりにくい地域づくりのため、文化資源について住民の防犯意識の向上と地域における自主的な防犯活動の促進に協力します。

⑤ 史跡高山社跡の活用を推進する

史跡高山社跡の価値を高め、市民を含む来場者にPRして活用のための事業を実施します。

⑥ 文化資源継承のための環境を整備する

文化資源を保存・継承するための、体制や方法を整えます。

第7章 文化資源の保存・活用に関する取り組み

1. 保存・活用に関する取り組み

第5章で定めた将来像と方向性をもとに、第6章では文化資源を調査研究・保存・活用・継承していくための課題を整理し、方針を定めて藤岡市の進む道筋について整理を行いました。第7章では、これらを踏まえて具体的にどのような取り組みを行っていくかについて記載します。

以下の取り組みについては、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金）・県費・市費やその他民間の資金等を活用して進めます。

取り組みにおいて想定される実施主体

行政（文）…文化財保護課

行政（関）…関係各課、群馬県、他市町村、学校 など

専門…大学、文化財保護審議会、有識者 など

団体…民間団体、各種団体、地域づくり協議会、企業 など

市民…住民、文化資源の所有者・管理者 など



文化財保存活用地域計画協議会での議論の様子

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章

藤岡市「課題-方針-取り組み」対照表【市全域】

基本理念 (将来像)		方向性 (基本方針)	課 題	方 針
「郷土を愛し、未来に繋げていく藤岡」	文化資源を知り、守り、活かして、繋げる	藤岡の文化資源を知り、価値を掘り起こす	1 調査研究の深化・拡充が必要 自分たちが住む土地の歴史を正しく知り、理解するためには文化資源の価値づけや研究が不可欠だが、十分に行われていない。	① 調査・研究の推進 藤岡市の歴史文化に関する調査研究を総合的に進め、地域の歴史を明らかにする。
			2 調査・研究体制が不十分 文化資源を掘り起こし、価値づけを行うには専門的な知識や経験が必要だが、専門性を高めるための人材育成の方針が定められていない。調査・研究には様々な分野の知識が必要になるため、分野ごとに専門的知識を持つ職員が必要である。	② 調査・研究体制を充実させる 文化資源の保存・活用に必要な専門的な知識・能力を得られる環境や機会を整備する。専門的な知識を身に付けた職員を育成・配置して、調査・研究体制を充実させる。
			3 歴史文化の特性の深掘りが不十分 歴史文化の特性についての検討が十分でない。様々な視点での検討と価値の掘り起こしや、それに基づいたサブストーリーの構築が課題である。	③ 歴史文化の特性の検討 藤岡市が持つ特性について多角的に検討し、サブストーリーを構築する。
			4 未調査の文化資源の把握が行われていない これまで把握調査が行われていない工芸品・無形文化財・文化的景観などや、把握調査から漏れた文化資源の調査が必要である。	④ 文化資源を把握する 把握調査されていない工芸品・歴史資料や、文化的景観や伝統的建造物群等、さらに文化財の保存技術といった文化資源の把握調査を推進する。

第11表 調査・研究の取り組み

取り組み						
No	取り組み名	取り組み内容	取り組み体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
A-1	郷土資料の調査研究	藤岡市の文化資源について調査研究と、価値づけを行う。	行政(文)・専門	←→		→
A-2	先行研究の整理	藤岡市に関係する先行研究等について整理する。	行政(文)	←→		
A-3	他機関所蔵の藤岡市資料の把握	大学等に所蔵されている資料を把握し、リスト化する。	行政(文)			←→
A-4	大学・研究機関等との協働	大学や研究機関と連携し、藤岡市の文化資源の調査研究を進める。	行政(文)・専門・団体	←→		→
A-5	地質・地形の把握	三波川変成帯・新第三系の地層・藤岡粘土などについて調査研究を進める。	行政(文)・専門・団体			←→
A-6	詳細調査の実施	遺跡のより詳細な知見を得るための詳細調査を実施する。 例：白石古墳群など	行政(文)・専門・団体			←→
A-7	寄贈資料の受け入れ	藤岡市の歴史的特性を表す寄贈資料を受け入れ、文化資源を保存する。	行政(文)・市民	←→		→
A-8	研修への参加	研修への積極的な参加を促す。研修予算を確保できるように担当部署へ働きかける。	行政(文)・行政(関)	←→		→
A-9	意見交換会の開催	課内で定期的に意見交換会を実施し、現状や課題などについて共有する場を作る。	行政(文)	←→		→
A-10	先進都市視察研修制度の活用	制度を利用し、先進的な事業を行っている自治体を視察して藤岡市の事業へ活かす。	行政(文)・行政(関)		←→	→
A-11	専門職の創設	専門職を作り、文化財保護課へ配置するように担当部署へ協力を求める。	行政(文)・行政(関)	←→		→
A-12	職員の確保	専門的知識を持つ職員を継続的に採用するよう担当部署へ協力を求める。	行政(文)・行政(関)	←→		→
A-13	絹に関する調査	藤岡市における絹に関する総合的な調査を行い、絹文化を明らかにし、ストーリーを構築する。	行政(文)・専門・団体	←→		
A-14	歴史的特性の再検討と価値づけ	藤岡市の歴史文化の特性を基にして、時期別・地域別のサブストーリーを検討する。	行政(文)・専門・団体		←→	→
A-15	文化資源リストの作成継続	文化資源リストの作成を継続し、その把握を行う。	行政(文)	←→		→
A-16	未報告資料の整理・報告	報告されていない資料(埋蔵文化財・文書・民俗資料など)を整理し、公表して活用できる体制を整える。 例：高峯古墳・神流中学校校庭古墳・保美濃山遺跡など	行政(文)	←→		→

藤岡市「課題-方針-取り組み」対照表【市全域】

基本理念 (将来像)		方向性 (基本方針)		課 題	方 針
「郷土を愛し、未来に繋げていく藤岡」	文化資源を知り、守り、活かして、繋げる	藤岡の文化資源を保存し、守る	1 藤岡歴史館の体制が不十分 文化資源の収集、研究、保存・活用を継続的に行う拠点や体制が不十分である。また、収蔵場所の不足が課題である。	① 藤岡歴史館の体制を充実させる 藤岡歴史館を文化資源の保存・活用の拠点と位置付け、役割と活動を明確にし、体制を充実させる。また、収蔵場所の不足が課題であるため、藤岡歴史館だけでなく合併で使用しなくなった公共施設等を積極的に使用して、収蔵場所の確保を目指す。	
			2 文化財の指定等が少ない 文化財の指定等が全体に少ないため、指定等を推進する必要がある。	② 文化財指定等の推進 指定等すべき文化資源をリスト化し、指定等を推進する。	
			3 文化資源の公開・活用が不十分 高齢化や世代交代、開発により、文化資源の保存・継承が危惧されており、3D・映像記録・音声記録・紙媒体などの記録の作成が課題である。	③ 文化資源の記録を実施 文化資源を後世に伝えるため、3D・映像記録・音声記録・紙媒体などの記録を作成する。	
			4 文化資源の公開場所が少ない 文化資源を公開する展示施設が藤岡歴史館しかなく、収蔵資料を十分に活かしていない。公開資料は全体のごく一部分であり、公開する場が少ないことが課題である。	④ 新たな公開場所の確保 文化資源の新たな公開場所を確保し、市に収蔵され一般公開されていない民具や考古資料、藤岡市の文化などについて一般公開を行う。	
			5 文化資源の維持管理が必要 復元・修復した文化資源の老朽化が顕著である。また天然記念物（植物など）の老化などによる破損が起きている。	⑤ 文化資源の維持管理の実施 文化資源の管理、修繕等を継続的に行う。また天然記念物（植物など）の老化などによる破損が起きていることから、定期的な経過観察を行い、専門家の協力を仰いで樹勢回復や増殖を進める。	
			6 周辺景観の保存が必要 文化資源そのものだけでなく景観の維持管理が必要であり、関連部署などとの連携を推進する必要がある。	⑥ 景観・環境整備の推進 永続的に文化財を維持・継承するため、関連部署と連携しながら景観の維持管理を推進する。	
			7 施設の維持管理 老朽化等に伴う文化資源を保護する施設の維持管理を行っていく必要がある。	⑦ 施設の維持管理を推進する 文化資源を保護する施設の維持管理を推進する。	

第12表 保存の取り組み

取り組み						
No	取り組み名	取り組み内容	取り組み体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
B-1	藤岡歴史館の博物館登録推進	藤岡歴史館の博物館登録を推進する。	行政(文)・行政(関)	←→		
B-2	藤岡歴史館の維持管理	藤岡歴史館の老朽化に伴う修繕・修理を都度行い、適切に資料が保存できるように維持管理を行う。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
B-3	収蔵資料の保存・管理	収蔵している資料が劣化しないように対策を行う。また収蔵資料の所在について把握し、いつでも活用できる状態にする。	行政(文)	←→	←→	←→
B-4	収蔵施設としての旧南中学校の管理	藤岡歴史館の収蔵能力が限界のため、収蔵資料の保管場所として旧南中学校の管理を行い活用する。	行政(文)	←→	←→	←→
B-5	指定等候補リストの作成	藤岡市で今後指定等すべき文化資源のリスト化を行う。	行政(文)	←→		
B-6	指定等の推進	文化資源の指定を推進し、確実な保存を図る。	行政(文)		←→	←→
B-7	文化資源登録制度導入の検討	新しい文化資源登録制度や既存の登録制度を用いた文化資源の保護を検討する。	行政(文)・行政(関)			←→
B-8	保存活用計画の作成	指定等文化財に係る保存活用計画を作成する。 例：高山社跡・白石古墳群・牛田廃寺跡など	行政(文)		←→	←→
B-9	埋蔵文化財確認調査	開発にあたって埋蔵文化財確認調査を実施し、保護や記録保存などの適切な対応を行う。	行政(文)	←→	←→	←→
B-10	記録保存	やむを得ず破壊される文化資源については、発掘調査やデジタル化などの手法を用いて記録保存を行う。	行政(文)・専門	←→	←→	←→
B-11	無形の民俗文化財の記録の作成	無形の民俗文化財について映像等の方法で記録を作成する。	行政(文)・専門		←→	←→
B-12	文化資源に関するPR	身近に存在する文化資源について、ホームページなどでPRを行う。	行政(文)	←→		
B-13	藤岡歴史館以外の資料公開場所の検討	藤岡歴史館以外の公開場所について検討し、関係部署に働きかける。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		←→	←→
B-14	展示のデジタル化と公開	企画展示等をデジタル化し、藤岡市デジタル博物館で公開する。	行政(文)		←→	←→
B-15	史跡の除草・剪定	史跡の景観保全のため、除草・樹木の剪定を進める。	行政(文)・団体・市民	←→	←→	←→
B-16	天然記念物の保存	「国指定名勝及び天然記念物 三波川(サクラ)」などの天然記念物に関する保存措置等を継続的に実施する。	行政(文)・専門	←→	←→	
B-17	史跡の管理	史跡に関する管理・体制の整備を進める。	行政(文)・団体	←→	←→	←→
B-18	指定等文化財の案内看板・解説板整備事業	史跡などに案内看板や解説板の設置・更新を進める。	行政(文)	←→	←→	←→
B-19	重点景観地域の検討	景観を保全すべき重点景観地域について検討を行う。	行政(文)・行政(関)			←→
B-20	民間事業者に環境景観保存への協力を得る方策	開発にあたって市内の文化資源の周辺景観について配慮するよう求める方策を検討する。	行政(文)・行政(関)・市民	←→	←→	
B-21	未指定古墳管理についての検討	市内に多数ある未指定古墳の管理について方法を検討する。	行政(文)・行政(関)・市民		←→	←→
B-22	関連部署・機関との連携	文化資源の景観保存について、関連部署と情報を共有し連携を行う。	行政(文)・行政(関)		←→	←→
B-23	施設の維持管理を実施	文化資源を適切に保護できるように修繕・修理を進める。	行政(文)	←→	←→	←→

藤岡市「課題-方針-取り組み」対照表【市全域】

基本理念 (将来像)		方向性 (基本方針)	課 題	方 針
「郷土を愛し、未来に繋げていく藤岡」	文化資源を知り、守り、活かして、繋げる	藤岡の文化資源を活かし、発信する	1 文化資源の価値についての情報発信の不足 地域に存在する文化資源について十分知られておらず、その価値についての発信が不十分である。また、藤岡市の文化資源を発信するための手段が少ない。	① 文化資源の価値を情報発信する 調査・研究に基づいた文化資源の価値を発信するさまざまな手段を検討し、藤岡市の文化資源についてPRを行う。
			2 発掘調査成果が十分に公開されていない 市内では多くの発掘調査が行われているが、現地調査の一般公開の機会が限られている。	② 発掘調査成果を公開する 発掘調査を公開する様々な方法を検討し、発掘調査に触れる機会を増やす。
			3 文化資源の観光や学校教育・生涯学習などでの活用が十分ではない 藤岡市の文化資源に対して一般の興味関心が高まり、問い合わせが増えているにもかかわらず、藤岡市の文化資源を十分に活用できていない。	③ 文化資源の観光や学校教育・生涯学習での活用を推進する 文化資源に関する周遊ルートの作成や他部局等との連携を実施し、学校教育・生涯学習への活用と観光客誘致等を行う。
			4 関係機関等との連携の不足 関係団体・機関・近隣自治体との連携が不足している。	④ 関係機関との連携の推進 関係団体・機関・近隣自治体と連携し、事業を実施する。
			5 民俗文化財が活用されていない 藤岡市に寄贈された大量の有形の民俗文化財について十分な活用が図れていない。また無形の民俗文化財についても十分な活用が図れていない。	⑤ 民俗文化財の活用を推進する 民俗文化財の価値を発信し、展示方法・場所について検討を行う。
			6 文化資源の公開・活用が不十分 文化資源を公開・活用するための記録が十分に行われていない。	⑥ デジタルアーカイブの推進 文化資源を後世に伝え、広く公開するため、資料のデジタル化を推進する。

第13表 活用の取り組み

取り組み						
No	取り組み名	取り組み内容	取り組み体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
C-1	市内の地区ごとのパンフレット作成	市内の各地区の文化資源を紹介したパンフレットを作成し、配布する。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
C-2	SNSなどの利活用の促進	SNSなどを利活用し、幅広い世代に情報を発信する。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
C-3	市広報での連載	広報ふじおかで連載している「ふじおかの文化を探る」の連載を継続する。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
C-4	講座の開催	藤岡市の文化資源に係る講座を実施する。	行政(文)・行政(関)		←→	←→
C-5	一般向けイベントの開催	藤岡市の文化資源をテーマとした一般向けのイベントを開催する。	行政(文)			←→
C-6	文化資源を教材として活用	藤岡市に収蔵されている文化資源を授業の教材として活用する。	行政(文)・行政(関)		←→	←→
C-7	文化財保護課年報の発行	年報の発行を継続し、調査研究の現状や新知見について発信する。	行政(文)	←→	←→	←→
C-8	企画展の開催	調査研究で得られた知見を用いて企画展を開催し、価値を発信する。	行政(文)	←→	←→	←→
C-9	発掘調査現地説明会の開催	発掘調査の現地説明会を開催し、遺跡の内容や事業について周知する。また希望者が発掘調査を見学できるようにする。	行政(文)	←→	←→	←→
C-10	発掘ニュースの発行	発掘調査の成果や周辺の歴史などを紹介した発掘ニュースを発行し、近隣の市民への配布やホームページ上での公開を行う。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
C-11	発掘調査映像の公開	発掘調査の様子などを記録し、解説を入れた映像を公開する。	行政(文)			←→
C-12	発掘調査の公開方法の検討	報道やSNSを利用した発掘調査の公開方法を検討する。	行政(文)			←→
C-13	発掘資料の再復元	発掘資料のうち、壊れたものや、復元が適切ではないものを再復元し、資料の価値を高め、公開をする。	行政(文)・専門			←→
C-14	民間・他部局との連携	文化資源の観光の利用について連携する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民	←→		
C-15	周遊ルートの作成	市内の文化資源をストーリーで繋いだ周遊ルートを作成する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		←→	←→
C-16	文化財グッズの作成	藤岡市の文化資源を素材にしたグッズを作成し、周知などに利用する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		←→	←→
C-17	文化財関連のふるさと納税返礼品の検討	ふるさと納税の返礼品に文化資源に係るものを採用する。	行政(文)・行政(関)			←→
C-18	特別展示室の貸出し・利用促進	企画展を行っていない期間の特別展示室の貸出しなどの活用方法を検討する。	行政(文)・行政(関)		←→	←→
C-19	歴史関係団体設立の支援	歴史などに関する研究会の立ち上げがあった場合、協力を行う。	行政(文)・団体・市民	←→	←→	←→
C-20	教職員との連携	学校の教員と文化資源の学校での利用方法などについて意見交換を行い、課題を共有する。	行政(文)・行政(関)		←→	←→
C-21	県立歴史博物館や周辺自治体との連携	県立歴史博物館や周辺自治体などと連携し、イベントや展示などを実施する。	行政(文)・行政(関)	←→	←→	←→
C-22	有形の民俗文化財リストの公表	未公表だった市に収蔵されている有形の民俗文化財リストを公表し、活用を推進する。	行政(文)	←→	←→	←→
C-23	民俗文化財に関する魅力や価値の発信	民俗文化財の見学会や体験会等を学校や地域と連携して行い、郷土の理解を深める素材として活用していく。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		←→	←→
C-24	展示場所の開拓と企画展の開催	藤岡市の文化資源を民間施設や公共施設など、今まで関係性が薄かった場所に展示できるように働きかける。	行政(文)・行政(関)・団体・市民			←→
C-25	民間や学校と連携した展示企画	民間や学校と連携し、企画展を実施する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民			←→
C-26	記録保存	やむを得ず破壊される文化資源については、発掘調査やデジタル化などの手法を用いて記録保存を行う。	行政(文)・専門	←→	←→	←→
C-27	資料のデジタル化	資料のデジタル化を実施し、記録として保存するとともに活用・公開できる資料を蓄積する。	行政(文)・専門		←→	←→
C-28	無形の民俗文化財の記録保存	無形の民俗文化財について映像等の方法で記録を作成する。	行政(文)・専門		←→	←→
C-29	藤岡市デジタル博物館の拡充	藤岡市デジタル博物館の内容を拡充し、デジタルアーカイブとする。	行政(文)	←→	←→	←→

藤岡市「課題-方針-取り組み」対照表【市全域】

基本理念 (将来像)		方向性 (基本方針)	課 題	方 針
「郷土を愛し、未来に繋げていく藤岡」	文化資源を知り、守り、活かして、繋げる	藤岡の文化資源を継承し、次世代へ繋げる	1 地域・学校等との連携が不足 文化資源の保存・活用・継承のための、地域コミュニティや学校との連携が不十分である。	① 地域・学校等との連携を推進する 地域コミュニティや学校と連携し、文化資源の保存・活用・継承を推進する。
			2 担い手育成の推進が必要 文化資源の維持管理や郷土芸能の担い手などが高齢化や人口減少で不足しており、継続が困難な事例が増加している。	② 保存団体への支援を推進する 保存団体などへの支援・協力をを行い、文化資源の維持管理や郷土芸能の担い手育成などを支援する。
			3 郷土愛の醸成が必要 文化資源をツールとして使い、藤岡市に対する郷土愛を育んでいくと共に、地域の文化について興味を持つことから始まる学習機運を醸成していく必要がある。	③ 郷土学習の推進 郷土の歴史について学習する機会を設ける。
			4 防災・防犯対策の充実が必要 藤岡市埋蔵文化財収蔵庫（藤岡歴史館）収蔵の資料については、防災・防犯対策が取られているが、それ以外では十分な対策はできていない。指定文化財に関しては、定期的な見回りや確認を行っているが、未指定文化財については十分ではない。未指定文化財についても指定文化財等と同様に、防災・防犯についての周知や見回り等が必要である。 文化財に関する防災・防犯対策や被災の際の対応方法が不足している。	④ 防災・防犯対策の充実 『藤岡市地域防災計画』に準拠した災害に関する方針を定め、文化資源の防災対策を推進する。『第5次藤岡市総合計画』における犯罪の起こりにくい地域づくりのため、文化資源について住民の防犯意識の向上と地域における自主的な防犯活動の促進に協力する。
			5 史跡高山社跡の活用やPRが不十分 史跡高山社跡の活用やPRが不足しており、来場者が減っている。	⑤ 史跡高山社跡の活用を推進する 史跡高山社跡の価値を高め、市民を含む来場者にPRして活用のための事業を実施する。
			6 文化資源継承のための体制が不十分 文化資源の保存・継承に関する庁内の体制や、文化財保護課で蓄積された知識・経験の継承方法が課題である。	⑥ 文化資源継承のための環境を整備する 文化資源を保存・継承するための、体制や方法を整える。

第14表 継承の取り組み

取り組み						
No	取り組み名	取り組み内容	取り組み体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
D-1	意見交換会の実施	市民と文化資源に関する課題などを共有するため、意見交換会を実施する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		↔	
D-2	地域づくり協議会への参加	各地域づくりセンターに組織されている「地域づくり協議会」で、各地区の文化資源の保存・継承や課題、活用について意識を共有する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民	↔		
D-3	地区のイベントなどへの協力	地区のイベントに文化資源に関するブースを設けるなどして広報を行う。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		↔	
D-4	文化資源の語り部の育成	文化資源の解説等を行うボランティアを育成する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民			↔
D-5	保存団体への支援	保存団体の維持・継承などについて財政面や広報などの支援を行う。 例：獅子舞・太々神楽・祭囃子など	行政(文)・団体・市民	↔	↔	↔
D-6	保存団体発表会等への支援	保存団体が行う発表会などについて支援を行う。 例：獅子舞・太々神楽・祭囃子など	行政(文)・団体・市民	↔	↔	↔
D-7	補助金の周知	文化庁などが交付している補助金について、保存団体に存在を周知し、支援する。	行政(文)・団体・市民	↔	↔	↔
D-8	郷土学習への協力	藤岡歴史館で所蔵している書籍・報告書の利用や、利用者へのアドバイスを通じ、郷土学習に活用できるようにする。	行政(文)			↔
D-9	出前講座の実施	文化資源に関する出前講座を実施する。 例：藤岡のモノづくり・藤岡の古墳 など	行政(文)・行政(関)・団体・市民			↔
D-10	文化財防災に関する方針の作成	群馬県文化財防災ガイドラインをもとに、災害発生時の役割について明確化し、藤岡市の行動計画を作成する。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		↔	↔
D-11	文化財防災チェックリストの利用	群馬県文化財防災ガイドラインの文化財防災チェックリストを利用し、文化資源の現状やリスクを把握する。	行政(文)			↔
D-12	文化資源の防災・防犯の啓発	市民や関係団体、所有者に対して文化資源の防災・防犯に関する啓発を行い、災害時の文化資源の保護・保全や日常の現状確認の協力を求める。	行政(文)・行政(関)・団体・市民			↔
D-13	防災・防犯パトロール	指定等文化財を中心に、パトロールを強化する。	行政(文)・団体・市民	↔	↔	
D-14	文化資源の復旧支援	被災時の文化資源の応急処置や修理方法などについて、関係機関・団体等と連携しながら指導助言を行う。	行政(文)・行政(関)・専門・団体・市民			↔
D-15	高山社跡の保存整備	高山社跡の保存整備を進める。	行政(文)・行政(関)	↔	↔	↔
D-16	高山社跡を中心とした体験型観光の検討	高山社跡の価値を発信するため体験型の観光について検討する。	行政(文)・行政(関)・専門・団体・市民		↔	↔
D-17	企画展の開催	高山社跡や養蚕文化に関する企画展を開催し、価値を発信する。	行政(文)		↔	↔
D-18	高山社跡を活用したイベントの開催	高山社跡周辺でのイベントといった民間活用について働きかける。	行政(文)・行政(関)・団体・市民		↔	↔
D-19	高山社跡母屋の活用方法の検討	高山社跡母屋の利活用について検討する。	行政(文)・行政(関)		↔	↔
D-20	高山社に関する情報の周知	高山社跡での活動やイベント、最近の研究などを掲載した情報冊子を地元へ配布し、周知する。	行政(文)・行政(関)・専門・団体・市民		↔	↔
D-21	分教場をはじめとした歴史的建造物の保存・活用の推進	市内に残る高山社分教場をはじめとした歴史的建造物の保存・活用を推進する。	行政(文)・専門・団体・市民	↔	↔	↔
D-22	関係部署・機関との連携	関係部署と目的・方向性が一致する事業については、協力して事業が実施できるよう情報交換や働きかけを行う。	行政(文)・行政(関)・専門・団体・市民	↔	↔	↔
D-23	文化財保護行政における知識の継承	これまで行った事業の内容・方法・効果などをまとめた事例集を作成する。また他自治体の事例についても情報収集を行う。	行政(文)	↔	↔	↔

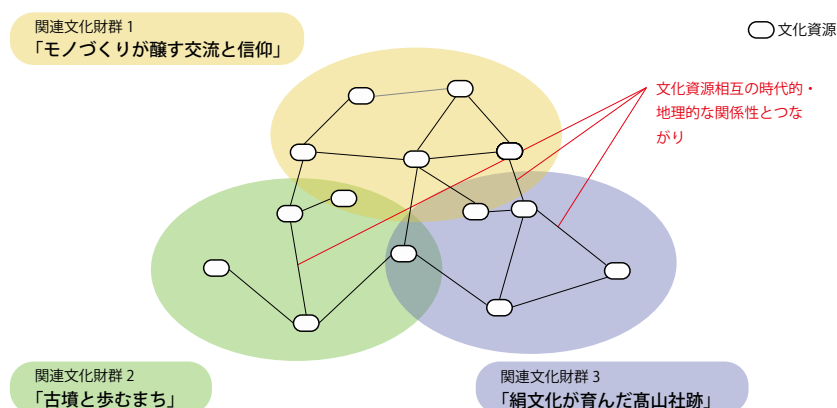
第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群設定の考え方

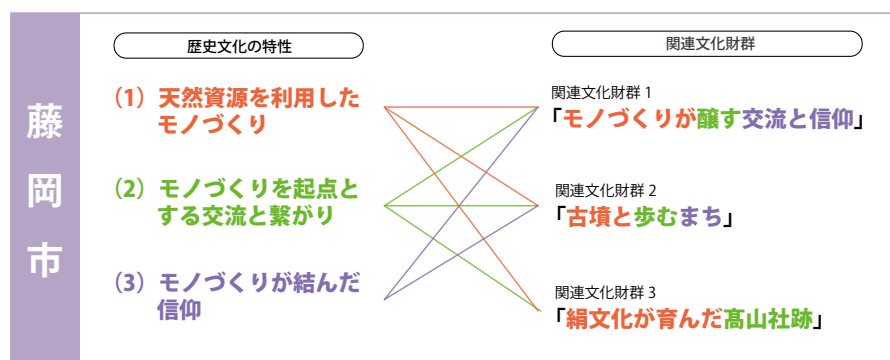
関連文化財群は、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となる。」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」令和5（2023）年3月最終変更、文化庁）とされ、複数の文化資源を関連させることで、総合的・一体的な保存・活用が可能となり、より多面的な価値や魅力を引き出すことができます。

本計画では、①藤岡市に育まれてきた歴史文化の特性を広く伝えること、②藤岡市民が共感でき、納得できるストーリーで、今後のまちづくりに繋がること、③各機関と連携し多様な取り組みを行うことができる、という観点から、以下の3つの関連文化財群を設定しました。

関連文化財群1「モノづくりが醸す交流と信仰」・関連文化財群2「古墳と歩むまち」・関連文化財群3「絹文化が育んだ高山社跡」です。



第26図 関連文化財群の概念図



第27図 藤岡市の関連文化財群

2. 各関連文化財群のストーリー・課題・方針・取り組み

関連文化財群1：「モノづくりが醸す交流と信仰」

①関連文化財群に関する事項

要旨

藤岡市に備わる地質・地形を利用したモノづくりは先史時代から始まり、様々な場所で利用されるだけでなく、他地域との交流を生み、信仰を育む道具にもなりました。モノづくりの系譜は現代にまで受け継がれ、藤岡らしさを形作っています。

ストーリー

藤岡市の市域は東西に長く、利根川の支流である烏川・鎭川・神流川といった複数の河川に囲まれ、これらが市の北端で合流しています。北部の平野部は、鮎川と神流川が運んだ土砂によって形成された扇状地です。藤岡低地・台地と呼ばれる平坦な地形があり、現在の市街地が広がっています。南部には関東山地に連なる丘陵地と山間部があり、標高 60m 程度の藤岡低地から、標高 1,523m の赤久縄山まで変化に富んだ地形を形成しています。

藤岡市は異なる地質が出会う変換点にあり、良質な藤岡粘土や緑色の美しい三波石などの豊富な天然資源を採取することができます。さらに奥深い森林から得られる豊富な燃料や製品の運搬に必要な河川といった環境にも恵まれています。こうした資源や環境を活用した瓦作りや石材業など、現在に至るまでモノづくりが盛んです。

ここでいう「モノづくり」とは、単に製品を生産することだけでなく、広範囲に流通する「モノ」の生産を意味しています。

先史時代から藤岡に存在する天然資源を目的に多くの人々が集まり、様々なモノづくりが行われてきました。作られた多種多様なモノは、様々な地域に流通し、日常生活だけでなく、葬送や信仰の場にも用いられています。モノづくりは、人と人との繋がりや信仰を作り上げてきました。このような伝統は、近代的な養蚕法「清温育」を考案し、高山社を創設して全国にその飼育方法を広めた高山長五郎や、零戦を開発し日本の航空技術を世界水準に押し上げた堀越二郎にも繋がります。現在まで連綿と続くモノづくりの系譜は、藤岡に住んだ人々の挑戦的な気質や諦めない心を表していると言えます。

藤岡市には一貫したモノづくりの系譜が存在し、現代にまで受け継がれており、藤岡らしさを形作っています。

②関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針

課題

- 1 藤岡市におけるモノづくりに関する文化資源の現状把握や関連づけ、調査・研究が十分ではなく、更なる価値づけを行う必要があります。
- 2 モノづくりに関するストーリーについて、市民への周知やストーリーの共有が十分ではありません。

方針

- ①各時代のモノづくりに関する文化資源と他地域との関係について調査・研究を行い、価値づけを行って文化財指定等を検討します。
- ②モノづくりに関するストーリーの認知度を高め、文化資源の活用を図ります。



三波川結晶片岩



中大塚縄文時代敷石遺構



下日野金井窯址群



堀越二郎関係資料

第15表 関連文化財群1 「モノづくりが醸す交流と信仰」文化資源リスト

No	名 称	指定等	種 別		地 域
1	七輿山古墳	国指定	記念物	遺跡	美土里
2	白石稲荷山古墳	国指定	記念物	遺跡	平井
3	本郷埴輪窯跡	国指定	記念物	遺跡	美九里
4	譲原石器時代住居跡	国指定	記念物	遺跡	鬼石
5	中大塚縄文時代敷石遺構	県指定	記念物	遺跡	美土里
6	伊勢塚古墳	県指定	記念物	遺跡	美土里
7	皇子塚古墳	県指定	記念物	遺跡	平井
8	平井地区1号古墳	県指定	記念物	遺跡	平井
9	平井城跡	県指定	記念物	遺跡	平井
10	金山城跡	県指定	記念物	遺跡	日野
11	喜蔵塚古墳	市指定	記念物	遺跡	平井
12	霊符殿古墳	市指定	記念物	遺跡	藤岡
13	平地神社古墳	市指定	記念物	遺跡	美土里
14	国分寺瓦窯跡	市指定	記念物	遺跡	日野
15	鉦遺跡	市指定	記念物	遺跡	日野
16	神田地区古墳群	市指定	記念物	遺跡	美九里
17	牛田廃寺跡	市指定	記念物	遺跡	美九里
18	医光寺の板碑	市指定	有形文化財	石造物	美九里
19	増進寺応永の塔	市指定	有形文化財	石造物	藤岡
20	岩田家製瓦用具一式	市指定	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	藤岡
21	瓦職鑑札及び御用札	市指定	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	藤岡
22	三波石峡	国指定	記念物	名勝地	鬼石
23	蛇喰溪谷	市指定	記念物	名勝地	日野
24	川端家住宅	国登録	有形文化財	建造物	小野
25	磨崖仏	未指定	有形文化財	石造物	平井
26	聖徳太子供養塔	未指定	有形文化財	石造物	鬼石
27	鬼瓦作り	未指定	無形文化財		藤岡
28	坂原遺跡	未指定	記念物	遺跡	鬼石
29	下日野金井窯址群	未指定	記念物	遺跡	日野
30	猿田Ⅱ遺跡	未指定	記念物	遺跡	平井
31	竹沼遺跡	未指定	記念物	遺跡	平井
32	三波川結晶片岩石切場跡	未指定	記念物	遺跡	鬼石
33	凝灰岩石切場跡（大神場地点）	未指定	記念物	遺跡	平井
34	滑石・蛇紋岩	未指定	記念物	地質鉱物	全体
35	三波川結晶片岩	未指定	記念物	地質鉱物	全体
36	凝灰岩	未指定	記念物	地質鉱物	全体
37	牛伏砂岩	未指定	記念物	地質鉱物	日野
38	藤岡粘土	未指定	記念物	地質鉱物	全体
39	太々神楽	未指定	民俗文化財	無形の民俗文化財	藤岡
40	堀越二郎関係資料	未指定	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	美土里

第16表 関連文化財群1 「モノづくりが醸す交流と信仰」の取り組み

No	事業名	事業内容	取組体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
1-1	文化資源のリストの作成	藤岡市内におけるモノづくりに関する文化資源のリスト化を行い、集成を継続する。	行政（文）	←→		
1-2	調査・研究	モノづくりに関する調査・研究を行い、藤岡市の歴史文化の特質についてより明確化する。	行政（文） 専門	←→		
1-3	指定等の推進	モノづくりに関する未指定の文化資源の指定を検討する。	行政（文）		←→	
1-4	企画展などの開催	藤岡市に関するモノづくりを関連付けて企画展を開催し、周知する。	行政（文）		←→	
1-5	サブストーリーの作成と周知	藤岡粘土・三波川結晶片岩といった素材や時代ごとの、モノづくりに関するサブストーリーを検討し、周知を行う。これらを用いた周遊ルートについても検討する。	行政（文） 行政（関） 団体		←→	
1-6	情報発信	情報を広く多様な世代へ届けられるように情報発信の方法を検討する。	行政（文） 行政（関）	←→		

関連文化財群2：「古墳と歩むまち」

①関連文化財群に関する事項

要旨

藤岡市に1,500基以上存在した古墳は、現在の集落の中に溶け込み、藤岡らしい独自の景観を形作っています。古墳は豪族の墓として築造されたものですが、現代では寺社が建てられ信仰の場として、また郷土芸能の伝承の場といった日常の一部として利用されている古墳もあります。さらに古墳から出土した埴輪は魅力的キャラクターとして親しまれるなど、新たな価値づけが行われています。

ストーリー

藤岡市では、平成28（2016）年に群馬県の調査で、1,511基の古墳が把握されました。群馬県の中でも古墳が密集する地域で、現在でもそこかしこに古墳が残されています。藤岡市内の地名（小字）には、「塚原」・「塚合^{つかあい}」・「塚田」・「塚間」・「飛石^{とんびいし}」といった古墳がたくさんあることを表した名称が数多く残っており、藤岡市民にとって古墳は身近な存在です。

藤岡市には、大量の石製模造品が発見された白石稲荷山古墳（5世紀前半）や、6世紀の東日本で最大級の規模を誇り、畿内との密接な関係性が想定される七輿山古墳（6世紀前半）といった大型前方後円墳などがあり、様々な古墳が造られました。また、古墳の規模の大小に関わらず、三波川結晶片岩などの石材をふんだんに使って古墳を構築しています。

埴輪を生産した史跡 本郷埴輪窯跡と猿田埴輪窯跡の2箇所の埴輪窯も見つかっており、古墳に飾る埴輪の大規模かつ組織的な大量生産を行っていました。藤岡市内の小型古墳には、その大きさにそぐわないほどの数多くの埴輪が飾られました。さらに滑石・蛇紋岩を使った石製模造品の製作も行っており、近現代における藤岡瓦作りや絹市の発展といった産業の基礎になったといえるでしょう。

近年では、藤岡市下毛田遺跡^{しもだ}から出土した「笑う埴輪」が、群馬 HANI-1（はにわん）グランプリで1位を獲得し、文化財という枠を超えて藤岡市を代表する魅力的なキャラクターとして広まっています。これを活かしたグッズなどが藤岡瓦の技法で作られるなど、歴史的な文化資源といった枠組みを超えた新たな展開を見せています。

消滅してしまった古墳も多いものの、藤岡市の田畑や市街地には現在でも古墳が点在しており、現代の風景と融合した特異な景観を形作っています。戸塚神社古墳、諏訪古墳、平地神社古墳などでは、古墳の墳頂を利用して寺社を建て、地域の信仰の場となり、その周りは獅子舞や太々神楽といった伝統芸能の舞台となって、文化資源を継承する場としても機能してきました。さらに市内には古墳にまつわる伝説や伝承も多く、身近な存在として生活に溶け込んでい

ます。

古墳は藤岡の歴史を知る重要な文化資源であることはもちろんですが、文化資源の枠組みを超えて私たちの生活と密接に関わっており、藤岡らしさを作り上げている要素の1つです。

②関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針

課題

- 1 古墳に関する調査・研究や現代社会での認識の把握などが十分ではなく、調査・研究が必要です。
- 2 藤岡市の古墳について十分な情報発信がされておらず、保存・活用に結びついていません。
- 3 市内の民有地に点在する古墳の保存が課題です。

方針

- ①古墳そのものの調査・研究に加え、古墳と古墳時代以降の社会との関係性や集落景観との関わりについて調査・研究を行い、価値づけを行います。
- ②調査・研究で得られた成果や市内の古墳の特徴などについてまとめ、情報発信を行います。古墳の認知度を高め、保存・活用を図っていきます。
- ③市内に残る古墳をどのように保存していくか検討します。



神田三本木古墳群



藤岡産埴輪



市内に点在する古墳群と集落景観



戸塚神社古墳・戸塚神社

第17表 関連文化財群2 「古墳と歩むまち」文化資源リスト

No	名 称	指定等	種 別		地 域
1	七興山古墳	国指定	記念物	遺跡	美土里
2	白石稲荷山古墳	国指定	記念物	遺跡	平井
3	本郷埴輪窯跡	国指定	記念物	遺跡	美九里
4	伊勢塚古墳	県指定	記念物	遺跡	美土里
5	皇子塚古墳	県指定	記念物	遺跡	平井
6	平井地区1号古墳	県指定	記念物	遺跡	平井
7	喜蔵塚古墳	市指定	記念物	遺跡	平井
8	戸塚神社古墳	市指定	記念物	遺跡	神流
9	霊符殿古墳	市指定	記念物	遺跡	藤岡
10	平地神社古墳	市指定	記念物	遺跡	美土里
11	堀越塚古墳	市指定	記念物	遺跡	平井
12	諏訪古墳	市指定	記念物	遺跡	藤岡
13	胴塚稲荷古墳	市指定	記念物	遺跡	神流
14	神田地区古墳群	市指定	記念物	遺跡	美九里
15	平井地区1号墳 出土品	国指定	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	平井
16	埴輪鞠	市指定	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	平井
17	諏訪神社	未指定	有形文化財	建造物	藤岡
18	平地神社	未指定	有形文化財	建造物	美土里
19	土師神社	未指定	有形文化財	建造物	美九里
20	戸塚神社	未指定	有形文化財	建造物	神流
21	銀象嵌円頭大刀柄頭	未指定	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	神流
22	市内に点在する古墳群と集落景観	未指定	文化的景観		全域
23	野見宿禰	未指定	その他	伝承・伝説	美九里
24	七興山	未指定	その他	伝承・伝説	美土里
25	高山長五郎功德碑附正門・寄付者名板	市指定	有形文化財	石造物	藤岡
26	町田菊次郎頌徳碑	市指定	有形文化財	石造物	藤岡

第18表 関連文化財群2「古墳と歩むまち」の取り組み

No	事業名	事業内容	取組体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7～9)	中期 (R10～14)	後期 (R15～19)
2-1	調査・研究	藤岡市の古墳に関する調査・研究や、県外の機関に収蔵されている藤岡市古墳出土資料の調査を進める。	行政（文） 専門	←→		
2-2	古墳の現代利用についての把握	現代社会と古墳との関わりや、他の歴史的文化との関係性を調査する。	行政（文） 専門	←→		
2-3	文化的景観について検討	藤岡市に点在する古墳と集落景観について、文化的景観という観点から具体的に検討する。	行政（文） 専門		←→	
2-4	情報発信	古墳についての情報を広く多様な世代へ届けられるように情報発信の方法を検討する。	行政（文） 行政（関）		←→	
2-5	周遊ルートの作成	古墳に特化した周遊ルートを作成し、活用に結びつける。	行政（文） 行政（関） 団体・市民		←→	
2-6	サブストーリーの作成と周知	藤岡市と古墳との関わりについて、サブストーリーを作成し、藤岡市の特性についてわかりやすく提示する。	行政（文） 専門		←→	
2-7	古墳の保存・活用方法の検討	市内に残る古墳について、保存や活用方法を検討する。	行政（文） 行政（関） 専門・団体・市民		←→	

関連文化財群3：「絹文化が育んだ高山社跡」

①関連文化財群に関する事項

要旨

養蚕の記憶は、今でも藤岡市に住む人々に共有され、馴染み深いものです。藤岡市で古代から続く養蚕の伝統は、江戸時代に群馬最大の絹市へと発展して絹文化が花開きました。明治時代には「清温育」という革新的な養蚕飼育法を生み出し、それを全国に広めた高山社の設立に結実し、現在では高山社跡が世界文化遺産に登録されています。

ストーリー

群馬県は古代から養蚕が盛んであり、続日本紀や延喜式にもその記載があります。正倉院に納められている白布には、「上野国緑野郡小野郷戸主額田部君馬稻調布壹反」という文字が書かれており、現在の小野地区から調布1反が献上されていました。古墳時代の遺跡からは、糸を紡ぐための石製紡錘車ぼうすいしゃを製作した遺跡も見つかっています。中世に成立した高山御厨は、絹を伊勢神宮へ貢納していたといわれており、古代～中世から蚕糸業が盛んな地域でした。日野地区には、養蚕と関係が深い殖産興業しよくさんこうぎようの神である誉田別命ほんだわけのみことを祀った地守神社じもりや辛科神社からしながあり、絹文化が藤岡の地にしっかり根付いていたことがわかります。

江戸時代には幕府が国内産生糸への切り替え政策を行い、絹の需要が増加し、養蚕が全国的に広がりました。群馬県も例外ではなく、藤岡市がある西毛地区は養蚕地帯を背景にした絹の集散地です。藤岡市は養蚕地帯の中心に位置し、さらに中山道の脇往還わきおうかんである下仁田街道と十石街道が交差する交通の要衝です。絹市も街道の交差箇所である旧藤岡町を中心に発展し、その立地を活かして生絹取引市場として栄えました。絹市は月12回開催され、桐生と並び上州の絹市では最多の回数となっています。

絹市では、都市の呉服問屋が買い付けの拠点として絹宿を設けており、藤岡市は絹の集荷地であると同時に買い付けの拠点となっていました。呉服問屋には、三井越後屋（現：三越）や大丸屋、白木屋（現：東急百貨店）といった今でも馴染みがある商店が名を連ねています。諏訪神社には、三井越後屋と協力して作成された神輿が2基現存しており、藤岡市と三井越後屋との結びつきを示し、当時の繁栄を伝える文化財として市指定重要文化財になりました。菊川英山作の「上毛藤岡名勝寿語録」には、当時の繁栄の様子が描かれています。浮世絵師の菊川英山や狂歌師の新井玉世といった文化人が藤岡市で活躍したのもこの時期であり、様々な文化が花開きました。

このような歴史的な背景の延長に、養蚕の先進的な飼育方法「清温育」が高山長五郎によって考案され、高山社が設立されました。清温育は高山社及び分教場による教育普及活動によっ

て全国に広まり、養蚕飼育法のスタンダードとなりました。高山社蚕業学校には全国から養蚕を学ぶために生徒が入学しており、様々な地域と人的なネットワークができました。清温育に適した天窓^{てんそう}がついた養蚕家屋は、高山社分教場をはじめとした藤岡市の家屋に採用され、その景観は藤岡市の原風景といえます。平成26（2014）年には、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の4つの構成資産のうちの1つ、世界文化遺産 高山社跡として登録されました。

高山社がさらに広め、育んだ養蚕という文化は、藤岡市に深く根付いています。多種多様な養蚕道具は、各家に所有され、使用されていました。さらに養蚕の成功を祈り、お蚕餅やマユ玉飾りを使った小正月の祭りや蚕神碑^{さんしんひ}といった養蚕信仰など、養蚕に関わる祭祀や伝承が市内各地に残され、生活の一部となっています。

現在では、養蚕を行っている農家はほとんどありませんが、養蚕に関する事跡や記憶は藤岡市の様々なところに色濃く残っており、今の藤岡市を形作っていると言えます。

②関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針

課題

- 1 絹文化についての総体的な調査・研究が十分ではなく、藤岡市特有の絹文化や他地域との繋がりについて明らかになっていません。また、その結果の発信が不十分です。
- 2 高山社分教場をはじめとした建造物の調査が不足していることが課題となっています。
- 3 高山社跡の価値づけや市民への周知が十分でなく、活用や観光に十分に結びついていません。

方針

- ①調査・研究を行って藤岡市特有の絹文化を明らかにし、価値を発信していきます。
- ②市内に残された絹関連の建造物について、調査などを行っていきます。
- ③調査・研究で把握した価値をストーリーとして提示し、周知していきます。また高山社跡の活用方法を検討し、活用や観光に繋げていきます。



高山家絹絵図



上州藤岡名勝寿語録（拡大）

第19表 関連文化財群3 「絹文化が育んだ高山社跡」文化資源リスト

No	名 称	指定等	種 別		地 域
1	高山社跡	国指定	記念物	遺跡	美九里
2	諏訪神社(諏訪様)男御神輿・(八坂様)女御神輿	市指定	有形文化財	美術工芸品(工芸品)	藤岡
3	高山長五郎功德碑附正門・寄付者名板	市指定	有形文化財	石造物	藤岡
4	町田菊次郎頌徳碑	市指定	有形文化財	石造物	藤岡
5	富士浅間神社祭礼絵巻	市指定	有形文化財	美術工芸品(絵画)	藤岡
6	町田菊次郎分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美九里
7	高山幸次郎分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美九里
8	中里寅蔵分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美九里
9	塚越兵衛門分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	小野
10	塚越源蔵分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	小野
11	大谷房吉分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	小野
12	折茂純一分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美土里
13	佐藤周次郎分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美土里
14	佐藤萬作分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美土里
15	浅見豊吉分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美土里
16	氏家己之吉分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	美土里
17	堀口嘉平分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	平井
18	小池安蔵分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	日野
19	入野小左衛分教場建物	未指定	有形文化財	建造物	神流
20	高山家文書	未指定	有形文化財	美術工芸品(古文書)	美九里
21	上毛藤岡名勝寿語録	未指定	有形文化財	美術工芸品(絵画)	藤岡
22	高山家絹絵図	未指定	有形文化財	美術工芸品(絵画)	美九里
23	繭玉飾り	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
24	繭茹で釜	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
25	ざま 桑摘みかご	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
26	カゴ	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
27	ふるい	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
28	木鉢	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
29	まぶし織機	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
30	クワコキ 桑もぎ	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
31	蚕網	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
32	蚕かご	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
33	給桑台	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
34	糸巻き	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
35	ざま 桑摘みかご	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
36	座繰り (5個)	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
37	座繰り (5個)	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
38	牛首	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
39	糸車	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域
40	毛羽取り機	未指定	民俗文化財	有形の民俗文化財	全域

第20表 関連文化財群3 「絹文化が育んだ高山社跡」の取り組み

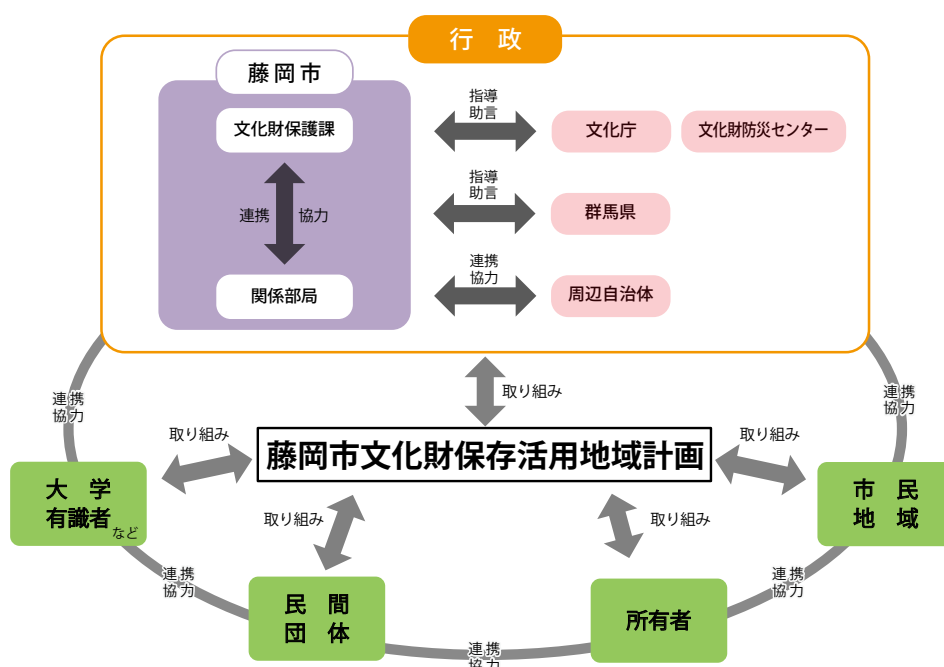
No	事業名	事業内容	取組体制	実施時期(令和)		
				前期 (R7~9)	中期 (R10~14)	後期 (R15~19)
3-1	絹関連文化資源のリスト化	藤岡市の絹関連の文化資源についてリスト化し、集成を行う。	行政(文)	←→		
3-2	藤岡市の絹文化の調査・研究	藤岡市の絹文化について体系的な調査研究を実施する。藤岡市の絹文化に関する歴史的な特性について検討する。	行政(文)		←→	
3-3	建造物の調査と公開	市内に残る高山社分教場などの歴史的建造物を調査する。またその成果を藤岡市デジタル博物館などで公開する。	行政(文)		←→	
3-4	保存修復を行なった高山社跡母屋等の活用方法の検討	高山社跡母屋や敷地の民間活用も含めた活用方法を検討する。	行政(文) 行政(関) 専門・団体		←→	
3-5	多様な手法を活用して情報発信	高山社に関する情報を広く多様な世代へ届けられるように情報発信の方法を検討する。	行政(文) 行政(関)	←→		
3-6	ロケ誘致への情報提供	高山社跡やその周辺の一帯について、映画などの撮影のロケ地として使用できるように情報提供を行う。	行政(関) 団体			←→
3-7	高山社学の一層の推進	市内小中学校で行っている高山学を継続して推進する。	行政(関)	←→		
3-8	他機関との合同イベントの企画	高山社に関するイベントなどを他機関と連携して実施できるよう働きかけていく。	行政(関) 専門・団体・市民			←→

序章
第 1 章
第 2 章
第 3 章
第 4 章
第 5 章
第 6 章
第 7 章
第 8 章
第 9 章

第9章 文化資源の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、文化財保護課を中心とし、藤岡市の関係各課との連携を図りながら事業を推進することを基本とします。また、本計画を円滑に推進するために、下に記載する行政関係機関だけでなく様々な機関・人々との連携体制を構築し、事業を実施していきます。



第28図 藤岡市の推進体制

(1) 行政（文）・・・文化財保護課

【藤岡市】

・文化財保護課（教育委員会）

文化財に関する企画及び総合的調整、埋蔵文化財の発掘調査及び記録保存、史跡等の保存・整備及び活用、歴史民俗団体、埋蔵文化財収蔵庫の管理運営、歴史民俗資料の収集・記録保存・管理・展示及び活用、世界文化遺産の保存・整備及び活用に関すること。

職員 10 名（うち埋蔵文化財に関わる職員 4 名）

(2) 行政（関）・・・関係各課、群馬県、他市町村、学校など

【藤岡市】

企画部

・企画課

文化振興の企画、総合調整及び推進に関すること。

・地域づくり課

地域振興の企画、地域振興の総合調整及び推進、地域コミュニティの維持強化、地域づくりセンターに関すること。

総務部**・地域安全課**

防災及び水防並びに災害対策本部、防犯に関すること。

経済部**・商業観光課**

観光及び物産、高山社跡交流センターに関すること。

都市建設部**・都市計画課**

都市計画、景観行政に関すること。

・都市施設課

白石丘陵公園の管理運営に関すること。

健やか未来部**・図書館**

図書館の企画運営、図書館資料の受け入れ及び整理に関すること。

鬼石総合支所**・にぎわい観光課**

商工業の振興・観光及び地域イベント、体験学習館、桜山公園に関すること。

教育委員会**・生涯学習課**

生涯学習の企画及び総合的な調整、芸術文化の振興並びに文化団体の育成及び指導に関すること。

・学校教育課

教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

・藤岡市内の小学校・中学校・高等学校

小学校 11 校（市立）、中学校 5 校（市立）、高等学校 3 校（県立）、特別支援学校 1 校（県立）。市内の小中学校では、高山社学をはじめとする郷土学習を実施している。

【群馬県】**・文化財保護課**

文化財の保存・活用、文化財の指定・解除、群馬県文化財保護審議会、銃砲刀剣類の登録等、文化財保護に係る表彰、埋蔵文化財保護と開発事業との調整など。

・文化振興課

文化基本条例・指針、伝統文化継承事業、文化芸術団体の育成・支援、世界遺産の包括的保存管理、ぐんま絹遺産の登録・活用、温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進など。

・公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

公共開発工事に伴う埋蔵文化財の調査・研究、生涯学習や学校教育と連携した公開事業・普及啓発など。

・群馬県立歴史博物館

群馬県の歴史や文化に関する展示・調査研究・普及啓発など。

・群馬県立自然史博物館

群馬県の自然史を中心に地球の文化・鉱物・ヒトや進化に関する資料・標本・写真などの展示、調査研究、普及啓発など。

・群馬県立世界遺産センター

大学や民間と連携し、世界遺産や絹産業、絹に関する歴史文化等の研究に取り組み、総合的に情報を発信している。

・周辺の地方自治体

高崎市や前橋市など関連する歴史文化や文化資源を持つ市町村など。

・群馬県警察 藤岡警察署

藤岡地域の管轄。

・多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 藤岡消防署

火災予防思想の普及、災害現場の指揮、支援及び安全管理に関することなど。

連携**【国】****・文化庁**

文化芸術の振興・普及、文化財の保存・活用、宗教に関する行政事務などを行う。

(3) 専門・・・大学、文化財保護審議会、有識者 など

・藤岡市文化財保護審議会

文化財に関する事項について、教育委員会からの諮問に応じて調査・研究し、意見を具申する。

・藤岡市文化財保存活用地域計画協議会

地域計画に関わる事業の推進の助言、事業の効果の検証や評価、計画の見直し等に関するこ
と。

・史跡等整備委員会

毛野国白石丘陵公園整備委員会

毛野国白石丘陵公園整備や古墳の発掘調査についての指導・助言など。

高山社跡保存整備計画策定委員会

世界文化遺産 高山社跡の保存整備事業に関わる指導・助言など。

フユザクラ樹勢回復臨時委員会

国指定名勝及び天然記念物 三波川（サクラ）の樹勢回復、保護などについての指導・助言。

・これまで藤岡市と連携した実績がある大学

早稲田大学・明治大学・群馬県立女子大学・高崎商科大学・城西大学・群馬医療福祉大学。

・イコモス

文化遺産保護の原理・方法論・科学技術の応用の研究。ユネスコの諮問機関として世界遺産
登録の審査・モニタリングの活動など。

・ユネスコ

諸国民の教育・科学・文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とし
た国際連合の専門機関。世界の文化遺産の保護、文化政策・文化産業・文化間対話の強化など。

(4) 団体・・・民間団体、各種団体、地域づくり協議会、企業 など

・地域づくり協議会

地域づくり協議会は、市内8つの地域づくりセンターに設置されており、事業の推進・審議・
検討・実施を行っている。また地区内の団体等と連携した事業も実施している。

・藤岡市観光協会

藤岡市の観光情報の発信やイベントなどを実施している。

・高山社顕彰会

高山社跡に関する様々な事業を行い、高山社跡のPRや顕彰事業等を行っている。

・藤岡市郷土芸能保存会

市内で活動する獅子舞・太々神楽・祭囃子の保存団体が加入している。市内での活動のほか、

年1回発表会を行っている。

- ・平井城址保存会

県指定史跡 平井城址に関する普及・啓発といった活動を行っている。

- ・公益財団法人 藤岡市文化振興事業団

地域文化の創造及び発信、文化活動拠点の運営、地域文化に関する情報収集及び提供など。

- ・公益財団法人 群馬県教育文化事業団

文化芸術の創造及び発信、文化芸術を育む環境づくり、伝統文化の保存・継承・発展等に関する事業の実施。

- ・文化財防災ネットワーク連携協議会

文化財の収蔵・保存・展示を行う施設協議会、団体、有識者によって構成。災害対策や災害発生時の対応など災害に備えた情報共有と、災害発生時の被害情報の収集やレスキュー活動に取り組んでいる。

- ・群馬県歴史資料継承ネットワーク

自然災害等で被害を受けた歴史資料の救出・保全活動を行っている。

- ・一般社団法人 群馬建築士会（ヘリテージマネージャー）

群馬建築士会では、地域に眠る歴史文化遺産を発見・保存・活用し、地域づくりに生かす能力を持つ、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）を育成し活動を行っている。

(5) 市民・・・住民、文化資源の所有者・管理者 など

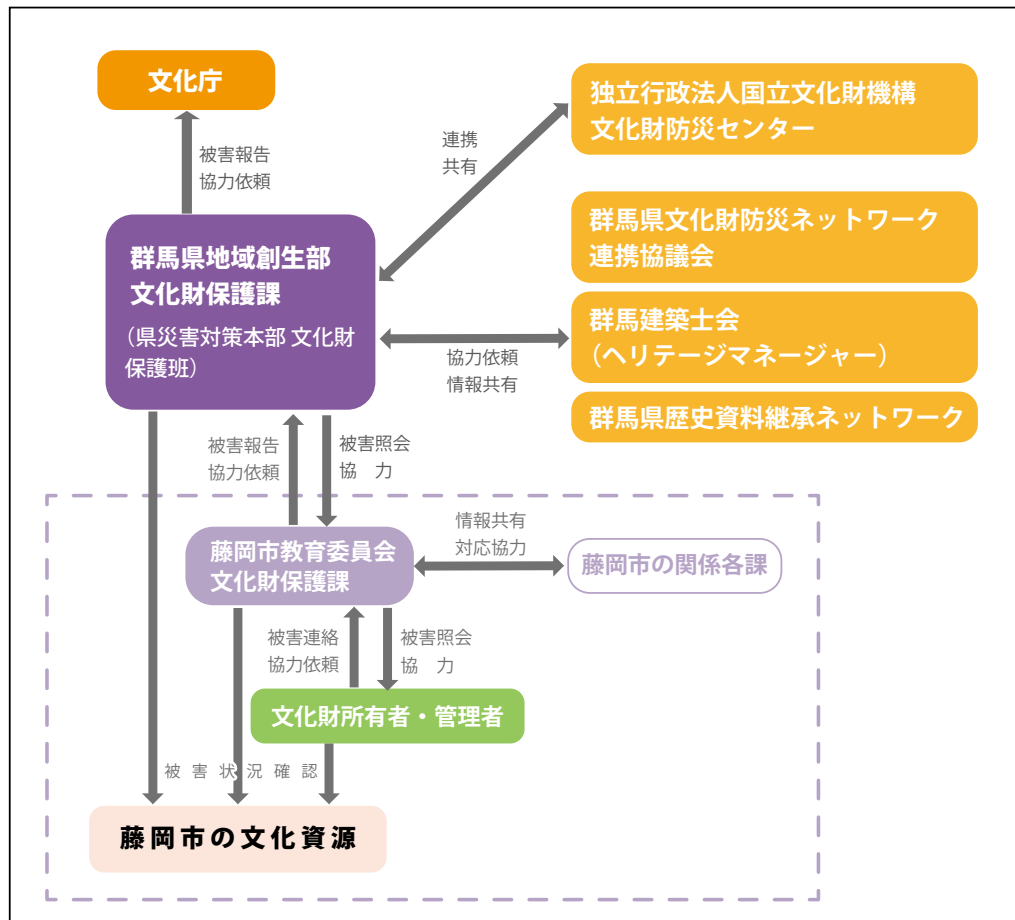
藤岡市に住み、文化資源を守ってきた人々。

藤岡市に住み、文化資源に興味を持ち積極的に学ぼうとする全ての人々。

2. 緊急時の推進体制

藤岡市の文化資源に関わる防災・防犯への取り組みは、「藤岡市地域防災計画」（令和5（2023）年4月改訂）及び「群馬県文化財防災ガイドライン」に沿って、実施していきます。また「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」・「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」なども参考にし、防災・防犯に関する体制の強化と拡充を進めていきます。また災害時には群馬県を通じて独立行政法人文化財機構 文化財防災センターなどに要請し、連携を図ります。

緊急時の防災・防犯に関わる推進体制は、第29図の通りです。



第29図 緊急時の推進体制

3. 計画の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、庁内関係部局との連携・調整に努め、相互の施策の共有と調整を図り、随時、意思疎通と連携の機会を設けることで、効果的・効率的な推進を目指します。また協働する関係機関や民間団体、市民などのニーズを把握して進めます。

なお、本計画に位置付ける取り組みのうち、市の事業に関しては、市の施策や事業として進めていきます。

藤岡市文化財保存活用地域計画

令和7（2025）年 7月 認定

編集・発行 / 群馬県藤岡市教育委員会文化財保護課

〒375-0055 群馬県藤岡市白石1291-1

TEL：0274-23-5997

FAX：0274-22-6999



本計画は、令和5～7年度（2023～2025）文化庁「地域文化財総合活用推進事業」（文化財保存活用地域計画作成）の文化芸術振興費補助金を活用して作成した。